

令和 5 年第 2 回山江村議会 3 月定例会会期日程表

日次	月 日	曜	種 別	場 所	開会時刻	摘 要
1	3 月 7 日	火	本会議	議会議場	午前 1 0 時	・開 会 告 ・報 ・提案理由説明 ・質 疑 ・討 論 ・表 決
2	3 月 8 日	水	休 会	農村環境 改善センター 村内一円	午前 9 時	・議 案 審 議 ・現 地 調 査
3	3 月 9 日	木	休 会	農村環境 改善センター	午前 9 時	・議 案 審 議
4	3 月 1 0 日	金	本会議	議会議場	午前 1 0 時	・一 般 質 問 (4 名)
5	3 月 1 1 日	土	休 日			
6	3 月 1 2 日	日	休 日			
7	3 月 1 3 日	月	本会議	議会議場	午前 1 0 時	・一 般 質 問 (3 名)
8	3 月 1 4 日	火	本会議	議会議場	午前 1 0 時	・質 疑 ・討 論 ・表 決 ・閉 会

第 1 号

3 月 7 日 (火)

令和5年第2回山江村議会3月定例会（第1号）

令和5年3月7日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 議事日程

- | | | |
|-------|---------|---------------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | | 行政報告 |
| 日程第 5 | 議案第 2 号 | 令和4年度山江村一般会計補正予算（第9号） |
| 日程第 6 | 議案第 3 号 | 令和4年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号） |
| 日程第 7 | 議案第 4 号 | 令和4年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第4号） |
| 日程第 8 | 議案第 5 号 | 令和4年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第4号） |
| 日程第 9 | 議案第 6 号 | 令和4年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第3号） |
| 日程第10 | 議案第 7 号 | 令和4年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第4号） |
| 日程第11 | 議案第 8 号 | 人吉球磨広域行政組合規約の一部変更について |
| 日程第12 | 発委第 1 号 | 山江村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 同意第 1 号 | 山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについて |
| 日程第14 | 議案第 9 号 | 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について |
| 日程第15 | 議案第10号 | 山江村学校給食費の管理に関する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第11号 | 山江村情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第12号 | 山江村情報公開条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第13号 | 山江村報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する |

条例の制定について

日程第 19 議案第 14 号 山江村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 20 議案第 15 号 山江村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 21 議案第 16 号 山江村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 22 議案第 17 号 令和 5 年度山江村一般会計予算

日程第 23 議案第 18 号 令和 5 年度山江村特別会計国民健康保険事業予算

日程第 24 議案第 19 号 令和 5 年度山江村特別会計簡易水道事業予算

日程第 25 議案第 20 号 令和 5 年度山江村特別会計農業集落排水事業予算

日程第 26 議案第 21 号 令和 5 年度山江村特別会計介護保険事業予算

日程第 27 議案第 22 号 令和 5 年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算

日程第 28 議案第 23 号 令和 5 年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算

日程第 29 議員派遣の件

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1 番 本 田 り か さん

2 番 久保山 直 巳 君

3 番 中 村 龍 喜 君

4 番 赤 坂 修 君

5 番 森 田 俊 介 君

6 番 横 谷 巡 君

7 番 立 道 徹 君

8 番 西 孝 恒 君

9 番 中 竹 耕一郎 君

10 番 秋 丸 安 弘 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 山 口 明 君

5. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 内 山 慶 治 君 副 村 長

教 育 長 藤 本 誠 一 君 総 務 課 長 平 山 辰 也 君

税 務 課 長 迫 田 教 文 君 企画調整課長 高 橋 忍 君

産業振興課長 松 尾 充 章 君 健康福祉課長 今 村 禎 志 君

建 設 課 長 清 永 弘 文 君 教 育 課 長 蕨 野 昭 憲 君

会 計 管 理 者	一 二 三	信 幸 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	新 山 孝 博 君
代 表 監 査 委 員	豊	永 知 満 君		

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） おはようございます。本日の出席議員は10名で定足数に達しております。

ただいまから、令和5年第2回山江村議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中竹耕一郎君） 議事日程に従いまして、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第124条の規定によりまして、4番、赤坂修議員、5番森田俊介議員を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本件につきましては、2月21日、議会運営委員会が開かれ、会期の日程等について協議されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

10番、秋丸安弘君。

○議会運営委員長（秋丸安弘君） おはようございます。

令和5年第2回山江村議会定例会につきまして、去る2月21日、午前9時から議会運営委員会会議を開催し、本定例会全般について協議を行いました。決定しておりますことをご報告申し上げます。

会期につきましては、本日7日から14日までの8日間としております。

本日開会、提案理由説明としておりますが、日程第5、議案第2号から日程第11、議案第8号につきましては、先議することにしております。提案理由の説明後、議案審議を経て、質疑、討論、表決を行います。その後、残りの議案につきましては、提案理由の説明を行い、散会としております。

9日までを休会としておりますが、議案審議、現地調査などを行うこととしております。

4日、10日は一般質問で、今回7名の議員から通告がなされております。発言の順序はくじ引きにより決定しております。時間につきましては質問、答弁含めて60分となっております。まず、この日に4名の議員を質問終了後、散会としております。

11日から12日と休日をはさみ7日目、13日に残りの3名の議員の一般質問

を行い、終了後、散会としております。

８日目、１４日は、質疑、討論、表決を行い、閉会ということに決定しております。

以上、報告を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） これで議会運営委員長の報告は終わりました。

お諮りします。会期の決定については、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、会期の決定については、議会運営委員長報告のとおり、決定いたしました。

—————○—————

日程第３ 諸般の報告

○議長（中竹耕一郎君） 日程第３、諸般の報告を行います。

大変寒く長かった冬も過ぎまして、春がもうすぐそこまで来ております。本会議も改選の時期を迎え、任期中最後の定例会となりました。豪雨災害からの復旧・復興、新型コロナウイルスからの脱出、物価高騰対策など様々な課題に向けて、関係者の努力により一步一步進んでいるところであります。

本定例会では、令和５年度に向けた新事業、新たな対策、予算等の提案がなされます。持続可能でさらに暮らしを良くするためのフレッシュで中身の濃い定例会になりますことを、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、１月１３日の議会臨時会以降の議会に関する報告を行います。

１月２１日、国営川辺川総合土地改良事業の事業終了にちなみまして、完工式が行われております。あさぎり町免田のポッポ一館で行われました。正副議長、それから関係議員が出席をしております。

１月２６日、くま川鉄道、球磨川第４橋梁復旧本体工事の起工式が相良村の現地で行われております。私が出席をしております。

２月１７日、下球磨町村議会正副議長会及び球磨郡の町村議会議長会の主催により合同研修会を山江村の体育館で行っております。これには全議員が出席をしております。熊本大学の伊藤先生を講師にいたしまして、一般質問とは何かというようなことで研修会が行われております。

２月１９日、西瀬橋の完成式が行われました。被災後２年半ぶりに完成をしたわけでありまして、西瀬小学校で行われまして、私が出席をしております。

２月２２日、熊本県の町村議会議長会の定期総会が熊本で行われまして、新しく下益城郡美里町の上田孝議長が県の議長会長と就任になりました。私が出席をして

おります。

それから、2月25日、山江村教育のつどいが行われております。小中学生の各種の表彰、併せて教育の分の表彰も行われております。山田小学校の体育館で行われ、各議員が参加をしております。

次に、3月3日、定例の郡議長会議が多良木町で行われまして、私が出席をしております。

その他人吉球磨広域行政組合、人吉下球磨消防組合、議会等にはそれぞれ関係委員が出席をし、広報編集特別委員会も順次開催をされたところであります。

以上で諸般の報告を終わります。

また、地方自治法第199条第9項の規定により、例月現金出納検査の結果報告書が監査委員より提出されております。議員各位には、お手元に配付しておりますので、後ほどご確認をお願いしたいと思います。

次に、一部事務組合の活動報告を行います。

はじめに、人吉球磨広域行政組合議会議員、3番、中村龍喜議員より報告をより報告をお願いいたします。

3番、中村龍喜君。

○3番（中村龍喜君） 令和5年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会が、令和5年2月24日、クリーンプラザの大会議室で開催されましたので、報告いたします。

日程第2、会期の決定ですけれども、議会運営委員会長の報告があり、会期は2月24日に開会し、3月27日を閉会とする32日間とし、2月25日から3月26日までを休会とすることに決定しました。

日程第3、行政報告では、理事会代表理事から、令和4年第4回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等について報告がありました。

続きまして、日程第4、議案第1号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。日程第5、議案第2号、人吉球磨広域行政組合個人情報保護法施行条例の制定について。一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。日程第6、議案第3号、人吉球磨広域行政組合議会個人情報の保護に関する条例の制定について。日程第7、議案第4号、人吉球磨広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。日程第8、議案第5号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について。日程第9、議案第6号、令和4年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第3号）、日程第10、議案第7号、令和4年度人吉球磨広域行政組合一般会計費の負担金の総額の補正（第1号）、日程第11、議案第8号、令和5年度人吉球磨広域行政組合一般会

計予算、日程第12、議案第9号、令和5年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額、この議案9件では一括して理事会代表理事の提案理由の説明を受け、議案第1号及び議案第4号から議案第7号までの5件については、執行部の補足説明を受けたあと質疑、採決を行い、原案どおり可決されました。

閉会日となる3月27日の議事日程については、最初に一般質問を行い、次に議案第2号、議案第3号、議案第8号及び議案第9号の4件について、執行部の補足説明のあと質疑採決を行い、最後に委員会の閉会中の継続審査を図り、閉会をするということでありましたので、以上、令和5年度第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会報告とさせていただきます。

○議長（中竹耕一郎君） 次に、人吉下球磨消防組合議会議員、7番、立道徹議員より報告をお願いいたします。

7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） それでは、人吉下球磨消防組合議会の報告を行います。

去る2月22日に令和5年2月第1回人吉下球磨消防組合議会定例会が、午後2時より人吉下球磨消防組合消防本部会議場にて行われました。

議事日程で、日程第1、会期の決定は、本日1日限りということで、日程第3、議案第1号から日程第10、議案第8号までは、一括説明があり、原案どおり可決されました。

日程第11、議案第9号、人吉下球磨消防組合個人情報保護施行条例の制定についても原案どおり可決されました。日程第12、議案第10号、令和4年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第4号）については、歳入歳出予算の総額からそれぞれ582万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億1,198万1,000円とするもので、原案どおり可決されました。日程第13、議案第11号、令和5年度人吉下球磨消防組合一般会計歳入歳出予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億4,743万2,000円とするもので、対前年度比では3億2,462万8,000円の減額で、原案どおり可決されました。日程第14、議案第12号も議案どおり可決され、日程第15、消防庁建設に関する特別委員会委員長報告は、1、西分署新庁舎更新事業の進捗について、2、本部中央消防署庁舎移転候補についての報告があり、閉会いたしました。

これで、人吉下球磨消防組合議会の報告とさせていただきます。

○議長（中竹耕一郎君） 以上で一部事務組合の活動報告は終わりました。

—————○—————

日程第4 行政報告

○議長（中竹耕一郎君） 日程第4、村長から行政報告の申し出がありますので、

これを許します。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは皆様おはようございます。議長には、発言の機会をありがとうございます。

本日ここに令和5年第2回山江村議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様には全員ご出席いただく中に開催できますこと、心から感謝を申し上げます。

それでは、先般の臨時会後の行政報告を申し上げたいと思います。主なもののみ行いますが、非常に課題もありますので、その付近も含めて、経過も含めて申し上げますさせていただきたいと思います。

1月18日でありますけれども、税に関する作品の表彰式を行っております。今回は熊本県納税貯蓄組合連合会長賞に、山江中2年の尾方美和子さんが受賞されたほか、全員で5名の方が表彰されるという非常に優秀な成績でありました。

それから、1月19日から20日にかけて、やまえ栗のアンバサダー就任式、アンバサダーというと大使ですけども、栗大使の就任式、平瀬祥子さんのほうにお願いをしたということであります。平瀬祥子さんの件のいきさつを申し上げますと、平瀬祥子さんは、もともと人吉のほうでお生まれであります。その後、熊本に移られ、熊本のほうのホテルのパティシエとしてご活躍中でありました。その後、フランスに渡られていろんな修行を積まれ、日本に帰ってこられたということでありまして、テレビの情熱大陸にも取り上げられるような人でありまして、非常に有名なパティシエでございます。その方が、先般鶴屋のフランス展でですね、やまえ栗を使ったスイーツを出されたということでありまして、販売したら飛ぶように売れて完売は毎日したようでありまして、その折に、熊本県の副知事のほうに表敬訪問されております。木村副知事のほうに表敬訪問されたということでありまして、そのときにですね、平瀬祥子さんがおっしゃった言葉が、「私、全国のいろんな栗を食べてきましたけれども、山江の利平栗が一番おいしいです」とおっしゃったそうであります。それを受けて木村副知事のほうから私のほうに即座に電話があつて、1回お会いされたほうがいいですよという電話がありまして、平瀬祥子さんに会うために、携帯の電話番号を調べたりしておりましたら、先方から山江村長室のほうに伺うというような話でありまして、山江村のほうにお越しいただいたということであります。その折に諸々話を申し上げ、栗の大使としてですね、山江栗の大使として、山江栗のPR、またいろんな商品開発にも協力をお願いしたいということを申し上げましたら、快くお引き受けをいただいたということであります。

従いまして、山江村に来られる際に、その就任の辞令といいますか、委嘱をしたいと思っておりましたが、なかなかお忙しい方でありまして、こちらから出向き

ましてお願いをしてきたということでもあります。今後、山江栗の提供もいたしますけれども、いろんなPR活動をされながら、山江村の付加価値をつける、また、いわゆるブランディングにつきまして、いろんな方法でPRしていただきたいと思っているところであります。

それから、1月21日は、こどもの夢継続活性化事業でございます。これは子どもさん方の運動能力測定を行いながら、どういうスポーツに合いますかというような事業であります。今回は、元大リーガーの岡島秀樹さんをお招きしながらそういう事業をやったということでもあります。

それから、同じく21日は、国営川辺川総合土地改良事業の完工式でございます。当初は3千4、500ヘクタールの土地にダムの水を配るといような事業でありましたけれども、諸々ございまして、いわゆるダム反対運動の材料としてですね、この国営の事業が扱われて、結局は189、200ヘクタール弱で完工したということでございます。途中ダムの水じゃない水をですね、既設導水路活用案も飛び出し、ダムができなくても水が来るといような事業であったわけでありましてけれども、非常に残念な結果であったと思います。私、コメントを言っておりましたけれども、早くこの山江村に水が来ていたら、山江村の農業もずいぶん変わっていたといような感想を申し上げたところであります。

それから、同じく21日、山江の鎮山親水の林業塾を開講いたしております。

それから24日でございますが、24日から25日にかけて、大雪警報が出ておりましたので、災害警戒対策本部会議を行いまして、この大雪に対する対策会議をやったところであります。無事大きな被害もなく乗り越えさせていただいたということでもあります。

それから、1月26日、くま川鉄道、球磨川第四橋梁の復旧本工事起工式がございました。部分開業、部分運行をしておりますけれども、この四橋ができ上がりますと、令和7年を目標に今、工事が進んでおりますが、でき上がりますと全線開通ということになるわけでございます。

それから、1月27日は山江村の村有財産審議会を開催しております。払い下げの申請があっておりますが、審議会のほうでは払い下げについては却下をさせてという答申を受けたところであります。

1月29日、第40回熊日郡市対抗女子駅伝大会がございました。熊本市でありましたけれども、結果は球磨郡は11位という結果でした。ただし、7区間あるうち3名がですね、山江村出身の子どもたちが走ってくれております。

1月30日につきましては、人吉下球磨消防組合と上球磨消防組合が現在消防指令に対する共同運用について話し合いを進めておりますので、その協議の場を持っ

たところでございます。人吉下球磨消防組合においては、その負担割合をですね、基準財政需要額割合にするというような提案をしておりますけれども、上球磨消防組合のほうからは、それに均等割と災害緊急出動割を加算してくれというような話がありまして、現在その件について調整を行っているところであります。

消防費は常備、非常備消防費とも基準財政需要額に応じて、その割合に応じてですね、各市町村に支給されます。当然その基準財政需要額、山江村は18億5,000万円ほどありますけれども、非常備消防費、常備消防費合わせて1億1,000万円ほど来ております。そのうち7,000万円ほどを下球磨消防組合に納めているところでありますので、その割合が各町村とも7割程度ということで納めているわけですが、それが一番公平性があると私も思っているところであります。今からそういう上球磨消防組合との協議は進んでいくというようなことであります。併せて、人吉下球磨消防組合管理者会議がありまして、現在移転計画をしております土地についての協議をしたところであります。

それから、1月31日から2月2日にかけて、球磨土木事業推進協議会視察研修として、球磨郡の10市町村長で土木研修会を行ったということであります。茨城県はつくばのほうに行きまして、土木研究所のほうに行きました。これは川辺川ダムですね、60分の1の模型が既にでき上がっております。その情報を得て川辺川ダムの模型によりまして、今後いろんな環境影響調査を行うということになります。

これから上流部の五木までの模型をつくり、五木までの影響調査を行うというようなことを申しておられまして、非常に国交省のほうもきめ細やかな対策をうっておられるというようなことを感じたところであります。

2日目、埼玉県につきましては、春日部の治水対策と都心の地下ダムを見てきました。パルテノン神殿に地下神殿とか言っておりますけれども、本当に巨大な地下施設がですね、地下ダムが東京都の地下にあるということに驚きもしたところでありますし、都心の方々、本当に巨額な投資の中でですね、安全は守られているということを改めて感じたところでございます。

それから、2月3日につきましては、第2回目になります万江川土砂洪水氾濫対策検討委員会が熊本市のほうで行われました。いわゆる万江川の砂防をどうするかということになります。諸々140万立米の流出した土砂について、今後どのように土砂を止めるか、また流すかというような協議をしておりますが、学者の方もおられ、その付近のところを今、調査、そして具現化していくというところでございます。

私としては、砂防のみならず治山と治水のほうの対策もしっかりお願いしたいと

いうことを申し上げておりますし、そしてできるだけ早くですね、その具体的な工事の対策を見せてほしいというようなことも考えているところでございます。

それから、2月7日から8日にかけては、令和5年度管内主軸事業要望として、球磨郡町村会におきまして、国土交通省のほうに道路及び治水関係の要望に行つたと。これはお礼を兼ねてということでございますが、本当に手厚い、発災以来ですね、支援をいただいているというようなこともあって、そのお礼もありました。山江村のほうからは、砂防関係のお礼を申したところでもございます。そして予算の振り分けについて、しっかり人吉球磨それぞれの災害対策について、配分をお願いしたいというようなことを申してきたところでございます。

2月9日、3月期の子牛品評会に行きました。今、子牛の値段がですね、10万円を超す勢いで安くなっているということでもあります。加えて飼料が上がっておりますので、非常に厳しい経営がなされているなあということを感じているところでありますし、これにつきましては、農業全般、また村民生活全般にもつながりますけれども、何らかの手立てを打つ必要があるというようなことも考えております。

それから、2月11日から12日にかけて、郡市対抗の熊日駅伝で、これ男子の部が行われました。球磨郡は第8位という結果でございます。

それから2月14日は、中央消防署の西分署新庁舎の建設現場を視察いたしました。その後、人吉下球磨消防組合の管理者会議を球磨村で開催をしたところであります。まだまだ庁舎建設半ばでありまして、全容がまだ見えない状況であります。もうしばらくすると形が見えてこようかと思ひますし、若干工期も延びるというような報告を受けました。

それから、同じく14日ではありますが、TSMCに関する意見交換会として、熊本県の担当課が来まして、このTSMC、県内に大きな影響をそれぞれ及ぼしております。非常に景気が良くなる場所とそうではないところ、また、土地の暴騰によりまして様々な影響を近隣の市町村が受けている。これは球磨郡も例外ではありませんで、そのTSMCが進出することにより、どういう利益を人吉球磨に供与するか、受益をですね、供与するかということについての話し合いをしたところでございます。

それから、2月15日から16日にかけては、第33回グルメ&ダイニングスタイルショーというのに参加をしてきました。17日まであったわけですが、私も1日だけ見てきましたけれども、これは山村活性化事業の中で、農村のですね、産物の振興協議会があり、その商品化を図っているところであります。柚子のそれぞれの個人がつくられた柚子、それぞれ味が違いますので、その味が違うのを小瓶に分けてバイヤーのほうにお示ししたということでもありますし、また、柚子並びに

ニオイヒバのアロマについての商品紹介をしたということでもあります。

140人ぐらいのバイヤーの方が訪れられ、いろんな名刺交換をさせていただいたと最終的には聞いておりますが、私がいるときには、銀座4丁目のですね、時計があるところの方がやっておられて、ぜひうちでも扱いたいというような話をして、値段まで聞かれていきました。ただ、まだ値段が決まっておきませんので、取引をするということであれば、またしっかり連絡をさせてもらいたいと思います。失礼しました和光という時計台がある四つ角の有名な百貨店であります。それとかディズニールランドの方が来られて、柚子胡椒にディズニーのキャラクターのマークを貼って売りたいというような話もされていたのが印象的でありました。

それから、2月17日は球磨郡町村議員の研修会にも私、山江村体育館のほうに出向いて、歓迎のごあいさつをさせてもらっております。

それから、山江村国民健康保険事業の運営協議会が17日に行われております。

19日が西瀬橋の完成式に出向いております。その後、おかけ山江村交通指導員の研修会に参加をしておりますが、交通指導員の方、各役員の中で一番出方が多いのが交通指導員だろうと思いますし、その付近の感謝を申し上げたところであります。

21日が子ども議会、中学2年生が7名登壇しながらやり取りをさせてもらったということでもありますし、同じく21日、九州大会出場者、カヌーの激励壮行式を行いました。12名の方がですね、九州大会に出場された。特に小中高と、小学生1名、中学生3名、高校生8名ですね、幅広くの方がですね、今、山江村ではカヌーに頑張っておられるというようなことであります。

それから、22日は人吉下球磨消防組合の議会定例会、報告があったとおりです。

それから、夜、第4回復興むらづくりフォーラムとして、「鎮山親水のむらづくり」と題しまして、私のほうで講演をさせてもらいました。40人から50人ぐらいの参加者だったということでもありますけれども、鎮山親水からむらづくり全体をしゃべらせてもらったということでございます。

2月25日、山江村教育の集いが開催されました。4年ぶりということでありましたが、今回は感染対策を打ちながら、山田小の小学校体育館でございました。120名程度の参加があったと伺っておりますが、各種表彰のあと諸々の発表もあったわけですが、変わらず子どもたちは本当に頑張っているというようなことを感じたところでございます。

それから、2月26日でありますが、山江村職員採用2次試験を開催させてもらっております。1次試験の合格者は1人もいませんでしたが、今回は5名の方おられました。3名を採用しようとしていたわけですが、1人の方が3月

末をもって若い人が辞めると、辞めたいという申し出があっておりますので、4名の採用をしたところであります。この以前にですね、実は社会人の採用として、社会福祉士並びに農業関係の指導員、それから建設課の資格取得者を、社会人として、役場職員として採用するために公募を行っていたわけでありまして、応募があったのが社会福祉士1人でありました。従いまして、課題であります農業の普及指導員ですね、と建設課のほうにも1人専門家を置きたいなというのはあったわけではあります、なかなか人材が集まらない。特に農業普及指導員は、会計年度任用職員として、振興局、農林部のほうに、誰か適当な人ということをお願いしておったわけではありますけれども、なかなかおられないというのが現状であります。まさにいろんなところに人手不足が生じているということを感じたわけではあります。

それから、2月27日は、JR肥薩線復旧に関する要望を行っております。これはJR九州福岡本社に行きまして、私、監査を行っておりますので、役員として参加をさせていただきました。そのとき感じたわけではありますけれども、イニシャルコストの235億円は、国交省の手厚い助成により何とかするんですけども、一番懸案されているのが、その後、肥薩線を運営するに当たっての9億円の赤字をどうするかという問題が重くのしかかってきます。いわゆる復旧しても赤字がどんどん膨らむだけの路線ということで、JR九州のほうは躊躇をしているというような状況であります。ただ、よくよく考えますと、私この日は八代のほうから、新八代駅からJRのほうに要望でありましたので、博多まで新幹線でまいりました。新幹線往復がですね、1万1,000円ぐらいだったと思います。この利用について、人吉球磨8万人でありますから、8万人の方が1回その博多往復の新幹線に乗りますと、9億円を超える経費が出てくるわけではありますので、単なる肥薩線だけの利用者の赤字とか収支を見るんじゃなくて、その後のですね、人吉球磨在住の人が、どのような動きをしてJR九州本社に、JR九州に利益をもたらすかということもしっかり考えながら、この肥薩線の復旧については行ってほしいということを強く今回感じたものでありますから、申し上げてきたところであります。

それから、3月1日は辞令交付式であります。予てより体調を壊しておりました課長が復帰したというようなことになります。それから午後、自殺予防庁内職員の研修会を行いました。山江村では自殺対策の計画をつくっております。誰一人としてそういう自殺に追い込まないというような計画ではあります、そういう現代病でもあります精神的なことで悩んでいる方に、どう寄り添うかというような研修会を行ったということでもあります。午前・午後行っておりますので、全職員受講しながら、山江村全体でそういう方を1人も出さないというような研修会であります。

それから、3月2日は国営川辺川総合土地改良事業が完工しましたので、伴いま

して、完工碑を錦町のほうに建てております。その除幕式があり、土地改良の総代会を開催したところであります。

それから、山江つつじ祭り実行委員会を同日開催しました。今回のつつじ祭りは、4月の16日、日曜日に開催するということで決定しております。前週が熊本県議会議員選挙であります。また、16日の翌週が村議会議員選挙であります。従いまして、中の16日しか選択できないというような事情もあったわけですが、その日に開催するということを決めております。

3月3日から4日につきましては、山江村の区長会研修といたしまして、福岡県のほうに出向いております。東峰村ということですが、人口が2,000人程度ですが、平成29年九州北部豪雨災害で大変な災害があったというところであります。いわゆる木材が流出してあの姿、テレビ画面何度も映されましたけれども、その村であります。その3年後に山江村が同じような災害に遭ったというようなことでありますので、その災害の対応について研修をさせていただいたと。特に地域における災害対策については、どういうふうな対策がなされているかということであります。ただ行ってみますとですね、まだまだ工事が、ユンボがどんどん稼働をしております、河川工事真っ最中であります。6年経ってもまだこれだけかというようなことを感じましたし、それだけ被害の大きさも感じたところであります。併せて、東峰村は情報発信を積極的に行っておられますし、また、デジタルトランスフォーメーションといわれるDXの福岡県のパイロットプロジェクトに指定された村でもありますので、併せて研修を行ったところであります。

それから、3月5日、山江中の卒業式、44名の生徒が卒業いたしました。

3月6日、球磨地域農業活性化セミナー、昨日でありますけれども、参加をしてまいりました。私、球磨地域農業活性化協議会の会長を仰せつかっているわけがありますので、あいさつと同時に最後まで参加をしてきましたら、いろんなところに気づきました。農業後継者をどうつくるかということは、一つ、キュウリを題材にしながらですね、その栽培方法を取得してもらい、後継者の方に。そういう希望者を今、募っておられますし、きめ細かいキュウリという品種を通じて、後継者育成をしようとしておりますので、そういう情報もしっかり発信したいというふうにも考えました。

それから、くまさんの輝きについては、いよいよもって生産拡大をどんどん推進していくんだというような話であります。現在100ヘクタールあるのを180ヘクタールまでに拡大していきたいと言うようなことを申されたところでありますし、もちろん耐暑性があり、極良食味であると。短稈で倒伏に強いヒノヒカリよりも多種というような話がされておまして、くまさんの輝きのほうに今後大きく変わっ

ていくやもしれんなあということを思ったところであります。

それから、栗でありますけれども、美玖里の奨励の話がありました。これは球磨地域振興局です今までの、美玖里の選定の基準をしっかりと作成したいということで、というようなことを言われておりましたし、もう一つはですね、水田で栗を栽培しながら、要するにその成育状況を見るというようなこともやられております。いわゆる、専門家の方が、栗は水が多くて水田では無理だと言われておりますけれども、その付近についての生育不良要因の解明を今されていながら、水田における栗の植樹も今後見えてくるんじゃないかなろうかと思います。現在、急傾斜地も含めて、山江の栗は傾斜地に大体植えてありますので、非常に管理が厳しいという面もあります。高齢化も進んでおりますし、今後そういう平らなところで収穫しやすい、また、栗の収穫ロボットもですね、今、研究中でありますので、そういうのも活用しやすいというのもありますし、草刈り等もらくであるというようなこともありますので、そういうことをお考えの方についてはですね、水田での栗の栽培という方向性もさぐってみたいなということを、昨日そういう話でありましたので、おつなぎを申し上げたいと思います。

それから、南稜高校生のですね、総合農業科植物コースの方がブランディングの実践活動をされましたし、林務の方、これは山江に植樹に来てもらった高校生でありますけれども、木育活動として、プランターあたりを一生懸命つくって、いろんなところに配布しておられるというようなことも話があって、非常に充実したセミナーであったということを報告いたします。

諸々と報告申し上げましたが、若干令和5年度を迎えるわけでありますので、施政方針を短く申し上げたいと思います。

令和5年の政府予算は、これは閣議決定されておりますけれども、114兆3,000億円であります。昨年より6兆7,800億円ほど増えておりますが、これは4兆7,000億円、4兆8,000億円はですね、これは防衛関係費に対しての増がなされております。

山江村に関係する地方財政の予算でありますけれども、交付税は増えております。それから、防災・減災、国土強靱化予算につきましても3兆9,000億円で761億円ほど増えているところであります。もちろんこれには万江川の砂防事業も含まれているというようなことであります。それから、過疎対策事業が横ばいでありまして。特に公共施設が老朽化しておりますので、その対策についての分も、対策分もしっかり組まれていると言うことであります。

それから、政府予算全体を見てみますと、各省庁の予算にデジタルトランスフォーメーション、DXといわれるもの、いわゆるICT化、デジタル化の予算がよく

あちこちで予算を組まれておりますし、もう一点はGXといわれるグリーントランスフォーメーションといいますけれども、これはゼロカーボン予算ですね、再エネ活用の予算が各省庁で組まれているというのが特徴的に見受けられるところであります。

その中で山江村の新年度予算でありますけれども、一般会計当初予算が47億2,600万円、昨年よりも3億4,000万円減であります。国民健康事業予算が4億4,300万円で、昨年より2,300万円増であります。簡易水道事業予算が1億5,700万円で昨年より800万円の減、農業集落排水事業予算が1億5,900万円で昨年より300万円の増、介護保険事業予算が5億2,000万円でありまして、介護予算につきましては、徐々に増えていくんだろーということが予測されておりますけれども、本年度も2,500万円の増であります。後期高齢者医療事業予算につきましては4,400万円で100万円の増、ケーブルテレビ事業予算につきましては2億8,400万円で2億3,700万円の増となっておりますが、これは告知端末を現在使っておりますけれども、製造を今、中止をしております、将来に向けて端末機を替える必要があります。新しい告知端末に替える必要があるということですので、多額でありますけど2億3,700万円の予算を増額しておるところであります。この予算につきましては、過疎債をですね、過疎債を活用しながら予算化をしたいということでございます。合計で63億3,300万円でありまして、昨年に比べると6,400万円の減となっております。

以上が令和5年度の予算関係であります。

次に、三つの課題がございますが、一つずつ申し上げます。

まず、災害対策関係ですけれども、令和2年7月から2年8カ月が過ぎました。いよいよ3年目を迎えようと、また過ぎ去ろうとしております。この間、山江村の災害復興計画策定委員会により、復興計画を策定いたしまして、復旧・復興の計画に沿いまして歩みを進めているということでございます。

この復興計画は、災害復旧計画とともに総合計画、それからまち・ひと・しごと創生戦略を基本にですね、災害復旧・復興の課題解決を目指しながら、持続可能なむらづくりの実現を目指すというものであります。復興として六つのプロジェクトも示されているわけであります。

そういう中でありますが、現在の災害復旧工事、公共工事の現況を申し上げますと、公共土木工事におきましては、河川、橋梁、道路全体で工事本数81本中、竣工が59本でありまして、進捗率は72%でございます。金額ベースで申し上げますと、28億3,200万円中8億8700万円が竣工でございまして、金額ベースには31%という状況です。

また、農地、農道、林道、作業道合わせて工事本数55本で、竣工は28本で進捗率につきましては50.9%、金額ベースにいたしますと4億1,200万円中1億3,300円で、進捗率が32.3%という状況であります。特に産業振興課の復旧工事が進まないという理由でありますけれども、入札の不調・不落が際立っているということが目立っております。

その災害復旧事業でありますけれども、一番大事なのは、被災者対策が関連するということでございます。仮設住宅入居後3年目を迎えております。仮設住宅に入居しておられる被災者の方々がまだ22戸ございます。このうち新しい万江の公営住宅入居希望者7戸おられますけれども、この方々が本年4月1日に入居できるようになるわけではありますが、ただ、あとの方でありますけれども、この後3カ月しますと6月の出水期を迎えるということになりますので、自宅で生活を希望されている方々11戸と、住まいを再建される方々4戸の方々には、出水期まではですね、今、仮設にとどまっていたきたいと思うところでありまして、梅雨明けには急ぎ被災前の生活に戻られるための災害復旧工事に全力を尽くしていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思っております。発災後3年をめぐり、熊本県のほうは仮設機能をなくしますよというようなことを言っておりますが、どうしても自宅へ帰れないと、人がおられますので、引き続き仮設に住めるように今、県と協議をしているところでございます。

次に、新型コロナウイルスであります。コロナウイルス感染症は、発症後、発生後といたしますか、3年を経過いたしまして、ここのところずいぶん平静化をしております。3月13日、今月13日にはマスクの着用を個人の主体的選択に任せられます。主体的選択を尊重されまして、着用は個人の判断に委ねられるということになります。そして5月8日からは第5類に格下げをされまして、まさに自己責任においてその対策が求められる。普通の風邪のインフルエンザと同じような扱いになるということでございます。

その後の医療費や医療提供体制についてはですね、今月には具体的に厚労省のほうから示されようかと思っておりますけれども、一度に打ち切られることなく、段階的な見直しが見られるということになっております。村民の皆様方におかれましては、国・県の指針につきましては、逐一情報を発信していきたいと思っておりますので、もうしばらくの辛抱かと考えますけれども、まだコロナは終わっておりませんので、引き続き感染予防につきましてはよろしくお願い申し上げたいと思っております。

それから、3番目に原油高に起因する価格高騰の課題であります。

先ほど申し上げました、徐々にコロナ前の生活に戻りつつということではあります。ただ、諸物価高騰が、国民生活また村民生活を苦しめてきております。農業を

取り巻く情勢におきましても、燃油、肥料、飼料の価格高騰など、農家経営は一团と厳しい状況になっていると認識をしております。加えて、依然として担い手の方が高齢化をしております、後継者不足が深刻な問題になっており、産地の競争力低下が危惧をされているというような課題が消えておりません。

この諸課題に対しましては、現在国のほうにおいていろんな支援対策のメニューが検討されておりますし、今後国の交付金もですね、予算化されるかと思うわけがありますので、本村におきましても村民生活の現場をしっかりと見極めまして、支援対策を予算化をしまいたいと思っておりますので、よろしくご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、令和5年度の一般会計当初予算総額は、令和4年度に引き続き、災害復旧・復興関連の大型予算となりました。予算の柱でもあります災害復旧・復興の事業を予定どおり完成させることに全力を傾注させたいと思います。

また、国及び県で進められております球磨川流域における緑の流域治水の国の球磨川河川整備計画も示されました。同時に県管理の万江川、山田川の河川整備計画も示されております。今後とも国・県と連携することが大変重要になってまいります。引き続き山江村の現状を国・県に訴えつつ、復旧・復興に向けての事業を急ぎたいと思っております。

そして、山江村民の方々が、安心して安全に暮らせる生活環境を実現いたします。その先にある地域経済の振興、福祉の充実、そして教育の振興など、山江村の地域創生と地域活性化のためのむらづくりを行っていく所存でございます。改めまして、議員並びに村民の皆様のご理解とご協力、そしてご支援をよろしくお願い申し上げます。

本日、村長提案の議案につきましては、令和4年度補正予算案件が6件、人事同意案件が1件、条例制定案件が7件、同文議決案件が2件、そして令和5年度の予算案件が7件の合計23件ありますが、どうぞ慎重にご審議いただきまして、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます、施政方針のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（中竹耕一郎君） これで、村長の行政報告は終わりました。

————○————

日程第5 議案第2号 令和4年度山江村一般会計補正予算（第9号）

○議長（中竹耕一郎君） 次に、議案第2号、令和4年度山江村一般会計補正予算（第9号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第2号についてご説明申し上げます。

令和4年度山江村一般会計補正予算（第9号）でございます。令和4年度山江村の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正であります。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7億9,455万1,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億4,300万円とするものがございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものがございます。

次に、地方債の補正でございます。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるものがございます。令和5年3月7日、本日提出でございます。山江村長、内山慶治としております。

内容につきましては、総務課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） それでは、議案第2号について説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございますが、主なものについて説明いたします。

款9、地方交付税、1億759万9,000円を追加するものでありまして、普通交付税額、特別交付税の実績見込みによる追加でございます。款14、国庫支出金、8億5,256万円を減額するものでありまして、次年度へ組み替えます公共土木施設災害復旧費補助金などの減額であります。款15、県支出金、3,507万8,000円を減額するものでありまして、次年度へ組み替えます農道や林道の改良事業の補助金や、公有林整備事業補助金などの減額でございます。款17、寄附金、730万円を追加するものでありまして、企業版ふるさと応援寄附金の追加でございます。款20、諸収入、1,001万5,000円を追加するものでありまして、後期高齢者医療給付金負担金超過分などの追加でございます。款21、村債、3,150万円を減額するものでありまして、事業の実績による農林水産業費債や災害復旧費債の減額であります。

2ページをご覧ください。歳入合計、補正前の額から7億9,455万1,000円を減額しまして、53億4,300万円とするものがございます。

3ページをお願いします。歳出でございますが、主なものについて説明いたします。

款2、総務費、6,203万円を追加するものでありまして、財政調整基金等への積立金などの追加でございます。款3、民生費、331万1,000円を減額す

るものでありまして、実績見込みによります保育園に対しての給付金などの減額でございます。款4、衛生費、1,372万6,000円を減額するものでありまして、人件費や国保会計への繰出金などの減額でございます。款5、農林水産業費、6,387万9,000円を減額するものでありまして、次年度へ組み替えます農林道の改良工事請負費などの減額であります。款6、商工費、2,084万8,000円を追加するものでありまして、温泉健康センター基金積立金の追加などがございます。款7、土木費、338万4,000円を減額するものでありまして、人件費の減額や淡島裏参道橋災害復旧工事県委託費の追加などによるものでございます。款9、教育費、573万6,000円を追加するものでありまして、山田小学校屋根改修工事請負費や学校建設基金積立金の追加などがございます。

4ページをご覧ください。款10、災害復旧費、8億5,668万2,000円を減額するものでありまして、次年度へ組み替えます災害復旧工事請負費の減額などがございます。款12、予備費を5,822万8,000円追加いたしまして、歳出合計、補正前の額から7億9,455万1,000円を減額しまして、53億4,300万円とするものでございます。

5ページをご覧ください。第2表、地方債補正でございます。1、変更でございますけれども、起債の目的、地域振興事業、補正前の限度額850万円を補正後の限度額700万円に、農道改良事業、補正前の限度額1,320万円を補正後の限度額800万円に、林道改良事業、補正前の限度額1,560万円を補正後の限度額0円に、公共土木施設災害復旧費債、補正前の限度額1,720万円を補正後の限度額1,650万円に、林業施設災害復旧費債、補正前の限度額1,820万円を補正後の限度額890万円に、公共土木施設災害関連事業、補正前の限度額530万円を補正後の限度額610万円とするものでございまして、補正後の起債の方法、利率、償還の方法については、補正前に同じでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第6 議案第3号 令和4年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）

○議長（中竹耕一郎君） 次に、議案第3号、令和4年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第3号についてご説明を申し上げます。

令和4年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）でございます。

令和4年度山江村の特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）は、次に定める

ところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ513万5,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,589万4,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容は健康福祉課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それでは、議案第3号につきまして説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入につきまして説明いたします。

款6、県支出金につきましては、高額介護合算療養費の増に伴う普通交付金5,000円を増額するものでございます。款9、繰入金につきましては、一般会計からの繰入金でありまして、保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の算定見込額決定によります514万円を減額するものでございます。

歳入合計、補正前の額から513万5,000円を減額しまして、4億3,589万4,000円とするものでございます。

次に、2ページをご覧ください。歳出につきまして説明いたします。

款2、保険給付費につきましては、高額介護合算療養費の増に伴いまして、5,000円を増額するものでございます。款9、諸支出金につきましては、令和3年の特別交付金精算によります返還金、18万6,000円を増額するものでございます。款10、予備費を532万6,000円減額いたしまして、歳出合計、補正前の額から513万5,000円を減額し、4億3,589万4,000円とするものでございます。

以上、説明を終わります。

—————○—————

日程第7 議案第4号 令和4年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第4号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第7、議案第4号、令和4年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第4号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第4号をご説明を申し上げます。

令和4年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第4号）でございます。令和4年度山江村の簡易水道事業補正予算（第4号）は、次に定めるところによるとす

るものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11万6,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,784万8,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

地方債の補正でございますが、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容は、建設課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、議案第4号についてご説明いたします。

1 ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、款1、分担金及び負担金、加入負担金として36万5,000円追加、款3、国庫支出金、災害復旧事業に係る国庫補助金を78万1,000円減額、款6、繰入金、一般会計からの繰り入れを100万円追加、款9、村債を70万円減額しまして、歳入合計、補正前の額から11万6,000円減額し、1億7,784万8,000円とするものでございます。

2 ページ目をお開きください。歳出、款1、総務費、人件費等6万4,000円減額、款2、簡易水道事業費、施設の修繕費等196万1,000円追加、款5、予備費を45万1,000円減額、款6、災害復旧費、災害復旧工事の施工時期の見直しに伴い、156万2,000円減額しまして、歳入統計、補正前の額から11万6,000円減額し、1億7,784万8,000円とするものでございます。

3 ページ目をお開きください。第2表、地方債補正でございます。

1、変更、起債の目的、簡易水道施設災害復旧事業でございます。限度額を70万円から0円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

以上、説明を終わります。

—————○—————

日程第8 議案第5号 令和4年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第4号）

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第8、議案第5号、令和4年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第4号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第5号についてご説明申し上げます。

令和４年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第４号）でございます。
令和４年度山江村の特別会計農業集落排水事業補正予算（第４号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ既定の額とするものでございます。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容は建設課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、議案第５号についてご説明いたします。

１ページ目お開きください。第１表、歳入歳出予算補正、歳入につきましては、既定の額である２億４７５万２,０００円でございます。

２ページ目をお開きください。歳出、款１、総務費、人件費等５１万７,０００円減額、款２、農業集落排水事業費、各施設の高熱水費など２５万円追加、款４、予備費を２６万７,０００円追加し、歳出合計につきましては、既定の額である２億４７５万２,０００円とするものでございます。

以上、説明を終わります。

—————○—————

日程第９ 議案第６号 令和４年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第３号）

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第９、議案第６号、令和４年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第３号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第６号についてご説明申し上げます。

令和４年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第３号）でございます。令和４年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第３号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２５３万６,０００円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５億２,５９１万５,０００円とするものでございます。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それでは、議案第6号につきまして説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入につきましてご説明いたします。

款1、保険料につきましては、保険料収納見込額によります177万3,000円を増額するものでございます。

款3、国庫支出金につきましては、調整交付金並びに地域支援事業交付金実績見込額によります89万5,000円を増額するものでございます。

款4、支払基金交付金につきましては、地域支援事業支援交付金実績見込額によります22万円を増額するものでございます。

款5、県支出金につきましては、地域支援事業交付金実績見込額によります28万6,000円を減額するものでございます。

款7、繰入金につきましては、介護サービス給付費見込額等によります一般会計からの繰入金37万4,000円を増額するものでございます。

歳入合計、補正前の額から253万6,000円を増額いたしまして、5億2,591万5,000円とするものでございます。

次に、2ページをご覧ください。歳出につきましてご説明いたします。

款2、保険給付費につきましては、介護サービス等の見込額によります712万3,000円を増額するものでございます。

款4、地域支援事業費につきましては、介護予防生活支援サービス等の実績見込額によります462万9,000円を減額するものでございます。

款8、予備費を4万2,000円増額いたしまして、歳出合計、補正前の額から253万6,000円を減額し、5億2,591万5,000円とするものでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第10 議案第7号 令和4年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算
(第4号)

○議長（中竹耕一郎君） 日程第10、議案第7号、令和4年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第4号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第7号についてご説明を申し上げます。

令和4年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第4号）でございます。

令和4年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第4号）は、次に定める

ところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ既定の額とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、企画調整課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 高橋企画調整課長。

○企画調整課長（高橋 忍君） それでは、議案第7号についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございますが、既定の額の5,437万2,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。歳出でございますけれども、款2、ケーブルテレビ事業費を13万8,000円増額するものでありまして、新規引き込み工事の増額でございます。

款4、予備費を13万8,000円減額いたしまして、歳出合計を既定の額の5,437万2,000円とするものでございます。

以上でございます。

-----○-----

日程第11 議案第8号 人吉球磨広域行政組合格約の一部変更について

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第11、議案第8号、人吉球磨広域行政組合格約の一部変更についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第8号についてご説明を申し上げます。

人吉球磨広域行政組合格約の一部変更についてでございます。地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定によりまして、令和5年4月1日から、人吉球磨広域行政組合を組織する構成市町村議会の組織に関して、議員の定数等を変更するために、人吉球磨広域行政組合格約（平成元年熊本県指令地第24号）の一部を次のとおり変更するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、一部事務組合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経る必要があるために提案をするものでございます。

1枚開けていただきますとその規約が載っておりますし、最後のページは新旧対照表を掲げております。

内容でありますけれども、この議案は同文議決でございます。人吉球磨広域行政事務組合の議会の議員の定数を30人から23名に改正する。7名減ずるというものでございます。構成市町村10市町村ありますけれども、それから選出される議員の変更につきましては、人吉市が8名から5名、錦町が3名から2名、多良木町が3名から2名、あさぎり町が4名から2名に変更するものでございます。

この規約は、令和5年4月1日から施行するものでございますが、組合議員の任期中は当該数をもって定数とするものでございます。

以上、説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 以上で、先議依頼のありました議案について、提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りいたします。議案検討のため暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、しばらくのあいだ暫時休憩といたします。

—————○—————

休憩 午前11時23分

再開 午後 1時30分

—————○—————

○議長（中竹耕一郎君） では、休憩前に引き続き再開いたします。

先議依頼のありました議案第2号から議案第8号について、議事日程順に質疑、討論、採決をいたします。

なお、発言については、山江村議会会議規則の規定を守って質疑をお願いいたします。

まず、日程第5、議案第2号、令和4年度山江村一般会計補正予算（第9号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 6、議案第 3 号、令和 4 年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第 4 号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第 3 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 7、議案第 4 号、令和 4 年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第 4 号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第 4 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 8、議案第 5 号、令和 4 年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第 4 号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第 5 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 9、議案第 6 号、令和 4 年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第 3

号)を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中竹耕一郎君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中竹耕一郎君) 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中竹耕一郎君) 異議なしと認め、議案第6号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第10、議案第7号、令和4年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算(第4号)を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中竹耕一郎君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中竹耕一郎君) 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中竹耕一郎君) 異議なしと認め、議案第7号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第11、議案第8号、人吉球磨広域行政組合規約の一部変更についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中竹耕一郎君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中竹耕一郎君) 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中竹耕一郎君) 異議なしと認め、議案第8号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここでお諮りします。先ほど補正予算の説明のところで、若干修正の申し出がでておりますので、これを許可します。

今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それでは、先ほど提案理由の説明の際にご説明しました内容について、一部誤りがございましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

議案第6号、令和4年度山江村特別会計介護保険事業予算につきまして、まずは歳入1ページをご覧ください。款4、支払基金交付金につきましてですが、22万円を増額と私、申し上げておりますが、正しくは減額でございました。大変失礼いたしました。

もう一カ所ございまして、2ページをご覧ください。歳出でございしますが、歳出合計、補正前の額から253万6,000円を減額いたしましてと説明いたしておりますが、こちらは増額の誤りでございました。なお、歳入歳出それぞれ総額5億2,591万5,000円とするものでございましてと説明しておりますが、こちらの額には修正がございませんので、申し添えさせていただきます。

以上、訂正とお詫びを申し上げます。大変失礼いたしました。

-----○-----

日程第12 発委第1号 山江村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） では、日程第12、発委第1号、山江村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、10番、秋丸安弘君。答弁席からお願いいたします。

○議会運営委員長（秋丸安弘君） 発委第1号、令和5年3月7日、山江村議会議長、中竹耕一郎様。提出者、議会運営委員長、秋丸安弘。

山江村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について。上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第3項第2号及び山江村議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

提案理由といたしまして、先に制定した山江村議会の個人情報保護に関する条例について、地方検察庁との協議が終了したことに伴い、本条例を一部改正する必要があるため提案するものであります。罰則規定の追加が主なものでございます。

2枚目に改正する条例、3枚目以降に新旧対照表を添付しております。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するといたしております。以上でございます。

-----○-----

日程第13 同意第1号 山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を

求めることについて

○議長（中竹耕一郎君） 日程第13、同意第1号、山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、同意第1号についてご説明申し上げます。

山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについてでございます。次の者を山江村固定資産評価審査委員会委員に選任をしたいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるというものでございます。本日提出でございます。

記として表を掲げておりますが、住所が、山江村大字山田乙2397番地、氏名が平山宣計、敬称を略します。生年月日、昭和52年8月22日、任期につきましては、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間となります。

提案理由でございますが、任期満了に伴い、引き続き平山宣計氏を適任者と認め、選任するには、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を得る必要があるために提案させていただくというものでございます。

固定資産評価審査委員会委員につきましては、3名を置くことになっております。平山氏は現在1期務められておりまして、今回、再任に対し同意を求めるものでございます。

平山氏は、現在建築業に従事されておりまして、家屋の資材、工法等に精通し、各種資格を有しておられ、家屋等の評価に詳しい人材であります。また、人柄においても、以前は山田小学校の保護者役員をされており、現在は商工会青年部の役員等も歴任され、若手ながら地域からの人望も厚く、適任と考え、今回の再任の同意を求めるものでございます。先ほど申し上げましたが、任期は3年で2期目でございます。以上でございます。

-----○-----

日程第14 議案第9号 熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第14、議案第9号、熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第9号についてご説明申し上げます。

熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

てでございます。地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和5年6月30日限りで熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組規約（平成16年9月29日熊本県指令市町村第16号）の一部を次のとおり変更するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を減る必要があるために提案させてもらうものでございます。

1枚開けていただきますと、一部を変更する規約でありますし、後のページには新旧対照表を載せております。この議案は、県下市町村の同文議決であります。一部事務組合も含みます。熊本県市町村総合事務組合の構成団体である玉名市が、令和5年6月30日付けをもって、交通災害事務から脱退する申し出があったということに伴いまして、規約の一部を変更するものでございます。

この規約につきましては、令和5年7月1日から施行するというものでございます。

-----○-----

日程第15 議案第10号 山江村学校給食費の管理に関する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第15、議案第10号、山江村学校給食費の管理に関する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第10号についてご説明申し上げます。

山江村学校給食費の管理に関する条例の制定についてでございます。山江村学校給食費の管理に関する条例を別案のとおり制定するものとするというものでございます。本日提出でございます。

提案理由であります。山江村立小中学校の学校給食に係る学校給食費の公会計化に伴いまして、管理に関する条例を制定する必要があるために、提案をさせていただくというものでございます。

1枚開けていただくと、その後、条例が掲げてあるところでありますけれども、現在、学校給食費につきましては、学校ごとに通帳で現在管理をしております。児童生徒への村からの補助金、学校教職員等からの徴収金などの収入を財源といたしまして、毎月食材購入費をその通帳から支出に充てているところであります。令和5年度から文部科学省の学校給食費徴収管理に関するガイドラインに基づきまして、また、教職員の管理業務の負担軽減など、効率化を図るために学校給食費の公会計制度を導入いたしまして、村で適正に管理するために本条例を制定するという

ものでございます。村の一般会計予算かとなるわけであります。

附則といたしまして、この条例は、令和5年4月1日から施行させていただくというものでございます。

—————○—————

日程第16 議案第11号 山江村情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第16、議案第11号、山江村情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第11号についてご説明申し上げます。

山江村情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてでございます。山江村情報公開・個人情報保護審査会条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第75号）の一部改正に伴いまして、情報公開及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進するに当たりまして、条例を制定する必要があるために提案させていただくというものでございます。

1枚開けていただきますと審査会条例が2ページにわたって提示してありますけれども、これは上位法であります個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴いまして、条例を制定するというものでございます。上位法では、情報公開の請求を却下した場合や請求者が開示された内容が事実と異なると思った場合の不服における審査請求があった場合に、調査・審議する期間を設けることになっておりますので、今回審査会を設置する条例を制定するというものでございます。委員は5名以内で任期は2年であります。

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の施行の日から施行するというのでございます。以上でございます。

—————○—————

日程第17 議案第12号 山江村情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第17、議案第12号、山江村情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第12号についてご説明申し上げます。

山江村情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村

情報公開条例（堀瀬１５年条例第６号）の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第７５号）の一部改正に伴いまして、本条例の一部を改正する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

この条例の制定につきましても上位法であります個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴いまして、条例の一部を改正するというものでございます。内容といたしましては、開示請求に対し、行政文書を開示するか否かを決定する期限を４５日から３０日とするものでございます。

もう一つは、実施機関の諮問に応じ、調査、審議し答申を行う機関である審議会を上違法に併せて、審議会ですね、機関である審議会を上違法に併せて審査会と読み替えます。議案第１１号で提案します審査会条例を制定するというものでございます。

この条例は、令和５年４月１日から施行するというものでございます。

-----○-----

日程第１８ 議案第１３号 山江村報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第１８、議案第１３号、山江村報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第１３号についてご説明申し上げます。

山江村報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するものとするというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、学識経験者の中から選任された監査委員の報酬額の適正化を図るために、本条例の一部を改正する必要があるので、提案をさせていただくというものでございます。

１枚開けていただきますと改正する条例、２枚目から新旧対照表を添付しておりますけれども、この条例の一部改正であります、必要に応じまして山江村報酬及び費用弁償に関する条例につきましては、全体的に適正化どうかを見極めまして、その都度この条例の改正をお願いしているところでありますけれども、学識経験者の中から選任された監査委員の報酬額でありますけれども、現在の報酬額は日額６，８００円で、球磨郡でも最低額ということが判明いたしております。従いまして、

球磨郡の平均額に併せた日額1万円に改正するというものでございます。

この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

—————○—————

日程第19 議案第14号 山江村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第19、議案第14号、山江村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第14号についてご説明申し上げます。

山江村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村手数料徴収条例（平成12年3月27日条例24号）の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の規定に基づく事務の権限移譲に伴いまして、本条例の一部を改正する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

1枚開けていただきますと改正する条例で、その次から新旧対照表を添付しております。この条例の一部改正につきましては、徴収する手数料の項目の追加でございまして、火薬類を使用する場合の許可申請に対し、今まで県が審査をしまして許可しておりましたが、令和5年度から事務の権限移譲によりまして、市町村が事務を行うこととなります。それに伴いまして、許可申請手数料を徴収するに当たり、新たに項目を追加する必要があるために、今回条例の一部を改正するというものでございます。

この該当事業所はですね、山江砕石工業がございまして、この条例は、令和5年4月1日から施行するというものでございます。

—————○—————

日程第20 議案第15号 山江村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第20、議案第15号、山江村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第15号についてご説明申し上げます。

山江村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村国民健康保険条例（昭和43年条例20号）の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、健康保険法施行令等の一部改正に伴いまして、本条例の一部を改正する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

1枚開けていただきますと改正する条例で、次のページに新旧対照表を添付させてもらっております。内容ですけれども、これもいわゆる上位法の一部改正があったために、条例の一部を改正する必要ができたということでございます。被保険者が出産した場合に支給される出生一時金の額が、産科医療補償制度の加算額を含め、これまでの42万円から50万円に引き上げられることに伴いまして、山江村国民健康保険条例の一部を改正する必要があるために提案するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和5年4月1日から施行するというものでございます。

—————○—————

日程第21 議案第16号 山江村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第21、議案第16号、山江村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第16号についてご説明を申し上げます。

山江村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者の医療に関する条例（平成19年条例第26号）の一部改正に伴いまして、本条例の一部を改正する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

1枚開けていただきますと改正する条例でございますし、一番最後のページには新旧対照表を添付させてもらっております。これも上位法であります熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の附則第3条及び第4条が削除されたことに伴いまして、附則第5条が第3条への繰り上げられるために、これにならい本条例の記載について関連事項の一部を変更するというものでございます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するということにしております。

—————○—————

日程第22 議案第17号 令和5年度山江村一般会計予算

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第22、議案第17号、令和5年度山江村一般会計予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第17号についてご説明申し上げます。

令和5年度山江村一般会計予算書でございます。

表紙を1枚おめくりいただきますと、令和5年度山江村一般会計予算でございます。令和5年度山江村の一般会計の予算は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算でございます。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億2,600万円と定めるものでございます。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

次に、地方債でございますが、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」によるものでございます。

次に、一時借入金でございます。第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定めるものでございます。

次に、歳出予算の流用でございます。第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものでございます。

（1）としておりますが、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用といたしております。令和5年3月7日、本日提出でございます。

内容につきましては、総務課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） それでは、議案第17号、令和5年度山江村一般会計予算について説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算でございます。歳入でございますけれども、款1、村税、所得の増額を見込みまして、前年比約7%増の2億3,249万5,000円を計上いたしております。款2、地方譲与税、前年度の見込額と総務省からの通達をもとにして、前年比で約18%減の5,304万7,000円を計上いたしております。款3、利子割交付金から款8の地方特例交付金までにつきましては、前年度実績見込額及び国の地方財政計画に基づき、合計で前年比約68%増を計上いたしております。款9、地方交付税、国の地方財政計画に基づきまして、前年比約2%増としました普通交付税など16億4,000万円を計上いたしております。

2ページをご覧ください。款10、交通安全対策特別交付金、前年度並みの23万2,000円を計上いたしております。款11、地方消費税交付金、前年度見込額を参考に試算いたしまして、前年比約8%増の7,030万円を計上いたしております。続きまして、款12、分担金及び負担金、保育料及び川辺川総合土地改良農家負担金など、815万5,000円を計上いたしております。款13、使用料及び手数料、土木費の住宅使用料が主でありまして、前年比約3%増の4,613万6,000円を計上いたしております。続きまして、款14、国庫支出金につきましては、民生費国庫負担金及び災害復旧費国庫補助金など、前年比で約32%減の14億2,263万3,000円を計上いたしております。続きまして、款15、県支出金ですけれども、民生費県負担金、農林水産業費県補助金など、前年比で約8%減の2億4,209万3,000円を計上いたしております。款16、財産収入、村有地の貸付料、素材生産売払収入など、前年比並みの775万9,000円を計上しております。款17、寄附金、ふるさと応援寄附金の増額を見込みまして、前年比約130%増の1億4,203万1,000円を計上しております。款18、繰入金、財政調整基金などからの繰入金でありまして、前年比で約21%減の2億1,205万3,000円を計上いたしております。

3ページをご覧ください。款19、繰越金、前年比約2%増の1億4,031万5,000円を計上いたしております。款20、諸収入、後期高齢者医療広域連合受託事業収入や貸付金の返納金など、前年比で約35%増の2,581万5,000円を計上しております。款21、村債につきましては、ケーブルテレビ告知端末機更新のための増など、前年比約230%増の4億7,530万円を計上しております。

以上、歳入総額47億2,600万円でございます。

4ページをお願いします。歳出でございますが、款1、議会費、前年度並みの5,767万7,000円を計上いたしております。款2、総務費、ふるさと応援寄附金に対する返礼品等の経費やケーブルテレビ事業への繰出金、及び選挙経費などの増によりまして、前年比約165%増の10億2,613万9,000円を計上いたしております。款3、民生費、前年並みの6億7,836万2,000円を計上いたしております。款4、衛生費、簡易水道事業繰出金及び新型コロナウイルスワクチン予防接種費の減などによりまして、前年比約9%減の3億3,610万7,000円を計上いたしております。続きまして、款5、農林水産業費、川辺川総合土地改良事業負担金及び公有林整備委託料などの減によりまして、前年比約33%減の3億6,688万6,000円を計上いたしております。款6、商工費、山江温泉「ほたる」工事請負費などの減額によりまして、前年比約19%減の6,759万

4,000円を計上いたしております。款7、土木費、急傾斜地崩壊対策工事請負費及び道路新設改良工事請負費などの増によりまして、前年比約44%増の2億7,218万6,000円を計上いたしております。款8、消防費、防災無線子局整備工事請負費の減などによりまして、前年比約4%減の1億3,366万1,000円を計上いたしております。

5ページをお願いします。款9、教育費、スクールバス運行管理及び学校給食調理の業務委託料の増などによりまして、前年比約4%増の2億7,571万5,000円を計上いたしております。款10、災害復旧費、復旧工事の進捗等に伴いまして、前年比約35%減の11億3,321万4,000円を計上しております。続きまして、款11、公債費、前年比約5%増の3億5,036万2,000円を計上いたしております。款12、予備費を2,809万7,000円計上いたしまして、歳出合計47億2,600万円とするものでございます。

以上、歳入歳出の合計は、前年比で約7%の減となっております。

6ページをご覧ください。第2表、地方債でございます。起債の目的、限度額の順に説明いたします。臨時財政対策債、限度額を860万円、地域振興事業750万円、ケーブルテレビ施設整備事業2億3,100万円、再生可能エネルギー事業990万円農道改良事業1,260万円、農業振興事業500万円、川辺川総合土地改良事業1,660万円、林道改良事業1,770万円、石蔵栗冷蔵室整備改修事業420万円、急傾斜地等崩壊対策事業6,000万円、河川浚渫事業3,000万円、道路新設改良事業3,890万円、消防施設整備事業130万円、防災IP無線機機能強化事業130万円、教育ICT環境整備事業1,410万円、公共土木施設災害復旧事業660万円、林道施設災害復旧事業1,000万円とし、合計で4億7,530万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載してあるとおりでございます。

次に、111ページをお願いします。地方債の前々年度末における現在高並びに年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。前年度末現在高見込額33億8,999万3,000円に当該年度中起債見込額4億7,530万円を加えまして、元金償還見込額3億3,619万4,000円を差し引きしました35億2,909万9,000円が当該年度末現在高見込額でございます。

以上で、議案第17号の説明を終わります。

—————○—————

日程第23 議案第18号 令和5年度山江村特別会計国民健康保険事業予算

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第23、議案第18号、令和5年度山江村特別会計国民健康保険事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第18号についてご説明を申し上げます。

令和5年度山江村特別会計国民健康保険事業予算書でございます。

表紙を1枚めくっていただきますと、令和5年度山江村特別会計国民健康保険事業予算でございます。令和5年度山江村の特別会計国民健康保険事業の予算は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億4,300万円と定めるというものでございます。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

次に、一時借入金でございます。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定めるものでございます。

次に、歳出予算の流用でございます。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものでございます。（1）といたしまして、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用でございます。本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それでは、議案第18号につきましてご説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算。歳入、主なものにつきましてご説明いたします。款1、国民健康保険税、保険税の現年度及び過年度見込額5,419万7,000円とするものでございます。款6、県支出金、普通交付金及び特別調整交付金、県繰入金等見込額3億2,630万8,000円とするものでございます。款9、繰入金、一般会計からの繰入金でございまして、3,265万3,000円、基金繰入金2,000万円、これらを合わせまして5,265万3,000円とするものでございます。次に、款10、繰越金、令和4年度からの繰越金を見込みまして、980万2,000円とするものでございます。歳入合計4億4,300万円とするものでございます。

次に、2ページをご覧ください。歳出、同じく主なものにつきましてご説明いたします。款1、総務費、事務費等の一般管理費及び運営協議会に伴うものでございまして、374万7,000円とするものでございます。款2、保険給付費、診療

費、調剤費などの療養諸費及び高額療養費など、ほか合わせまして３億７４４万１,０００円とするものでございます。款３、国民健康保険事業費納付金、村が県に対して納付するものでございまして、県からの見込額、療養給付費分、後期高齢者支援分、介護納付分、合わせまして８,９１１万４,０００円とするものでございます。款６、保険事業費、人件費及び特定健診検査等、保険事業関係に伴うものでございまして、１,２０５万９,０００円とするものでございます。次に、款９、諸支出金、一般会計への繰出金を主とします２,０３５万２,０００円とするものでございます。款１０、予備費１,０２８万５,０００円といたしまして、歳出合計４億４,３００万円とするものでございます。前年度と比較いたしまして、２,３００万円の増額となっております。

以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第２４ 議案第１９号 令和５年度山江村特別会計簡易水道事業予算

○議長（中竹耕一郎君） 日程第２４、議案第１９号、令和５年度山江村特別会計簡易水道事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第１９号についてご説明申し上げます。

令和５年度山江村特別会計簡易水道事業予算でございます。

表紙を１枚開けていただきますと、令和５年度山江村特別会計簡易水道事業予算でございます。令和５年度山江村の特別会計簡易水道事業の予算は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算でございます。第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ１億５,７００万円とするものでございます。

２、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」によるものでございます。

次に、地方債でございます。第２条、地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表 地方債」によるものでございます。

次に、一次借入金であります。第３条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、１,０００万円と定めるものでございます。

次に、歳出予算の流用でございますが、第４条、地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものでございます。（１）といたしまして、各項に計上し

た給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用といたしております。本日提出でございます。

内容につきましては、建設課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、議案第19号についてご説明いたします。

1 ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算。歳入、主なものについてご説明いたします。款1、分担金及び負担金、加入負担金など17万5,000円、2、使用料及び手数料、水道使用料として4,910万円、款3、国庫支出金、災害復旧工事に係る国庫補助金として132万円、款6、繰入金、一般会計からの繰り入れとして6,938万3,000円、款7、繰越金、令和4年度から令和5年度への繰越見込額として82万円、款9、村債、起債の借入れをして3,620万円、歳入合計を1億5,700万円とするものでございます。

2 ページ目をお開きください。歳出、主なものについてご説明いたします。款1、総務費、人件費など781万9,000円、款2、簡易水道事業費、施設運営に係る維持管理費及び管路布設工事など6,897万8,000円、4、公債費、起債の償還金及び利子として7,485万3,000円、款5、予備費を270万9,000円、款6、災害復旧費、管路の災害復旧に係る工事費として264万円、歳出合計を1億5,700万円とするものでございます。前年と比較しまして800万円の減額となっております。

3 ページ目をお開きください。第2表、地方債でございます。起債の目的は、簡易水道事業で、限度額を3,010万円、次に、簡易水道施設災害復旧事業、限度額を120万円です。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

以上、説明を終わります。

—————○—————

日程第25 議案第20号 令和5年度山江村特別会計農業集落排水事業予算

○議長（中竹耕一郎君） 日程第25、議案第20号、令和5年度山江村特別会計農業集落排水事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第20号についてご説明を申し上げます。

令和5年度山江村特別会計農業集落排水事業予算書でございます。

表紙を1枚めくっていただきますと、令和5年度山江村特別会計農業集落排水事業予算でございます。令和5年度山江村の特別会計農業集落排水事業の予算は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算でございます。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億5,900万円と定めるものでございます。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

次に、地方債でございます。第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」によるものでございます。

次に、一時借入金であります。第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000万円と定めるものでございます。

次に、歳出予算の流用でございます。第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定めるものでございます。(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用といたしております。本日提出でございます。

内容につきましては、建設課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、議案第20号についてご説明いたします。

1 ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算。歳入、主なものについてご説明いたします。款1、分担金及び負担金、加入負担金として50万円、款2、使用料及び手数料、農業集落排水使用料など3,750万4,000円、款4、繰入金、一般会計からの繰り入れとして9,600万円、款5、繰越金、令和4年度から令和5年度への繰越見込額として219万4,000円、款7、村債、記載の借入れとして2,280万円、歳入合計、1億5,900万円とするものであります。

2 ページ目をお開きください。歳出、款1、総務費、人件費など823万5,000円、款2、農業集落排水事業費、施設の維持管理に係る経費など、9,188万円、款3、公債費、起債の償還及び利子として、5,589万7,000円、款4、予備費を298万8,000円、歳出合計1億5,900万円とするものでございます。前年と比較しまして300万円の増となります。

3 ページ目をお開きください。第2表、地方債でございます。起債の目的、農業集落排水事業でございます。限度額を2,280万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第 2 6 議案第 2 1 号 令和 5 年度山江村特別会計介護保険事業予算

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第 2 6、議案第 2 1 号、令和 5 年度山江村特別会計介護保険事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第 2 1 号についてご説明申し上げます。

令和 5 年度山江村特別会計介護保険事業予算書でございます。

表紙を 1 枚めくっていただきますと、令和 5 年度山江村特別会計介護保険事業予算でございます。令和 5 年度山江村の特別会計介護保険事業の予算は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算でございます。第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 5 億 2,000 万円と定めるものでございます。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」によるものでございます。

次に、一時借入金であります。第 2 条、地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 4,000 万円と定めるものでございます。

歳出予算の流用でございます。第 3 条、地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定めるというものでございます。（1）保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用としております。内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それでは、議案第 2 1 号につきましてご説明いたします。

1 ページをご覧ください。第 1 表、歳入歳出予算。歳入、主なものにつきまして説明いたします。款 1、保険料、介護保険料の現年度及び過年度見込額 8,628 万 3,000 円とするものでございます。款 3、国庫支出金、介護給付費負担金及び調整交付金、地域支援事業交付金等見込額、合わせまして 1 億 3,430 万円とするものでございます。款 4、支払基金交付金、第 2 号被保険者見込等含めまして 1 億 3,289 万 7,000 円とするものでございます。款 5、県支出金、介護給付費負担金及び地域支援事業交付金等見込額、合わせまして 7,751 万 2,000 円とするものでございます。款 7、繰入金、一般会計からの繰入金 7,960 万 3,000 円とするものでございます。款 8、繰越金、令和 4 年度からの繰越金を見込みまして、842 万 3,000 円とするものでございます。歳入合計 5 億 2,000 万

円とするものでございます。

次に、２ページをご覧ください。歳出、同じく主なものにつきまして説明いたします。款１、総務費、人件費及び主治医意見書手数料等、また、球磨郡認定審査会負担金など合わせまして、９９７万５,０００円とするものでございます。款２、保険給付費、居宅介護サービス給付負担金及び施設介護サービス給付負担金が主なものでありまして、４億８,０４８万６,０００円とするものでございます。款４、地域支援事業費、介護予防生活支援に伴う人件費及びサービス委託料等が主なものでありまして、２,４９２万１,０００円とするものでございます。款８、予備費、４５１万２,０００円といたしまして、歳出合計５億２,０００万円とするものでございます。前年度と比較いたしまして２,５００万円の増額となっております。

以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第２７ 議案第２２号 令和５年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第２７、議案第２２号、令和５年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第２２号についてご説明を申し上げます。

令和５年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算書でございます。

１枚表紙をめくっていただきますと、令和５年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算でございます。令和５年度山江村の特別会計後期高齢者医療事業の予算は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算でございます。第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ４,４００万円と定めるものでございます。

２、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」によるものでございます。

次に、一時借入金でございますが、第２条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は３００万円と定めるものでございます。日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それでは、議案第２２号につきまして説明いたします。

ページは１ページをご覧ください。第１表、歳入歳出予算。歳入、主なものについて説明いたします。款１、後期高齢者医療保険料、保険料の現年度及び過年度見

込額2,734万8,000円とするものでございます。款3、繰入金、一般会計からの繰入金1,641万円とするものでございます。款4、繰越金、令和4年度からの繰越金を見込みまして17万8,000円とするものでございます。歳入合計4,400万円とするものでございます。

次に、2ページをご覧ください。歳出、同じく主なものについて説明いたします。款2、後期高齢者医療広域連合納付金、村が広域連合に対し納付するものでございまして、広域連合からの見込額4,362万5,000円とするものでございます。款4、予備費19万1,000円といたしまして、歳出合計4,400万円とするものでございます。前年度と比較いたしまして100万円の増額となっております。

以上、ご説明を終わります。

-----○-----

日程第28 議案第23号 令和5年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第28、議案第23号、令和5年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第23号についてご説明申し上げます。

令和5年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算書でございます。

表紙を1枚めくっていただきますと、令和5年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算でございます。令和5年度山江村の特別会計ケーブルテレビ事業の予算は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算でございます。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億8,400万円と定めるものでございます。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

次に、一時借入金でございます。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3,000万円と定めるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、企画調整課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 高橋企画調整課長。

○企画調整課長（高橋 忍君） それでは、議案第23号についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算でございます。歳入でございますが、主なもののみ説明いたします。款2、使用料及び手数料2,765万2,000円、ケーブルテレビ使用料などでございます。款3、繰入金2億5,461万6,

０００円、一般会計からの繰入金でございます。款４、繰越金１４０万円、前年度からの繰越金を見込んでおります。以上、歳入合計を２億８，４００万円とするものでございます。

続きまして、２ページ目をご覧ください。歳出でございますけれども、款１、総務費２，０８８万３，０００円、派遣業務に係る委託料などがございます。款２、ケーブルテレビ事業費２億６，１５１万１，０００円、ケーブルテレビの維持管理等に係る経費でございまして、今回は宅内に設置してございます・・・端末機の総入れ替えを実施する経費、こちらを計上してございます。款４、予備費といたしまして１６０万６，０００円を計上しております。以上、歳出合計を２億８，４００万円とするものでございます。前年度と比較いたしまして２億３，７８０万円の増額となっております。

以上でございます。

-----○-----

日程第２９ 議員派遣の件

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第２９、議員派遣の件を議題といたします。

会議規則第１２６条の規定により、お手元に配付しております内容で議員を派遣するものであります。

これで提案理由の説明は終わりました。

また、１２月議会定例会以降、要望書などが６件提出され、議会へ届いております。この件については、それぞれ議員各位へ資料を配付することといたします。

以上で、本日の日程は終了いたしましたので、散会といたします。

ありがとうございました。

-----○-----

散会 午後２時４２分

第 2 号

3 月 1 0 日 (金)

令和5年第2回山江村議会3月定例会（第2号）

令和5年3月10日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

日程第1

一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 本 田 り か さん

2番 久保山 直 巳 君

3番 中 村 龍 喜 君

4番 赤 坂 修 君

5番 森 田 俊 介 君

6番 横 谷 巡 君

7番 立 道 徹 君

8番 西 孝 恒 君

9番 中 竹 耕一郎 君

10番 秋 丸 安 弘 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 山 口 明 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 内 山 慶 治 君 副 村 長

教 育 長 藤 本 誠 一 君 総 務 課 長 平 山 辰 也 君

税 務 課 長 迫 田 教 文 君 企画調整課長 高 橋 忍 君

産業振興課長 松 尾 充 章 君 健康福祉課長 今 村 禎 志 君

建 設 課 長 清 永 弘 文 君 教 育 課 長 蕨 野 昭 憲 君

会 計 管 理 者 一 二 三 信 幸 君 農業委員会事務局長 新 山 孝 博 君

開議 午前１０時００分

—————○—————

○議長（中竹耕一郎君） おはようございます。ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は１０名で、定足数に達しております。

—————○—————

日程第１ 一般質問

○議長（中竹耕一郎君） 本日は、会期日程日時第２、一般質問となっております。

お手元に配付してありますとおり、７名の議員から一般質問の通告がなされておりますが、本日は４名の議員の一般質問を通告の順に従いまして許します。

なお、会議規則による発言時間は、質問・答弁合わせて６０分といたしますが、質問される議員におかれましては、提出された通告の内容に沿って、適切な質問をしていただきますようお願いいたします。通告外の質問はされないよう要望いたします。また、質問の際に答弁の繰り返しにならないようご注意ください。一方、執行部におかれましても、簡潔にわかりやすく答弁いただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、はじめに１０番、秋丸安弘議員より、１．農業施策、２．農業振興についての通告が出ております。

秋丸安弘議員の質問を許します。１０番、秋丸安弘君。

秋丸安弘君の一般質問

○１０番（秋丸安弘君） おはようございます。議長のお許しが出ましたので、１０番、秋丸が通告に従い質問を行いたいと思います。

質問内容は、農業施策、農業振興について質問をいたします。

２０２２年度農業物価指数についてお伺いいたします。

農水省がまとめた２０２２年度農業物価指数によると、２０２０年を１００とした場合、指数では生産資材の価格は１１６．６となっております。統計に残る１９５１年以降で最高となっております。飼料や肥料だけではなく、燃料、農業用ビニールなど様々な資材が価格が上昇し、いずれも原料を輸入することによって世界的な需要も逼迫し、円安など影響が出たと思われます。同指数は生産資材や農産物の価格変動を示すものでございます。飼料は前年より１９．４％上がって１３８、中国などの需要が旺盛な中、ロシアによるウクライナ侵攻などで穀物の流通量が減ったことが要因であります。肥料は高度化成は昨年の１２月５２．４％、１６８．９となっております。その中で尿素が８１．８％上回る２１３．８、硫安が１７１．７５

でございます。

燃料価格は高騰が続き、灯油 4.7%高い 136.1、軽油は 1.6%増の 125.4、農用電力も 9.2%増の 112.6、様々な資材が価格が上がっている一方、2022年の農産物価格の指数は、前年を 0.6 上回る 101.4 と小幅な上昇になっております。最も減少幅が大きかったのが米で、9.7%下がり 80 となっております。この指数についてどのように対策を考えておられるか、村長にお伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは、秋丸議員のご質問にお答えいたします。

まず、議員が申されました数値と私が調べた数値、若干差異がございますが、調べた、公表された月数が違うものと思っておりますので、私は令和 5 年 1 月末に公表された数値を申し上げたいと思います。

農業物価指数とは、農業における物価変動を表すもので、農産物価格指数と農業生産資材価格指数を用いて、農林水産省が公表しているものでございます。令和 2 年を 100 とした数値となっておりまして、令和 5 年 1 月末に公表されました令和 4 年 12 月の物価指数は、農産物価格指数につきましては 102.3、農業生産資材価格指数は 121.6 となっております。

このことから、令和 2 年と比較いたしまして、農産物の価格指数は若干上がっておりますけれども、それ以上に資材の価格指数が上がっているということで、農家の皆様の経営にですね、経営が黒字になったとか、経営が安定しているというようなことにはならないのかなと思っております。その中でも米に着目しますと、令和 2 年を 100 の基準といたしますと、令和 4 年 12 月では 84.3 ということで 15.7 ポイント下がっておりまして、これはコロナ禍や気候変動の影響で下がっているものと思われます。

なお、畜産物、肉用牛やですね、鶏卵、生乳等につきましては、110.7 ということで若干増加をしておりますけれども、これによりまして令和 3 年当たりではですね、畜産経営は非常に良くなってきたんじゃないかなあというような声をお聞きいたしておりますので、そのような傾向ではなかったのかなと思っております。

しかしながら、資材の高騰が続いているということで、特に肥料は令和 2 年と比較しますと、令和 4 年 12 月現在では 153.3 ということで、53.3 ポイント上昇しております。飼料につきましては 149.8 ということで 49.8 ポイント高くなっているということもございまして、米につきましては、令和 2 年と比較すると価格も下がってきている一方、肥料等につきましては高騰が続いているということで、なお一層のですね、経営的な不安定化が進んでいるのかなと思っております。

畜産業につきましても価格の上昇はポイントではあっているということでございますけれども、先ほど申しましたとおり、資材等ですね、高騰によりまして、経営の安定化にはつながっていないのかなと思っております。

山江村といたしましては、以前にも答弁しておりますけれども、水稻生産農家、畜産農家を中心にですね、地方創生の交付金を活用いたしまして、水稻生産経営の継続の支援金、それと畜産経営の継続支援金ということでそれぞれ支援金を交付させていただいております。他の町村に先立ってですね、支援をさせていただいたということですが、価格の下落や資材の高騰、燃料費の高騰は続いておりますので、今後もですね、国・県の情報、また財源の補助金等をですね、調査しながら支援を進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） 今の説明でよくわかりましたけれども、今の現状でですね、高齢化が進む中、今の現状で農業をやっていく上で、離農される方が大変多いのではないかと思います。また、これが上昇率が長く続けば、農地の荒廃地、遊休農地が大変増えるのではないかと考えているところでございます。

その点について伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではお答えいたします。

このような状況が続けばですね、離農される方が増えるのではないかとのご心配をされておりますし、遊休農地等が増えるということも危惧されているのは重々承知をいたしております。村といたしましても先月ですか、認定農業者の方や農業委員会の方、また新規就農者の方を集めてですね、今後の農業経営のあり方、また、受託されている方ですね、どうやっていったら経営の安定化が進めるかというような話し合いも進めておりますので、そういったことを進めながらですね、対策を講じていきたいと思っておりますし、先ほどから申しておりますとおり、何らかの支援策をですね、打つようなことで、国・県の情報を収集しているところでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） 私たちも昨年同様、畜産農家に成牛2万円、育成牛1万円、それと農家が10アール当たり1万円ということで、大変支援していただきまして、大変ありがたく思っているところでございます。それ以上に令和5年度は厳しい状況が続くと思いますので、今の現状では大変厳しい状況でございますので、今後ともその支援策を農業支援、生活支援をする考えはございませんか。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） それでは私のほうからお答えいたします。

今後のことでもありますので、冒頭ですね、議会のあいさつでも申し上げましたとおり、原油高に起因する諸物価高、価格高騰でありますけれども、これは山江のみならずですね、すべての国民生活を苦しめているということでございます。農業を取り巻く情勢も全く一緒でありまして、特に肥料・飼料を中心とした価格高騰がですね、農家経営を非常に苦しく、また厳しい状況に追い詰めているという気がいたします。

この件については、昨日冒頭申し上げましたとおり、国がですね、いろんな支援メニューを今、検討をしているというようなことでもありますし、そのメニューをしっかりと見極めながら、また、そのメニューでですね、山江村の新しい足りない課題が見えてきようかと思えます。今までも水稻支援、畜産支援をしてきたところでありますけれども、その付近のところを見極めながら、しっかりと今後とも交付金もきようかと思えますので、支援をしていきたいと、計画をしていきたいと思っております。これはもちろん農業のみならず生活そのものを苦しめております価格高騰問題でありますから、当然農家のみならずですね、村民の生活支援も併せて検討しなくちゃいけないということを思っているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） 支援をいろいろ考えていくことで、大変私たちもうれしく思っているところでございますので、今後どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、農水省は堆肥や下水道汚泥などを国内肥料の資源活用法の拡大に向けた全国推進協議会が設立され、堆肥を供給する畜産農家、肥料メーカー、堆肥を利用する耕畜農家、JAなどの介入をつくり、輸入肥料が高騰する中、原料供給する肥料の製造、利用まで資源活用をする輪を広げるということでございますので、この協議会等の両方を利用し、活用する考えはございませんか。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは、ご質問にお答えいたします。

議員が申されました協議会の名称は、国内肥料資源の利用拡大に向けた全国推進協議会となっております。議員が先ほど申されましたとおりですけれども、海外に依存しない国内資源の肥料利用の拡大に向けて、関係団体、関係事業者が連携するもので、第1回目の会合は先月22日に開催されたということでございます。畜産事業者、下水事業者など原料供給事業者やJAなどの関係者が、原料供給、肥料製造、肥料利用までの一貫した多様な取り組みの創出を支援するものです。主な活動内容といたしましては、事業者間のマッチング機会の提供、導入メリットなどの情報提供、先進事例を共有し、連携を構築するの3点となっているようです。

政府は、堆肥と下水汚泥肥料の使用料を２０３０年までに倍増する目標を掲げているということでございまして、今後は複数地域で説明会を開催されると伺っております。村といたしましては、国の動向に注視しながら事務を進めていきたいと考えております。まだ設立されたばかりで、担当のほうにはですね、文書等も何も下りてきておらず、報道での情報収集となっておりますけれども、今後とも注視していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） １０番、秋丸安弘君。

○１０番（秋丸安弘君） この山江村にも汚泥が年間１１万７、４６４キログラム生産されておりますが、最初の生産基盤のときにですね、私も利用したわけですが、堆肥と混合いたしまして、１年間ほど汚泥と堆肥を混合して利用させていただきましたけれども、大変堆肥としては良い堆肥ができたと思っているところでございます。それに対して一番欠点が、やっぱり薬品の臭いが消えないということで、その点がやっぱり一番心配したところでございます。その後は４件の方が今、利用されておりますけれども、これもやっぱり今、堆肥等である牧場関係の人が無料で配布されております。その堆肥と汚泥を混合して、３倍、４倍に量が膨らむわけで受けけれども、これを利用してする考えはございませんか。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではお答えいたします。

今、議員が申されましたことを参考にしながらですね、先ほど申しました国内資源の利用拡大に向けた取り組みをしていきたいと思っております。こちらのほうで今おっしゃられたことに対して、考えがあるかないかと言われたことについては、現時点では考えがないとしかお答えできませんので申し添えます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） １０番、秋丸安弘君。

○１０番（秋丸安弘君） 大変肥料等が高騰している中でございますので、できればこういう汚泥を利用して、少しでも農家の負担を軽減するようにしていただきたいと思っております。この点につきましては、どんなふうに考えておられますか。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 私のほうからお答えいたします。

その汚泥というのは、豆腐で生産された汚泥のことだろうと思っておりますけれども、現在、今、聞きますと１００キロの１円で売っているというような、販売しているというようなことであります。今、４件の方はご利用されているということでもあります。ただ、その汚泥と無料で支給いただく堆肥を混ぜて、より良き堆肥というか、肥料をつくったらどうかというようなことでありますけれども、当然そういう手間

が入ってきますし、置く場所あたりも検討する必要があるかと思います。

また販売する、１００キロ１円というわけにはいかなくなるかもしれませんが、そういうよそから入ってこない肥料をですね、自己生産するというのは、非常に循環型の農業にとっても良いことでありましょうから、今後検討されると思います。先ほど課長が申し上げましたとおり、現在どうするこうするということは決めておりませんが、今後検討させていただきたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） １０番、秋丸安弘君。

○１０番（秋丸安弘君） とにかくこういう事業を活用されまして、農家の負担を少しでも軽減されるようお願いいたしまして、次に進みたいと思います。

次に、農作業の安全対策について質問いたします。

農水省は、農作業中に発生した事故で死亡した人間が、昨年度は２４２名、農業従事者１０万人当たりの死亡事故は１０．５人で過去最高となっております。農機別では、乗用トラクター、乗用運搬者、コンバイン、動力防除機、刈払機の順となっております。トラクター作業でのシートベルトの着用率は２１％、ヘルメットの着用率は１４％、安全フレームを倒したまま使用するが１９％、刈払機の作業では、ヘルメット装着率は２１％、ゴーグル・フェースガード５０％、安全靴・保護長靴着用率が２５％、年代別で装着率は、シートベルト・ヘルメットは４０代から７０代で６割、８０代以上はゼロ、草刈り機などの作業は、はねた石によって失明を防ぐために、ゴーグル・フェースガードの着用が望ましいが、着用率は５０％、手袋・長袖の着用率は９０％、安全靴、保護長靴着用率が２５％となっております。一番今、危険な作業を伴う建設業の２倍近い、建設業では減少傾向にありますが、農業では増加傾向で、全産業平均の１．３人に対し８倍にのぼっております。トラクターの転倒、転落対策等の農機全体の安全対策講習会を指導する考えはございませんか。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではお答えいたします。

議員が申されましたとおり、年間２００数十名の方がですね、農作業によりまして作業中に死亡をされているということは、資料等で承知しているところでございます。県内におきましても農業用機械のですね、作動中に、動作中に事故が発生したという報道をですね、テレビや新聞等で見聞きしております。県内で発生した場合にはですね、県を通じて注意喚起をするようにというような文書が届いておりますので、その際にはケーブルテレビやですね、広報等でも周知をしているところでございます。農作業、はっきり言えば個人の方の注意が一番大事ですね。議員が申されましたとおり、シートベルトを着用したり、ヘルメットをかぶられたりです

ね、また安全に作業できる防護衣等を着用されるなどのことが必要かということを考えております。

トラクター等ですね、作業の講習会ということを考えていないかということでございますけれども、今の時点ではそういうことは考えておりませんけれども、今後農業をされている方からの要望、ご意見等があればまた考えていきたいと思えますし、今後も事故、けがのないような安全な農作業をしていただきますような周知を行っていききたいと思っております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） 今、周知と言われましたけれども、口頭で周知するのかケーブルテレビで周知するのか、回覧等で周知するのか。また、トラクターだけではなくて草刈機の事故は大変多ございます。この草刈機の事故は、多分この報告内容の何十倍であると思います。昨年も山江村でもある人が刈払機で足を切られて9針ほど縫われる事故も発生して、そういうのはカウントには入っていないと思いますけれども、できれば林業関係はチェーンソーの使い方や草刈り機の使い方等の講習等があります。やっぱり農業関係もトラクターだけではなく刈払機、いろんな方面で安全面の指導をする考えはございませんか。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではお答えいたします。

チェーンソー等ですね、使用の講習会につきましては、県が指導してされているのかなと思っております。その中でも多分刈払機の講習もあったかと記憶をしております。村といたしまして独自にするということは、今の時点では言えませんけれども、そのような県で研修会をされる、また、そういったことはですね、常に周知をしておりますけれども、議員が申されましたとおり、あらゆる媒体を通じて広報活動をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） できれば機械利用組合、担い手農家、認定農業者、農業委員会等に周知いたしまして講習する考えはございませんか、今後。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではお答えいたします。

各種団体にお聞きしてですね、そのようなことをやってくれということであれば、検討はしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） できれば山江村でも事故がゼロを目指して頑張っていきたいと思えますので、あらゆる面で安全対策につきましては指導のほどをよろしく願

いしたいと思います。

最後になりますけれども、山江村の農作業の標準賃金についてお伺いいたします。

郡市の農業委員会市町村別に賃金表が設定されておりますが、下球磨地区は賃金表にさほど差はございませんけれども、下球磨に對しまして上球磨のほうは少々高く設定されております。物価高騰の中、請けての方は企業努力により現賃金で努力されている現状でございます。農作業を受託される方もこれ以上に作業代が高騰すれば農業をやっていかないという方もたくさんおられます。この現状につきまして、機械利用組合へ受委託させるのが大変助かっている現状でございます。

ところで、乾燥・糶摺り等につきまして、標準賃金は決まっているわけですが、山江村でも受託されている方、受託をお願いしている方、請け手、頼み手の方からいろいろ相談がありまして、できれば山江村でも標準賃金を一定にしてほしいという意見がございますので、この点につきましてどうお考えですか。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではお答えいたします。

農作業のですね、標準賃金につきましては、議員が申されましたとおり、各管内のですね、営農センター単位のほうである程度の案を示されて、市町村の農業委員会のほうで今、内容を吟味されるということでございます。各市町村それぞれですね、ばらつきは若干ありますけれども、議員が先ほど申されました、山江よりもですね、ほかのところが高くなっているのは、ちょっと表現のあれかなと思ひまして、オペレーター代等につきましては、管内の各上球磨、中球磨のですね、営農地域よりは、人吉下球磨のほうは高く設定されているということでございます。

価格につきましては、価格を上げたらどうだろうかというようなご意見もございましたけれども、請け手の方はですね、経費がかかるから上げてほしいというようなご意見もありますけれども、出し手の方は、賃金を上げてもらうとう作業のお願いはできないということで、どちらからのご意見があっているというような状況を聞いております。

下球磨はですね、下球磨地域の農業振興協議会というのがございまして、私もその中のですね、幹事会の一員でございますけれども、どちらかの意見もあるというようなご意見をお聞きして、来年度、令和5年度の作業予定表の賃金については、改定をしないということで人吉・下球磨のほうは決めさせてもらっております。上球磨、中球磨のほうもですね、同様なことで進めていくというような情報は得ております。

今後3月の農業委員会でですね、議案として上程をしてですね、承認いただくということでございますけれども、糶摺り等のですね、賃金を一定にしないかという

ことのご意見でございますけれども、特段村のほうにですね、そういったご要望は上がってきておりませんので、議員のほうにはご相談があったのかなと思いますけれども、農業委員会や農政系のほうにはですね、そのような賃金についてのご意見がありませんので、現時点で統一するとか改定するといった考えはございません。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） 私も受委託農家から、やっぱり統一してほしいという意見がありまして、それと、やっぱり頼まれる方も統一してほしいということがありますので、農政のほう、農業委員会の方には報告はなされていないと思いますけれども、やっぱり委託農家は大変、あそこは高くてこちらは安い、そういう問題が出てきますので、できればそのへんの指導をする考えはございませんか。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではお答えいたします。

標準賃金表につきましては、例年農業委員会の広報紙「でんえん」のほうに、今年度でいきますと来月ぐらいにですね、令和5年度の賃金表というのを載せるようにいたしております。それをもとに受委託の方がですね、金額を見られてお願いしたり請けたりされるということでございますけれども、その中には、あくまでもこれは標準賃金でありまして、金額を上げたり下げたりするのは当事者間でお願いいたしますと書いてありますので、こちらの方に出すと幾ら、こちらに出すと幾らとかというのは、それぞれの受委託の方で相談されるということでございますので、村として一律でですね、幾らでしてくださいとか、幾らで出してください、幾らで請けてくださいということは、指導はしないようにいたしております。それは各市町村同じような考えでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） これは受委託、頼まれる方、頼む方のお互いの話し合いでは、なかなかそういう話し合いはなされていない状況でございます。業者の方がこれだけ言えばその金額で払わないといけないという、だから、やっぱりできれば統一してほしいということですので、その点どう思われますか。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではお答えいたします。

たびたびの同じような答えで申し訳ありませんけれども、現時点でですね、じゃあどうしようという考えは持ち合わせておりません。農家の方、作業をされる方、また作業をお願いされる方、そのような方からですね、ご相談やご意見を伺いたいと思っております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） 業者からと請け手、頼み手が農政のほうに頼みに来ればそう相談に乗るということですか。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではお答えいたします。

ご相談は受けるということでございます。その以降ですね、指導をして価格を決定するというのは、そのご検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） せっかく農作業の標準賃金表が作成されておりますので、できればこの標準賃金表に則って指導していただきたいと思います。業者の方も大変今は燃料等が高騰して大変困っておられる現状ではありますけれども、頼まれる方のほうはもっと厳しい状況でございます。強いて言えば、頼まれる方は我が家で使用する米を作付けされていて、農地を荒らさないために作付けされている状態でございます。今年は据え置きということでございますけれども、できれば今のままずっと据え置いていただきたいと思いますけれども、あとは業者の方の判断でいろいろな農業委員会の認定農業か担い手等で話し合いを進めていただきたいと思いますけれども、このような業者間じゃなくて担い手、農業委員会、認定農業者等で話し合う考えはございませんか。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではお答えいたします。

まず賃金表につきましては、令和5年度は据え置くということでございましたけれども、令和6年度以降の価格につきましては、やはり早い時期から関係者の方にお集まりいただいて協議するのがベストだろうということで、これは賃金表を案を出すのはですね、村ではなくて、山江村でいきますと下球磨地域ですね、営農センターのほうが事務局となっている協議会で出されるということでございますので、関係機関、農家の方、また出し手の方も呼んでですね、早い時期から令和6年度の賃金表の改定に向けた話し合いをしたいというような意向を持っておられるということでございます。

また、村内におきましても、先ほども申し上げましたとおり、先月ですね、認定農業者の方とか農業委員会の方を中心に話し合いをさせていただきました。その中で、今後はそのような作業の受委託についての話も出てこようかと思います。定期的に会合をしていく予定でございますので、そのような中でですね、山江村の案というのをですね、お示しいただければ、下球磨地域の事務局のほうへ提出をしてで

すね、それも検討材料に加えていただければと考えております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） はい、わかりました。大変農家の方、生産者の方、大変厳しい状況が続いておりますので、今後ともいろんな面でご指導のほどをよろしく願いたいしまして、質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（中竹耕一郎君） お諮りいたします。ここで暫時休憩をしたいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。再開時刻を10時50分といたします。

—————○—————

休憩 午前10時38分

再開 午前10時50分

—————○—————

○議長（中竹耕一郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、6番、横谷巡議員より、1. 令和2年7月豪雨災害を顧みて、村の防災体制、危機管理体制について、2. 農業振興について、3. 学校教育の内容充実についての通告が出ております。

横谷巡議員の質問を許します。6番、横谷巡君。

横谷 巡君の一般質問

○6番（横谷 巡君） 6番議員の横谷巡です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

今年の冬は大変寒い日が続きましたが、日ごとに春らしい陽気となり、桜前線も間近に迫る季節となりました。コロナウイルス感染拡大や物価の高騰は、村民生活に影響を及ぼし、日々の暮らしは厳しさを増しています。収束の見えない国際紛争や不安定な社会情勢が、一刻も早く落ち着き、本村におきましても災害復旧をはじめとする諸々の課題が解決され、日々の生活がおだやかになることを切に願うものであります。

今日は東日本大震災が発生してから12年目です。ちょうど今日です。そういったことで、本村におきましても令和2年7月には大変な豪雨災害が起きておりますので、その災害を省みての村の防災体制、危機管理体制の現状について伺ってまいります。

令和2年7月の豪雨災害から3年目を迎えようとしています。予想すらしていない線状降水帯による大雨は、本村の道路、河川、橋梁、家屋等に未曾有の被害をもたらし、特に災害発生は万江川流域に集中し、その被害状況は甚大を極めました。災害発生からの情報伝達収集、被災者対応、避難所設置、膨大な数にのぼる災害復旧対策など、村民の生命、財産を守ることが村の責務であることから、陣頭指揮を取ってこられ、現に豪雨災害を自ら体験されての教訓と、自然災害に対する率直な心情について村長の見解をお聞かせください。

○議長（中竹耕一郎君） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） それではお答えいたします。

災害を受けての教訓ということでございます。当時の災害検証を行っております。その中でですね、被災された方の話から、当時は未明からの大雨で、河川の増水により水位が急激に増加したという意見がございました。この教訓を生かしまして、リアルな気象情報を入手し、今後、それと大雨等による被害の恐れがある情報に対し、避難については明るいうちの早めの避難を呼び掛けるよう、それ以来徹底をいたしております。

また、河川の水位情報につきましては、万江川の3カ所に関しカメラと水位計が設置をされております。氾濫の恐れがあるときはこの情報を随時入手しまして、防災体制の確立を図っているところでございます。

また、この災害を受けまして、復興ポータルサイトを開設をいたしまして、そのときに何が起きたのか、どういう対策を取ったのか、そして、そのときどういう備えが必要なのかなどを閲覧できるようになりまして、村民の方々にはですね、ぜひ閲覧していただくよう周知をいたしております。さらに、被害情報などパソコンやスマートフォンで閲覧できるG空間情報システムを整備をいたしまして、情報が入手できるようになり、共有が図られるようになりました。

いずれにいたしましても令和2年7月の豪雨災害を体験をいたしまして、村民の方々の命を守るために、今後も今まで以上にですね、常に災害に対する危機感を持ち、迅速な情報の収集と村民の方々への正確な情報の提供及び共有を図り、防災意識の向上に今後も努めてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） それでは、全体的な行政の対応としての教訓は今、総務課長が述べましたところでございます。私自身がですね、いろんなことを感じましたし、いろんなことを学ばせてもらったということはちょっと申し上げさせていただきたいと思います。

ひと言で言えばですね、鎮山親水そのものになってしまうわけではありますが、7

月3日のことを思い出すと、昼過ぎから雨がパラパラ降りはじめました。夜間にかいけて大雨注意報から警報になるやもしれませんという情報でありましたが、5時過ぎからですね、晴れ間も見えはじめて、雨は止むやにもみえたわけであります。従いまして、それ以降はといいますか、それ以前からもですね、明るいうちに避難避難勧告は出させてもらっていたんですけども、誰も線状降水帯が発生するということを予測した人は、気象庁も国交省もいなく、何とかやり過ごせるんだろうということでありました。ただ、とんでもない雨が1日で一月分の雨が降って大きな被害出したわけでありますので、まずは、やはり注意報、警報になるやもしれんという情報に触れた場合、空振りでもですね、しっかりと早め早めに、特に山江村は90%が山林でありますから、避難勧告を早めに出し、早めに逃げてもらうということが必要だなということを反省としてですね、強く思ったところであります。

特にその後、まずは山田地区に避難勧告を出し、線状降水帯が北上したのに従ってですね、万江地区、要するに球磨郡北部のほうに大雨を降らせたということで、次に、1時半ごろだったと思いますが、万江地区に避難勧告を出させてもらったということです。

特に避難勧告を出してもそのときの呼び掛けは、もう移動せんでくれと、安全な場所に身を寄せてくださいというような防災無線での呼び掛けをしたのを覚えております。それがまさにまた4時50分ごろだったと思いますが、特別警報に変わり、12時過ぎに私、万江の役場職員OBに電話したところ、まだまだ上までに達するまでは2、3メートルあるから大丈夫ですよというような話はされておりましたけれども、特別警報にはびっくりしながらも、そのときは実は人吉市長にも電話しまして、人吉市長そのときの話は、「もう覚悟を決めました」と「今回は覚悟を決めてしっかり対応せんといかん」というようなことを言われましたので、ああ、下流域はまた大変なことになっているというようなことを感じたわけでありまして、また、明けて明るくなって現場を見に行きました折に、淡島の藤田商店の下が50メートルにわたって落ちておりましたので、20地域が一気に孤立したと、孤立集落ができたということに対してもびっくりしまして、さてどのような手をというようなことを、安否をまず考えたわけでありまして、しっかり支援をしなくちゃいけないということを心に決めたわけでありまして。

その後ですね、諸々の経過をしまして、今回の災害の教訓は、目の前の本当に土砂の量にびっくりしました。また検証委員会ではですね、人吉市の下流域から中流域の土砂、上部の山等見たということでありまして、まさに何回も報告しておりますが、山の土砂がこれだけ、沢の土砂がですね、崩れてあふれ返っている、相当量の土砂、あとでわかっているのは140万トンですね、140万トンの土砂

がうせたということでもありますので、これもこれも鎮山親水の心は、やっぱり山をもうちょっと守らんといかんなあということを強く感じたわけでもあります。

我々子どものころは山にもしょっちゅう、各地域に竹もん山というのがあって、薪で炊事もして米も炊いて風呂も入っていたわけでもありますから、そういう生活、全く山に入らなくなった、また川にも近づかなくなったということが、ひとつやはり自然としっかり山・川と共存すべきだなという思いを感じたところでもあります。

それからもう一つ、山江村からは1人の人的被害がなかったということで、本当に幸いにほっとしたところでもあります。これも日ごろからのコミュニティがですね、しっかりできていて、いざというときは「おーい、逃ぐっぞ」と呼び掛けられて、皆さんで避難されたというようなことをあとで聞きますし、今のうち飯を炊いとけというようなことを言われた方おられますけれども、そういう自治コミュニケーションをですね、しっかり再構築するといえますか、日ごろからつくっていくということが、本当に災害に強い村となるなあということを教訓として学ばせてもらったということでもあります。

それから、災害はですね、ないほうがもちろんいいわけですがけれども、必ずあるのも災害でありますから、その災害に強い自己治癒力といえますけれども、要するに安全を意識的にですね、環境をそういうことをつくっていくということについて、村もそうでありますし、村民の方々もそういう意識を高めていただきたいということで、現在六つの復興のプロジェクトを動かさせてもらっている。特に自己治癒力ということはソフト事業中心でありますから、もちろん災害復旧は急いでおりますけれども、併せてそういうことをお願いしたいと思っておりますし、その状況はポータルサイト等でですね、しっかり載せているところでもあります。

併せて、本当に多額の予算が投入されます。公共土木で30億円、農業のほうで20億円、そしてさらに砂防で60億円程度の砂防事業が始まりますし、当然流域治水としての治山と治水の工事もいろんな工事がメニュー化されようかと思いますので、それに併せて、山江村の地域活性化、地方創生としての取り組みも必要かと思っているところでもあります。いわゆる「仏作れども魂入れず」というような諺がありますけれども、復旧はしっかりできたんだけど心はそこに非ず。災害で流れていってしまった希望、夢が戻ってこないというようなことになってはいけませんので、しっかりその付近の対策もしていきたいと思えます。

先ほど東日本震災の話をされました。今、2011年ですから12年前だと思えますが、ということで12歳以下の子どもたちは、その震災のことを知らないということが問題になって、子どもたちにどう伝えるかというようなことをテレビ報道でなされていましたがけれども、その付近のところも今、小学校では、川上から川下

までどういうことが起きたのかという環境学習をしておりますし、しっかりそういう教育も含めてですね、この震災に学ぶところを知って、その課題を解決のためにといいますか、次の災害に備えるということのためにもしっかり対策を打っていきたいと思っているところであります。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 今申されましたとおり、災害発生は予想はつきません。いつ起きるかわかりません。今回の災害対応には大変執行部ご苦労なされたことと思います。災害復旧の進捗状況を見てみますと、山を越えつつあるというような状況でございますので、今、村長が申された教訓等を生かされて、村民の安心・安全の確保にご尽力をいただきますようお願いいたします。

2点目は、災害が発生した直後の被害情報の把握、迅速な緊急体制の共有は大変重要だと思います。災害を省みての災害発生時の初動措置、また緊急対応体制の確立状況について伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） 災害発生時の初動措置と緊急対応体制ということでございます。災害対応につきましてはですね、タイムラインを基準としながら、初動体制、被害の発生状況を予測した対策を取っております。まずは、災害に警戒する必要があるときは、災害警戒対策本部会議を設置いたします。災害が発生する恐れが非常に高いときや土砂災害警戒情報等が発令された場合には、被害にですね、即時対応できますよう災害対策本部を設置いたしております。

災害が発生しましたら、まずは村民の方々の安否確認が重要でありますので、それを行いまして、その後、情報収集ということになります。そして、災害が発生しましたら、災害対策本部組織編成を作成しておりますけれども、それに沿った体制を取ることにいたしております。

以上が初動措置と緊急対応体制でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 始め良ければ終わり良しと言われるように、初動体制は重要です。今後とも体制の確立に努めていただきますようお願いしたいと思います。

3点目は、災害から命を守る、今回の豪雨災害では、人の命にかかわりませんでしたから本当に良かったんですけれども、命を守るためには、村民一人一人の災害に対する心構えや知識と備えが重要と思いますが、地域防災力の強化と村民の防災意識向上への取り組み、及び消防団との連携、各区の自主防災組織等の活動状況について伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） 現在は地域防災力の強化を図るために地域版防災マップを更新を行っております。今年度、令和4年度は11区、12区、13区、14区を作成中でございます。その中で、現地調査にですね、地域の方々及び地元の消防団の方が積極的に参加をいただいております。来年度は2区、3区、15区、16区を計画いたしております、令和7年度までに全地区を作成する計画でございます。ぜひ地域の方々この作成がされました防災マップを活用いただき、地域防災力の向上に努めていただきたいと思います。

また、今年度は、15区は地域の主催として、防災意識の向上に向けた防災講習会を開催をされ、40名の方が参加をいただいております。徐々にではありますが、村民の方々の防災意識が高まっているということが思うところでございます。

また消防団の連携につきましては、警報が発令されたり、災害が発生する可能性が高い場合には、自宅や詰め所で待機するよう周知をしております、すぐに対応ができる体制を整えております。また、管轄地区を越えての対応に対しましても、ギョウサイ、各消防団連携を取り、速やかに対応を取る体制を整えており、今後も徹底をしてまいります。

最近の自主防災組織等の活動状況につきましては、先ほど申しました15区が防災講話を開催をされた1件でございます。ほかの地区は、新型コロナウイルス感染症の影響のために活動がなかなかされておりませんが、落ち着きましたら防災意識の向上、防災体制の確認など、自主防災組織の積極的な活動を今後も促していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） やはり災害時に命を守ることが一番です。しかし、災害発生してもこのくらいは大丈夫だろうということで、避難をされない方もたまにはありますので、やっぱり一人一人防災意識の向上に努めていただければと思います。

4点目です。災害発生時の応急、インフラの応急、それから復旧活動に関する人的、物的支援の民間施設との災害応援協定といいますか、そういった状況について伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） 災害協力応援協定ということでございます。災害支援協定の状況につきましては、現在23の事業所と協定を締結しております。内訳としましては、人的支援が13事業所、物的支援が18事業所であります。なお、人的支援、物的支援、両方の協定を締結している事業所もございます。災害が発生したときには、必要に応じて即時に対応できる協力体制を整えております。以上ござい

ます。

○議長（中竹耕一郎君） 6 番、横谷巡君。

○6 番（横谷 巡君） 民間関係との協定、20 社、多いですね本当、やっぱりこれだけ人的、物的きちんとした備えをしておけば、いざ災害あったときにはいいかなあと思います。

5 点目です。今回多くの方の避難所、避難された方がいらっしゃいましたから避難所を設置されました。それから見えてきた、女性、障がい者、高齢者等の視点から見られた避難所づくりの課題ですか、そういった点があれば、実際に対応されて状況を課題等について伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） まず指定避難所でございます。現在6カ所を指定避難所として開設しております。その中でも今までは農村環境改善センター、健康の駅、山江村体育館の3カ所を主に開設をまいりました。

女性、高齢者、障がいをお持ちの方の避難所は、避難生活の利便性を配慮し、改善センターと健康の駅、若い方などは山江村体育館で受け入れを行っている状況でございます。身体の不自由な方など受け入れが困難な場合は、2カ所の福祉避難所で受け入れを行っていただいております。避難所はパーテーションでそれぞれ区切りを設けていまして、プライバシーに配慮しているところでございますけれども、部屋数がですね、限られておりますので、十分にそのプライバシーが守られている状況とはちょっと言い難いものもあるかと思っております。今後も長期間の避難所生活が続く場合も想定されますので、避難されてこられた方に対し、最善の配慮をしながら、避難所開設をしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6 番、横谷巡君。

○6 番（横谷 巡君） 避難所での弱者の視点、例えば階段があるかないか、洗面所、トイレの設置状況、それから介護やおむつが必要な高齢者、車椅子が通れるスロープ、不安やストレス、体調不良などの相談等が考えられると思います。本村ではそういった緊急的なことを考えられて、体育館へ空調設備を完備されました。そういったことで今、万江地区の自然休養村管理センターの指定避難所等も兼ね備えた改修工事も行われていますので、気づかれた課題をもとに、弱者視点を取り入れた避難所づくりの推進をお願いできればと思います。

続きまして、質問事項の2点目、農業振興についてです。これにつきましては、秋丸議員からの一般質問で若干重複する面もありますので、その点については結構です。主な要点だけお答えいただければいいと思います。

原油高とか円安、ウクライナ情勢もですけれども、このこれらの要因で、飼料と

か肥料等が大変高騰しています。その中で、畜産、酪農、養鶏等を生業とされている農家経営に打撃を与えていると。今回はその中で酪農の実情をちょっと話してみます。

酪農経営の現状を見てみますと、酪農家の収入源である牛の販売と生乳販売収入の大幅な減少によって、今、酪農を経営される方は、預金の切り崩しとか、あるいは借入金によって生計を賄っているような状況でございます。全酪連の調査によりますと、92%が経営困難、65%が赤字、今の状態が続けば、56%が経営を続けられないという深刻な調査結果が出ておりました。そのような中、農林水産省は、2022年度補正予算で、生乳需給改善対策の一環として、経産牛、これは出産を経験した雌牛です。この1頭当たり20万円を支給するかわりに、約4万頭を削減するということを発表しました。

国内食料自給率のあり方が俎上に載る中、農政の方向性に頭をかしげたくなりますけれども、本当に経営に先行き不安と、辞められる方もいらっしゃるんじゃないかなと思っていますが、畜産、農業いろんな面にいろんな交付金、補助金等で対策をしておりますけれども、この分野のですね、長期化を見据えた農家支援の対応を検討する気はないかなと考えます。若干農業全般との答弁と重なる点がありますけれども、主な点だけで結構ですのでお伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは、横谷議員のご質問にお答えいたします。

議員が申されましたとおり、農業、畜産業はじめですね、あらゆる分野において物価の高騰はですね、私たちの生活に大変大きな打撃を与えているということは認識いたしております。

山江村にも、特に酪農農家の方をですね、例に例えますと、山江村では3件と少数な件数ではございますけれども、この方々をはじめですね、畜産経営をされている方に、ちょっと先ほどの答弁と重複しますが、畜産経営継続支援金といたしまして、成牛に2万円、子牛に1万円ということで、総額662万円を支援させていただいたということでございます。これは昨年の7月から9月にかけて事務の受け付けを行い、支援をさせていただいたということでございますけれども、この後も議員が申されましたとおりですね、肥料や飼料の高騰は今も続いているというような状況でございます。国といたしましては、令和5年度もですね、引き続きこの分野で支援をしていくという方向を打ち出しているということを報道で見聞きしておりますので、国等の支援はあるということは認識をいたしております。

また私もテレビ等でですね、酪農をされている方の生乳をですね、絞りと出されてもそのまま溝のほうに流されて、毎日何トンも流さなければいけないというのを見

るときにですね、ああなんか本当にこういうのをですね、もっと有効な活用できないのかなあとか思うんですけれども、今の農業制度ではもう廃棄するしかないというようなことで、せっかくですね、もしかしたら食べ物に困っていらっしゃる方がいらっしゃれば、そちらのほうに何かまわせないのかなあと、そういった支援とか対策は国はしないのかなあと思ったりもするんですが、そのような現状で廃棄するしかないというようなことは十分承知をいたしております。

継続的なですね、畜産農家をはじめとする、畜産、酪農をされている方をはじめとする農家の方ですね、支援は必要だと考えております。国・県の動向やですね、情報収集は継続して行っておりますし、村長も先ほど若干述べられましたけれども、農家等へ特化した補助金制度もですね、もしやすれば創設されるかもしれないということも頭に入れながらですね、そのようなことがあればいち早く支援できるような事務体制は、いつでも整えていきたいと思っているところでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 今、課長が言いましたようにですね、生乳が余ったこと起きているんですよ。乳においてはバター等が不足していますから、それを作ったらいかなって感じるんですけれども、外国から3割はバターを輸入するということ載ってましたから、こういった点、国内の食料の自給率アップにどうかなあと思うんですけれども、これが国の方針かなと思うところです。ありがとうございました。

人がいる限りですね、食料生産は絶対必要であります。村の根幹である農業は守っていかねばなりません。そういうことで、例えば、農家の今の現状ですけれども、耕作受託農家への作業効率を高めるためのドローン導入や、大型機械化による、大型機械化等を支援してですね、そこに若いやる気のある若い人を雇用の方として使って、そして集団的耕作で農業を守っていくなど、組織化は考えられないでしょうかというお尋ねですけれども、このことは若干課長のほうから、法人化の組織の強化とかいろいろありますけれども、実際はですね、今の農業全体を見ますと、田んぼ、水田で稲作をつくられた方がこう言われております。若い人がいませんもんですから、ほとんど受託される農家に頼っていらっしゃるんですよ。ここ数年で恐らくこれは危機的な状況に陥りますので、やはりそこを見て、やっぱり新たな経営の組織、やり方と言いますか、そこを考える時期にきているのではないかと思います。このことは非常に厳しい状況で現状等はどうかと思いますけれども、考えておられることで結構ですので、お願いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではお答えいたします。

作業受委託等のあり方ということでございますけれども、まず、議員も申されましたとおり、農業をですね、なかなか担い手が不足しているとか若い方がいないということで、新規就農をあっせんしようにもですね、農業をやってみようかなあとか、農作業に興味があるばいという方はなかなかいらっしゃらないというのは現状でございます。

しかしながら、議員各位もですね、1月4日の二十歳を祝う会に出席されたかと思えますけれども、その中で二十歳の方がですね、緊急報告を1人ずつ1分間程度された中で、将来山江に帰ってきて農業をやりたいという方がいらっしゃいました。その方は1人ではなくてですね、実は友だちとそういう話をしているんだということですね、近況報告で述べられましたので、議員各位もですね、記憶にある方もいらっしゃるのではないかと考えております。

私もですね、息子はその式におりましたのでもちろん式場におったわけですが、終わったあとにですね、いつでも相談に乗るからというようなことは言っております。それが実現するかどうかはわかりませんが、相談に乗ってねというようなことは言っておりますので、本当にそういうのが1件でもですね、実現できればなあと感じたところでございます。

また、先月の28日にですね、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、認定農業者の方や農業委員会の方、新規就農者、また若手の農業者の方に介していただきまして、今後の農業、具体的な期日は設定しませんでしたけれども、5年後ぐらいのですね、農業がどうなっているか、自分たちの作業、受託がどうなっているかと、今後の農業に対してどのような不安があられるとかですね、ご意見があられるかというようなこともざっくばらんに話していただく機会を設けました。その中で、若干議員が申されましたようにですね、作業受委託の法人化をしたらどうだろうかということも述べられましたし、このようにですね、担い手がいないのであれば、本当に外国人労働者の方をですね、あっせんするなどの事業、これは村ですのかどこですのかというのは別ですが、そういったことも検討したらどうだろうかとか、山江独自の米のブランド化をですね、しながら、経営戦略を図って入ったらどうだろうかというようなご意見もいただいたというところで、若手農業者とですね、山江で大規模に受託されている方が、実はこの会を通じてですね、名前は見聞きしとったけど、初めて顔を見て初めてしゃべったということで、いろいろなアドバイスを受けられてですね、なんか作業の道具なんかも、「俺が使わんときは貸すのでいつでも来ない」ということで、若い方もですね、大変心強く思われてですね、「会に本当は参加したくなかったけど、参加して良かったです」というような声もいただいております。このような声をですね、大事にしていきながら、農

業振興も図っていきたいと思っております。

また、機械の導入等につきましては、現在は小さな産業づくりということで、3戸以上のですね、農林業をはじめですね、産業を育成するためのということで支援はさせていただいておりますけれども、国の補助金を使いまして、村では1基ドローンを購入しております。ドローンをですね、購入して作業効率化を図るということは、なかなか喜ばしいことなんですけど、オペレーターがいないということもありまして、年配の方というか、ベテランの方にお聞きすると、「もう若っかもんに任せろ」とか「おどましきらんで若っかもんにさせろ」と言われますけど、若い人たちが免許を取得されても、3人1組ぐらいでしかドローンは動かせないということなので、そんな5台も10台もということはいきません。ですので、ドローンでするので操縦の技術は必要になるかもしれませんが、今、作業受託されている方もですね、ぜひ、ベテランなんですね、わざわざということはないかもしれませんが、効率化を図るためにですね、そういった免許の講習などを受けていただければありがたいかなと思っております。

そのようなことで、そのようなですね、作業の受委託をしたいという法人化を考えているという方もいらっしゃいますので、そのような方の声を大事にしながらですね、組織的に作業受委託だけではなく、農地の集積化を図りながら、作業がしやすい農業のですね、振興に努めていきたいと思っておりますし、今後は、受託者の方だけ集まっていたいただきましたのでですね、ですから今度は委託者、出し手の方ですね、どのようなご意向があるかというのもアンケートを取りながら、またそのような情報を流しながらですね、より良い農業経営の探求に努めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 今の農業現場、担い手等の不足はですね、本当に第1次産業、この農業、林業問わず抱えている深刻な課題です。村長が3月議会の冒頭の所信を言われたときに、栗の振興で、今後の新たな振興策として、水田への植栽のことを述べられました。本村の栗の植栽地は非常に傾斜地が多いです。兼業農家というか、大事なところはされますけれども、大体栗は傾斜地が多いわけです。ですから非常に場所が悪い。今後の生産性とか作業の効率化を考えると、この栗の植栽をですね、推進すると、稲作に影響を与えずに、排水の良いところの水田に植栽を推進されていくことも、これからの栗の振興を図る一つの方策ではないかなと考えました。

実際に田んぼを持っていらっしゃる方が、ちょっと角隅とか1反2反あるところに、栗を植えたいけれどできんもんなって言われたけん、私わかりませんけど、栗は農業生産の一つのあれじゃないかなて、これは農業委員会等について、田んぼに、

稲作に影響ないところに植えられるかどうか聞いてきますと言った矢先に、村長からそのようなことを言われましたので、確かにこれは山江村が栗の村で今後振興させていくためには、やはり平地に栗園が広がるとイメージが栗の村ということにつながりますので、ぜひこれは検討していきたいと思います。

時の変化とともに、従来の農業経営の中にも時代に沿った先駆的な農業に取り組み、知恵を出し合い、農業振興を図っていく時期に私はきていると思います。今後みんなで知恵を出し合って、どのように農業振興を図っていくか、担当ばかりに任せるのではなくて、みんなで考えて山江村の農業のあり方を検討していけたらなと思います。

3 番目です。学校教育の内容充実についてお尋ねをいたします。

国においては、子ども出生数の危機的な状況により、異次元の少子化対策を打ち出し、活発な国会論戦が繰り広げられています。本村の子どもたちが毎日元気に健やかに学校に通い、意欲的に学習に励んでいる姿は、これからの社会を担う頼もしさや期待感を大いに持たせるものです。時の変化が激しい社会の変化に対応するため、国は2020年度から新たな学習指導要領に沿った新しい事業がスタートいたしました。本村の教育現状について、教育長にお尋ねをいたしてまいります。

まずはじめに、学習指導要領改訂に伴う学習方法等のプログラミング教育、英語教育、道徳教育、生きる力などの基礎、基本の充実についてお尋ねをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それではお答えしたいと思います。

今、先ほど議員から申されましたように、2020年度にですね、小学校、それから2021年度から中学校の新学習指導要領が完全実施されております。新しい学習指導要領におきましては、教育によってより良い社会をつくり、社会と連携して子どもたちの生きる力を育むという理念が示されております。そして、何ができるようになるのか、何を学ぶのか、どのように学ぶかというこの三つのですね、方向性が示されております。

それからまた今、先ほど申されましたように、新しく小学校の3、4年生に外国語活動、それから5、6年生からの英語教育の強化化、それとプログラミング教育が導入をされております。その中でですね、今、お尋ねの基礎・基本の充実についてでございますけれども、これにつきましては、日々の教育活動の中で、基礎的、基本的知識及び技能を習得させながら、これらを活用して、課題解決に必要な思考力、判断力、表現力等をですね、こういうのを育み、主体的に学習に取り組む態度を育てることが重要であると。この主体的という言葉が非常に強く言われております。

具体的に申しますと、各学校におきましては、読み書き計算などの基礎的、基本的知識、技能につきましては、体験的な理解とか、それから具体物を活用しながらですね、思考・理解をしたり、さらに反復学習など繰り返し学習したり、あるいは、ICTを使ったICTデジタル導入というのがございますが、そういうのを活用しながら、発達段階に応じてですね、徹底指導を行って、基礎的、基本的事項の基礎を構築しているところでございます。

また、基礎・基本の充実のためには、家庭学習が大変重要と考えておりますので、そのために本村では、すべての学校におきましてタブレットPCのですね、持ち帰り、こういうのを行いながら、家庭でですね、クラウドにつなぎながら学習ができるシステムを構築しておりますので、それによりまして子どもたちが意欲的に取り組むというような話も聞いておりますので、そういう家庭学習の充実を図っているところでございます。

そういう取り組みを行いまして、この定着につきましてはですね、先ほど述べましたような取り組みも行いながらもですけれども、毎年4月に行われております全国学力学習状況調査でございますけれども、今年度もですね、小中学校とも全国平均を大きく上回る正答率を示しているというところで、非常に子どもたちが頑張っているというような状況でございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 確かに子どもたちはタブレットを持ち帰って家庭教育学習に頑張るとのごたつですよ、本当に使い方が大変すごいです。情報化や技術革新、グローバル化、自然災害等により予測を超えて加速度的に進展することが予想される社会の中で、この激しい社会の変化に対応した教育の充実についてお尋ねをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それではお答えいたします。

近年ですね、先ほど申されましたようにグローバル化、あるいはビッグデータとか人工知能ですね、こういうのを活用しました技術革新、今よく言われるDXという言葉が、デジタルトランスフォーメーションということですね、教育におきましても教育DXという言葉が使われておりますが、そういうふうに技術革新をしつかりしながら、デジタルを活用してやっていこうというようなことが進んでおります。10年前までは考えられなかったような激しい変化が起きているということでございます。今後さらにこれは加速されるのかなと私は思っております。

このような社会の変化が激しく、未来の予想が困難な時代の中でですね、変化を前向きに捉えながら、子どもたちがこれらの時代を生き抜くために必要な資質、あ

るいは能力を身につけさせることが重要ではないかなと、特に強く思っております。

そこで本村では、2020年にですね、ちょうど先ほどありました新しい学習指導要領が始まったとしにですね、これから5年間の教育振興計画としてですね、ここに持ってきましたけれども、こういう「夢を叶える山江村教育プラン」というのを作成をいたしまして、これを基にですね、教育の振興を行うというようなところで今、行っているところでございます。それに基づきまして確かな学力、それから豊かな心、それから健やかな身体の育成ですね、それと地域とともにある学校づくり、それから郷土を愛し、国際的視野を持った児童生徒の育成を目指して取り組んでいるところでです。

中でもですね、山江村が全国的に先駆けて取り組んでまいりましたICT教育の推進により、質の高い教育の提供を今、行っているというところでございます。先生方の授業力の向上とともに、子どもたちの学力の向上もですね、目指した取り組みを行っておりますし、さらに、これからのグローバル化社会の中に通用するような英語教育、これにも次の段階としてですね、力を入れていると、いこうということで考えております。

中学校での英検取得の推進、今年度がですね、81.8%だったですかね、驚異的な数字を示しておりますけれども、そういうものの推進、それから国際的視野を広め、語学力の向上を目指すということで、海外語学研修などの様々なそういう角度からですね、これからの時代に対応できる人材の育成ということにしっかり力を入れながら頑張っているところでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 今申されましたように非常に加速度的にですね、社会が変わっています。それに子どもたちが順応する、生きる力を養う、その学び、育成する、そことか深く理解するところです。

次に、この学習指導要領改訂に伴い、指導をされる先生方、大変改訂に伴って準備等の負担、能力アップするための研修、働き方改革などに対応したことに大変だったと思います。この指導体制の充実についてお尋ねをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それではですね、指導体制の充実ということでございますけれども、これからの時代をですね、たくましく生き抜く児童生徒を育成するために、様々な観点から取り組んでいるということを先ほどから申し上げておりますけれども、その指導体制についてでございますけれども、各学校におきましては、校長先生を中心とした、発達段階に応じたですね、指導体制の確立、これは先生方の指導体制の確立でございますけれども、そういうのを図りながら、本村ではですね、や

っぱり小・中9年間を見通した指導体制ということで、一年一年の指導体制じゃなくて、やはり小・中9年間を見通した指導体制をゴールとして確立をしているというところでございます。各学校では、先生方の授業力を高めるための授業研究会の実施であったり、それから研究発表会等をですね、行いながら頑張っているというような状況でございます。それから、各学期1回はですね、山江村の全教職員が一堂に会しまして、授業研究会、あるいは、その折に大学の先生ですね、あたりをお招きしまして講演会と、そういうのを行いながら指導力の向上を図っているということでございます。

また、中学校の英語の先生をですね、県教育委員会のほうから1名加配ということで1人追加といいますか、お願いしますということでですね、していただきまして、その先生を小学校に週1回派遣をしております。だから小・中連携の英語教育をやっというということで、2人おったほうがやりやすいということで、そういうことで加配というのを要望しまして、先生を1人いただいたということで、そういう取り組みもスムーズにやっというしております。

そういうことがありまして、非常に小学校からの英語嫌いをつくらないということとを私、常に言っているんですけども、小学校で英語嫌いをつくったら中学校では絶対勉強しません。だから小学校から中学校にスムーズにつなぐための英語教育、そういうのをするためにもそういう先生を派遣しながらですね、進めていると。

さらに令和3年度からはALTを1名から2名に増やしまして、小中学校にこれもやっぱり派遣しております。今までは中学校が主だったんですけど、今は小学校と中学校の普通に時数も増やしてですね、やっておりますので、そういうのを派遣しながら、ネイティブな発音による英語教育ですね、あるいは外国の文化、そういうのを学ぶ機会を行っているというところでもございます。今後そういうのを活用しながらですね、さらに指導体制の強化を図りながら、子どもたち誰1人取り残すことのない教育の推進を図ってまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） ちょうどですね、やっぱり学習指導要領改訂時期に、この時期に学校側でも対応が大変だったと思います。おまけにコロナウイルス感染拡大がちょうど時期にきましたので、大変だったろうなという思いを持っております。学校教育の充実は一重に先生方の双肩にかかっていると言っても過言じゃございません。働き方改革など指導体制の充実に関今後とも努めていただければと思います。

最後に、ものの豊かさ、高度情報化、少子高齢化、核家族化などの現代社会の大きな変容の中で、児童生徒の抱える問題も多様化し、深刻化している傾向にあると

いわれます。学校生活の中で、児童生徒と接する先生にとって、このことは不可欠な業務であります。教育相談の充実についてお尋ねをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それではお答えしたいと思います。この教育相談ということですが、いろいろな多様化ということで話がございましたが、いじめ、不登校問題だろうと思いますけれども、こういうは非常に今、増えてきております。これにつきましては常にですね、危機感を持ちながら、早め早めに対応をしているというのが現状でございます。

例えば、子どもが休んだときはすぐに担任が保護者への連絡を行います。そして様子を伺うということです。その後もですね、休むようであれば今度は管理職と担任がチームを組んで、相談体制を確立しながら家庭訪問を行うというようなことで、次から次にやっているということでございます。さらには、やはりどうしても学校だけでは無理だという場合には本村で雇用しておりますソーシャルワーカー、スクールソーシャルワーカーがおりますので、その専門的な立場から保護者を含めた相談を行うようにして、未然に防ぐというようなところで。

また、場合によってはですね、球磨教育事務所のスクールカウンセラーもおりますので、その養成をする場合もでございます。さらには病院、その他関係機関ともですね、綿密に連携を図るなど様々な角度からですね、相談体制を構築いたしまして、児童生徒及び保護者、保護者のほうも多様化しておりますので、子どもだけじゃなくてやっぱり保護者も含めたですね、相談体制、これが必要だと思いますので、そういう対応を行っているということでございます。

また今回のですね、当初予算に村独自で、なかなかですね、球磨教育事務所におられるスクールカウンセラーを要請してもなかなか適時性というはなくて、すぐ来られないんですね。だからそれじゃちょっと困るなということで声も聞いておりますので、今回のですね、当初予算に、村独自でスクールカウンセラーを雇用する予算を計上させていただいておりますので、そして、それがお認めいただければですね、中学校へ常駐してもらうこととしております。そのことによりまして、児童生徒への相談体制、もちろん小学校も含めてですけれども、そういう相談体制が専門家がすぐに対応できる体制といいますか、そういうのを構築して、子どもたちの不登校、いじめ、こういうのを未然に防ぐ、そして保護者も含めてすぐに対応できる、そういう体制をしっかりとつくっていききたいなと思っているところでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 様々な悩みを抱える児童生徒もいると思います。そのとききめ

細やかな心のこもった対応の教育相談の充実はとても重要であります。よろしくお願いいたします。

いよいよ今年も卒業式、入学式と別れと出会いの季節となりました。我が国や山江村の将来を担う子どもたちが、より一層恵まれ、充実した教育環境の中で、大きく羽ばたきながら成長してくれることを念願し、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（中竹耕一郎君） お諮りいたします。ここで暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。再開時刻を午後１時３０分といたします。

—————○—————

休憩 午前１１時４８分

再開 午後 １時３０分

—————○—————

○議長（中竹耕一郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、８番、西孝恒議員より、１．Ｒ２年７月豪雨災害からの復旧復興進捗状況について、２．山江中学校の部活動についての通告が出ております。

西孝恒議員の質問を許します。８番、西孝恒君。

西 孝恒君の一般質問

○８番（西 孝恒君） ８番議員、西です。議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。よろしくお願いいたします。

本日の質問内容は、ただいま議長よりありましたように、１．令和２年７月豪雨災害からの復旧復興の進捗状況について、２．山江中学校の部活動についての２点であります。

まず、災害からの復旧復興事業の進捗状況についてですけれども、先ほど横谷議員と同じ災害関連ですけれども、令和２年７月豪雨災害からまもなく３年近くになりまして、現在も村とされましても全力で復旧・復興に取り組まれているところですが、それだけ甚大な災害であったことが伺えます。

例えば、住家被害でも全壊・半壊と、当初の記録では４５戸をはじめ、道路・河川・橋梁・砂防設備・上下水道また農地・山地・通信・教育施設ほか箇所数も甚大なものでありますが、令和４年度現在の復旧スケジュール表では、本数ベースで５

1%ぐらいのようでした。まもなく4年度も終わりますので、現在のところの状況については、先週の全員協議会にて一覧表をもらっていますけれども、また、本会議の初日の村長行政報告でもその点にも大分触れていただきましたが、それ以前に通告していますので、その進捗率、本数、金額等と、各担当課による担当部門の主な状況について伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それではお答えいたします。

現在、令和2年に発生しました豪雨災害から復旧工事を進めており、令和5年3月1日現在の進捗状況は、災害査定時の件数と本工事費をベースにしたときに、河川におきましては、件数8件に対しまして発注は6件の75%、竣工は6件の75%、金額では約3億2,600万円に対しまして、約2億5,600万円の78%、竣工についても同じ同額でございます。

橋梁につきましては、件数が5件に対して発注は4件の80%、竣工は1件の20%、金額では、約8億600万円に対しまして発注は4億6,000万円、57%、竣工は約6,300万円で8%でございます。

道路につきましては、件数68件に対しまして発注は59件の86%、竣工は52件の76%、金額では約17億円に対しまして発注が約11億3,000万円の66%、竣工は約5億6,800万円の33%でございます。

最後に合計ですが、件数81件に対しまして発注は69件の85%、竣工は59件の72%、金額では約28億3,200万円に対しまして、発注は約18億4,700万円の65%、竣工は約8億8,700万円で31%でございます。竣工の進捗率に関しまして、合計金額ベースで31%にとどまっている要因としましては、橋梁架け替え工事や大規模な道路の被災箇所では、1カ所当たりの金額も大きく、竣工までに複数年要することや、山間部で被災している道路、河川に関しましては、昨年の7月の大雨や台風14号の影響もあり、工事間の調整、また県工事との調整を取りながら、工期の延長が必要となったことがあげられております。

そのような中でございますが、令和5年度に関しましては、村道岩ヶ野下払線の工事、また、柚木川内橋、足算瀬橋の上部工、そのほか道路河川の工事を引き続き計画的に発注を行っていく予定でございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではお答えいたします。

産業振興課における復旧状況につきましては、まず農地、農業施設の災害本数が31本、廃校手続き及び県工事へ移管したものについては除いております。被害額は約1億5,200万円、令和5年2月末の状況でございますが、完了が22本、

金額ベースでは6,300万円、進捗率は71%、金額ベースでは42%となっております。農地、農業用施設で復旧が完了していない主な箇所といたしましては、万江濁毛の農地、農業用施設の復旧、同じく万江地区の農業用水路、山田地区、万江地区の農地となっております。主な理由といたしましては、万江川の護岸工事や県道の災害復旧の進捗によりまして、発注しなければいけない箇所が複数ございまして、工事が完了していないということでございます。

次に、林道10路線、治山1カ所の災害本数が24本、被害額は約2億6,000万円、令和5年2月末の状況でございますが、完了が6本、施工中1本の計7本、金額ベースでは6,980万円、進捗率は約29%で金額ベースでは27%となっております。林道で復旧が完了していない主な箇所といたしましては、林道の坂本山江線、これが6カ所ございます。林道の今村線4カ所ございます。林道の第二横手線2カ所、同じく林道屋形線が2カ所、林道の葛線が2カ所ということと山田地区の山渋線となっております。主な理由といたしましては、村長の行政報告の中にもありますとおり、入札の不調・不落によるものが大部分を占めております。

作業道の復旧状況につきましては、復旧が4本ということになっておりまして、大部分はいまだ手付かずの状況でございます。令和5年度も引き続き入札事務を進めていくところではございますけれども、不調・不落が続くようであれば、なかなか進捗が進まないというような状況でございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 8番、西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） 令和4年度の現在からしますとですね、かなり進んでいるようであります。この復旧事業一覧表を見ましてもですね、災害復旧事業のほとんどは令和4年度で完了するようですが、一部の道路や橋梁は令和5年度までで、特に河川、先ほどありました宇那川関連ですね、宇那川線と、それから道路、林道ですね、山口吐合今村線などは令和6年度以降になるようですね。建設課と産業振興課から状況を述べていただきました。引き続きよろしくお願いいたします。

次に建設型応急仮設住宅、本村では中央グラウンドの仮設住宅ですけれども、人吉新聞にも各市町村の仮設の状況がまとめてありましたが、山江村は22戸46人ということでありまして、当初は24戸で、それぞれの方のご希望の方針についてもあったところです。

私は以前にこの仮設住宅について質問していますが、内容は応急仮設住宅としての役割期限後は、県から無償譲渡を受け、村所有の住宅等、再利活用の考えについてでしたが、まずは住宅入居の方をしっかりと見守りたいとのことでした。入居の期限は2年から1年延長中ですが、現在も22戸46名、増減なしで、入居の方も大変厳しい状況にあられることが感じられます。7戸の方は新住宅がまもなく

できますけれども、引き続き今後の支援と、その仮設住宅の利活用方針ありましたらお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

現在、山江村の仮設住宅の入居期限につきましては、令和5年8月22日までとなっております。熊本県においてですね、この期限までに生活再建することが困難な被災者がおられるということで、仮設住宅本体の使用期限延長を国と協議されて、令和4年の12月26日付けで、山江村を含みます2市1町3村の仮設住宅供与期間の延長について、国の同意を得たという旨の通知がなされたところでございます。

今後の支援ということでございますが、先ほど申しました仮設住宅の供与期間の延長というのはございますけれども、実際そこに入られている方々が、延長要件に合致するかという協議が今後またなされてまいります。ですので、山江村の場合は特にインフラの復旧待ち、県道等の復旧待ちによる長期避難世帯がいらっしゃいます。現在のところ令和5年8月22日以降もインフラの復旧工事が続く見込みでございますので、ここの状況を把握しながら、県を通じてまずは延長許可の取得について手続きを進めてまいります。

また、それぞれの生活再建がなされまして、仮設住宅を退去される皆さんにつきましては、交付金、補助金等の様々な補助がございます。支援がございます。例えば、球磨川流域復興基金を再現としました補助でございましたり、被災者生活再建支援法という法律に基づきます支援でございましたり、さらには、昨年6月に山江村が要綱を制定いたしました住まいの安全確保支援事業補助金、これは最大300万円ということでご案内しておりますが、このようないずれの支援につきましてもですね、事業について必ず申請が必要となります。また、申請の期限等もございますので、漏れがないように手続きのご案内を行いますとともに、これまでと同様に日常生活の困りごとや、今後に向けた相談への対応も随時行ってまいります。

また、今後の利活用という点でご質問いただいておりますけれども、この件につきましてはですね、令和4年の9月定例会において、既存の村営住宅が老朽化していることも鑑みて、利活用の方向性を一般質問でお尋ねいただいたかと存じます。このときの答弁と繰り返しになりまして誠に恐縮ではございますが、現状としましては、県道とインフラ整備の進捗状況により、再度1年間の延長を行う方向で手続きを進めておりまして、被災して入居されている皆様の心中も考慮させていただきますと、利活用についての具体案をお示しできますのはもうしばらく先になるかと

考えております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 8番、西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） 住宅の利活用についてはですね、私が最初に申し上げましたように、まだまだですね、住居入居の方ですね、今後の入居をですね、しっかり見守るということで、まだかかるかと思えます。なかなか村内のインフラ設備改修もですね、まだまだ今、お話のように残っているようで、それで帰れない方もあられるようです。それだけ甚大な被害であったということですから、一日も早い安全安心な暮らしへの支援やインフラの復旧が望まれます。災害復旧関連につきましては、他議員からもですね、まだあるようですので、参考にいたしまして、次の質問です。

2番目の山江中学校の部活動についてですけれども、これは12月の一般質問のときに、山江村文化協会と地域総合型スポーツクラブ「わいわいクリスポやまえ」との統合の話が文化協会からありましたので、質問をと思ったのですが、そのことは教育委員会よりの助言とか方針からではないことがわかりまして、それで前回の質問は割愛させていただきました。今回は視点を変えてですね、お願いしたいと思います。

まず学校の働き方改革の第一歩として目指される、休日の部活動にかかわる体制見直しについてですが、2023年度、令和5年度以降、7年度まで段階的に地域移行されることのようにですが、教育委員会とされましてもその部活動のあり方に関する見解や方針についてまずお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。

公立中学校における休日の運動部活動を外部に移行する部活動の移行が、令和4年6月にスポーツ庁から提言されております。移行先は地域スポーツクラブ、民間企業、スポーツ少年団などが想定されております。その背景には、少子化による生徒数減少による部員の減少、それから、教員の働き方改革などが考えられております。

熊本県の中学校における運動部活動については、学習指導要領に基づき学校の運動部活動として実施をし、社会体育との連携による活動の充実をこれまで図ってきております。しかしながら、少子化に伴う部員数の減少やチーム編成の困難さ、それから生徒や保護者のニーズの多様化、また、指導を行う教員の負担などの課題が指摘されています。このような課題を対応するため、中学校における休日の運動部活動が段階的に移行されるものでございます。先ほど申されましたように、令和5年度から7年度までを段階的に移行するようになってきております。

この国・県の方針に基づきまして、山江村におきましても中学校運動部活の休日の活動を、地域の住民等でですね、主体的に指導され、運営します地域総合型スポーツクラブによる活動を移行したいと考えておりまして、そのため令和5年度から部活動にかかわる方々を委員として委嘱し、検討委員会を立ち上げる予定であります。その中でですね、休日の部活動の地域移行に向けた協議を始める予定でございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 8番、西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） 休日の部活動にかかわる体制の見直し、これはそうですね、今、お話しいただきましたが、単に中学校の生徒のスポーツ機会のですね、確保だけでなく、地域住民にとってもより良いスポーツ環境が求められるというか、目指されるのではないかと思います。

次に、以前私たちも中学校部活動のですね、保護者会でしたころを省みますと、当時は生徒全員がいずれかの部活動に加入するようになっていまして、特にスポーツが苦手な生徒さんは、もちろん文化部はありませんし、部活を選ぶにも大変に悩まれたことと思います。

そのような中で、当時のことですが、卓球部は廃部という予定になっていましたので、ますます厳しい状況でありました。卓球部の生徒さんは、優勝するように頑張るから存続をお願いしますと、保護者会へも頼まれました。存続にはいろいろ条件はありましたが、例えば、コーチになっていただく方をお願いしたりしまして、学校へも働き掛けました。その後本当に生徒さんは優勝するなどみんな頑張り、存在感も上がりまして卓球部は復活しました。そのような歴史はほかの部活でもあるようですが、現在のですね、部活動の種目と加入率についてお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。

議員が申されましたとおり、以前はですね、入部の希望調査を取って、生徒全員いずれかの部活動に加入していた時期があったと私も記憶しております。しかしながら、現在は生徒全員がですね、加入していない状況でございまして、山江中学校の現在の部活動の種目とですね、加入につきまして、ここ3年間の状況を申し上げます。

まず種目につきましては、野球、ソフトボール、陸上競技、卓球、バレーボールの5種目がございます。加入率につきましては、令和2年度が104名、加入率86.0%、令和3年度が111名、加入率85.4%、令和4年度が111名、加入率86.0%という状況でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 8番、西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） 今現在スポーツ部門で5種目ですね、大体86.5%ぐらいですか、わりと高い数字かなと思います。現在は先ほどお話のようにですね、全員加入という規則はないようですね、強制的なことはできませんが、生徒さんもやりたくなるような部活動へですね、なりますことを願っております。

次の質問ですが、内容は最初に話しましたことで、昨年9月でしたけれども、山江村文化協会の会議におきまして、地域総合型スポーツクラブ「わいわいクリスポやまえ」ですね、との統合について、経緯や理由としてですね、その理由ですが、一つは、以前子ども議会で中学生より、文化部の部活がほしいと要望が出されたこと。ほかに文化協会のメンバーも高齢化しているということや、先ほどの令和5年度から休日の部活動が地域へ移行することなどがありますが、特に文化部もほしいということがあったようです。今後中学校へ新たな文化部の部活創設ですね、もしそのようなことを考える場合ですね、どのようにお考えか、教育委員会よりのお見解をお願いしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。

まず、文化協会につきましては、平成17年度に設立をされておきまして、レクリエーションダンス、英会話、写真、手鞠、絵手紙など13クラブ、約170名の会員で、平日の夜間や休日に活動されておられる状況でございます。一方の地域総合型スポーツクラブ「わいわいクリスポやまえ」につきましては、平成23年度にバドミントンや軟式野球など6種目で設立いたしました。その後、熊本県の方針に基づく小学校運動部活動の社会体育移行により、平成30年度からその受け皿として運営組織となられ、令和4年度から12クラブ236名の会員で活動されておられるところでございます。

この両団体の統合ということでございますけれども、先ほど議員申されましたとおり、教育委員会からですね、推進しているものではございません。文化協会独自ですね、活動する上で、先ほど議員が申されました諸々の理由からですね、進めておられまして、「わいわいクリスポやまえ」の役員会の中でも何回は協議がなされていると聞いているところでございます。

それから、中学校部活動に文化部がほしいという意見がございましたけれども、この件につきましては中学校に確認をいたしました。生徒や保護者及び教職員からですね、現時点では要望がないということで、文化部の創設も考えていないという回答でございました。ただこの件に関しては、この小学校運動部活動をですね、社会体育に移行しました平成30年度に小学6年生ですね、小学生を対象とした子ども議会を開催いたしました。その折に、スポーツだけではなく文化クラブの新設も

お願いできないでしょうかという要望の意見があったところでございます。委員会といたしましては、まだこの中学校の部活動の休日の活動ですね、これについて本村に最も適した地域移行を目指して推進していきたいと考えております。

それから、その中で文化部の創設につきましては、この現在の山江村文化協会と「わいわいクリスポやまえ」の統合の動向を確認しながら、そしてまた、検討委員会を令和5年度から立ち上げる予定でございますので、その委員の方の意見などもですね、参考にしながら検討していきたいと考えているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 8番、西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） 文化部の創設についてもですね、一応考えられるということかなとは思いますが。これまでですね、中学校には長く文化部の部活はありませんし、様々な条件もあって難しいと思いますが、学校の働き方改革による部活動のあり方としてはですね、まずは公立中学校の休日の地域移行から具体的な方針が示されているようです。その方針の今後の課題を見ますと、その一つとして、強制加入とか、生徒への暴言・暴力やパワハラの禁止とか、部活動の生徒の自主的な参加により行われるものであり、強制的な加入は部活動の趣旨に合致せず不適當であることなどありまして、そのようなことから、生徒目線で見ましたときに、新たな文化部につきましても、例えば生徒会を通じたりしましてですね、実際には文化部の必要性を中学校でですね、どの程度感じられるのか、そのようなアンケートを取るなど、生徒へのより良い部活環境のためにもどうかと思いますが、関連したところで、この点、できましたらお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。

文化部創設のアンケートということでございますけれども、先ほど申しましたとおり、令和5年度からこの運動部活動をですね、休日の移行について協議をしていますが、委員からいろいろな意見が出ますし、いろいろ案を出しながらですね、課題について一つ一つ協議していくことになるかと思います。

その進める中でですね、やはり生徒や保護者、または教職員等の考え、意見などをちょっとお聞きして、一つの資料としたいと。ニーズ、どのようなことを考えておられるかなど、その中でですね、文化部がほしいという意見もあるかもしれませんが、そのような進める中で、必要によりですね、アンケート調査を実施することもあるかもしれませんので、進める中であるかしないかはですね、考えながら進めていきたいと思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 8番、西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） 文化部創設のアンケートについては、一応今後の検討の一つに

あげられるかもしれないということですね。もし文化部のアンケートの結果もしとられたときにですね、文化部の部活もほしいということになりましたときに、先ほどの文化協会とスポーツクラブ「わいわいクリスポやまえ」の統合により、対応できるのであればですね、その統合もですね、考える必要もあるかと思いますが、いずれにしてもなるべく多くの生徒さんが自主的、自発的に参加ができるよう良い部活環境となりますようお願いまして、これで通告しました私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中竹耕一郎君） 次に、4番、赤坂修議員より、1. 部活動の地域移行について、2. ゼロカーボンシティについての通告が出ております。

赤坂修議員の質問を許します。4番、赤坂修君。

赤坂 修君の一般質問

○4番（赤坂 修君） 4番議員、赤坂でございます。議長より発言のお許しをいただきましたので一般質問をいたします。

まず1点目として、部活動の地域移行についてとしておりましたけれども、今、先ほど西議員のほうから、中学校の部活動についてのですね、休日の移行について質問があっておりましたので、重複する部分も出てくるかと思いますが、先がちょっと続きませんので、できればですね、要点だけでも答弁いただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは質問に入りたいと思います。

小学校の運動部部活動については、平成30年度から社会体育に移行されておりますが、今、説明にもありましたように、令和5年度からですね、3年間をかけて、中学校の休日の部活動について地域移行となっております。そのようなことで、これから令和5年度からですかね、先ほど検討委員会を立ち上げて検討していくというようなことですが、今現在ですね、令和5年度から令和7年度までとなっておりますけれども、教育委員会のほうである程度のその移行時期についてですね、何か持っておられればお伺いしたいと思います。

それと受け皿については社会体育ということでございましたけれども、考えられているクラブ等がありましたらですね、教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。

中学校の運動部活動の地域移行に関する方針等につきましては、先ほどの答弁の

とおりでございます。スケジュールにつきましても令和5年度から令和7年度までの3年間でですね、推進期間ということでございますので、本村におきましてもこの期間でですね、移行を進めていきたいと考えているところでございます。

令和5年度から検討委員会で移行に向けた協議を始めていきますけれども、段階的にですね、一気に五つのクラブが休日の活動に移行できるかというのは限りませんので、場合によっては早く移行できる部活動の協議からですね、することになるかもしれませんが、指導者ですね、やはり指導者がいないことには移せないということで、また休日の活動ということになりますので、その指導者が昼間できるかどうか、いろいろ課題が出てきますので、そのようなものをですね、協議していきながら、段階的になるかと思いますが、可能な限りですね、早期な実現を目指していきたいと考えております。

それから受け皿につきましましては、先ほど申しましたとおり、小学校の運動部活動については「わいわいクリスポやまえ」のほうがですね、受け皿となって現在活動しております。またその中にも中学生が入っておられますので、数十名入っておられますので、そのようなことから、この「わいわいクリスポやまえ」のほうにですね、お願い、移すのが一番ベターじゃないかなと本村の場合は考えておりますので、その点も踏まえて今後進めていきたいと考えております。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） ありがとうございます。

部活動の地域移行については、先ほども答弁のほうにありましたけれども、少子化による部活動の減少や学校の働き方改革により行うものということでございますけれども、当然メリットもあればデメリットもあると思いますので、教育委員会のほうでどのように分析されているのか、分析されていればお伺いしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。

この中学校部活動の地域移行を行う上でのメリットとデメリットということでございますが、まず、教育委員会で考えておりますメリットといたしましては、スポーツのですね、掛け持ちがしやすくなる、それから参加できる大会が増える、それから専門的な指導を受ける機会が広がる、それから先生方については、教員のプライベートな時間が増えるなどが考えられるかなと思っております。

またデメリットといたしましては、土日ですね、活動がクラブ化になりますので、この活動時間とかですね、練習量が増えるのではないかな。それから競技的思考になりがち、指導者によって荷になるかもしれませんが、そのようなことも懸念されます。それから保護者との関係がですね、部活動よりも希薄になるのではないかな

というようなことがデメリットじゃないかと分析をしております。

○議長（中竹耕一郎君） 4 番、赤坂修君。

○4 番（赤坂 修君） 今、メリットとデメリットについてお伺いいたしましたけれども、そのようななかでですね、先生の指導から民間の指導員への移行に伴う保護者の方の不安や、当然今、学校のほうで部活動のほうを指導していただいておりますけれども、それが地域移行になった場合にはですね、当然その経費ですかね、部費や遠征の費用、保護者への負担というのも当然出てくるかと思えます。答弁にあった問題や移行後に出てくる課題に対しては、これは今度の令和5年度の当初予算にも経費等があがっておりますけれども、名称としては中学校運動部活動社会体育移行検討委員会で対処されていくものだと思いますけれども、この委員会の構成についてはどのようなになっているのか。

また、1月27日の新聞報道で、2023年度の県中学校総合体育大会から、学校部活動に限定していた資格を地域のスポーツクラブなどに拡大することを決め、少子化に伴い部活動の減少が進む中、チーム編成が困難な地域でも大会に参加しやすくしたと報道されておりました。

このようなことを考えると、平日の部活動についても、今では学校単位の部活動から、村内の社会体育ではなく、人吉球磨といったですね、広域単位の取り組みとして、学校外の自治体が担当する社会体育に移行していくのではないかと私は思っているところですが、先の話にはなるかと思いますが、執行部としては、この点についてはどのように考えておられるのか。また、広域となった場合にですね、その受け皿といいますか、受け皿についてはですね、どのように考えていますか。今現在で想定されるところがあればですね、お聞きしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。

まず検討委員会の構成ということでございますけれども、一応10名ほど委嘱したいと考えております。やはり中学校の部活動でございますので、中学校の学校の先生を数名、それから、先ほど申しましたとおり、クリスポを受け皿としたいということを今、考えておりますのでその役員の方、それから、やはり保護者の意見等も必要になるかと思っておりますので、保護者代表の方などをですね、できないかという、の中から選考して構成委員会をできないかと考えております。

それから、中体連関係でございますけれども、今、部活等各中学校単位でですね、各種目において競技がなされているところでございます。それからクラブ化になってですね、令和5年度からクラブあたりの参加もできますので、中体連とされましてもクラブ枠をつくって、大会にですね、加えるというような方向で進めておら

れるところでございます。令和7年度までにですね、段階的に行われ、また進められていきますので、ただ、休日の活動がですね、クラブ化ということでございますので、まだ部活動での活動もですね、あるかと思っておりますので、そのへんですね、またいろいろと検討することが必要になってくるかと思っておりますので、その動きを見ながらこちらのほうも考えていく必要があるかなと考えております。

○議長（中竹耕一郎君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それではちょっと付け足しをさせていただきますけれども、今、課長が申し上げましたようにですね、総合型スポーツクラブのほうに移行するというような考えでおりますけれども、今、総合型スポーツクラブにおきましてもですね、先ほどもありました広域化ということ話がございましたけれども、本村の場合もですね、よその人吉市とかから参加しておりますし、例えば、山江から今度は違う市町村に行っております。そういうことで広域化につきましてはですね、実は人吉球磨の教育長会の中でもそういう話題がございまして、例えば、下球磨、中球磨、上球磨というような形で、可能性も出てくるという話も出ております。特に小規模校ですね、五木とか相良とかですね、そういうところあたりが特に危惧をしているようでございますので、今おっしゃったように広域化につきましてもですね、今後検討が必要かなと思っておりますので、そのあたりはこの3年間の中で、各市町村がそういう会議を持つと思いますので、それと並行して進めてまいりたいなと考えておりますので、以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） ありがとうございます。

先ほど検討委員会の構成についても伺いましたけれども、これから先のことでございますけれども、保護者の方ですね、保護者の方の代表ということですね、もう少し人員を増やすなり、生徒、保護者に寄り添った対応をお願いしたい、いただきたいと思います。

次の質問に移ります。次に、小学校部活動については、先ほど申しましたように、平成30年度から社会体育に移行され5年ぐらい経過しておりますが、クラブ数及び児童生徒の加入状況の変遷と、今後対処していく課題があればですね、伺いたしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 蔵野教育課長。

○教育課長（蔵野昭憲君） それではお答えいたします。

地域総合型スポーツクラブ「わいわいクリスポやまえ」につきましては、先ほど申しましたとおり、平成23年度に設立し、平成30年度から小学校運動部活動に社会体育移行によります受け皿として運営組織になりました。その種目数は、6種

目に陸上競技、総合運動クラブなどが加わり9種目に増え、児童生徒の会員数は、小学生が117名、中学生が17名の134名でございました。その後、卓球、大人バドミントン、トランポリンが加わり、令和4年度は12種目に小学生が141名、中学生が29名の170名で、社会体育に移行しました平成30年度よりも36名増えております。それから、ちなみに一般会員を含めました全会員数は236名でございます。その全体の72%は児童生徒が加入しているという状況でございます。

課題といたしましては、先ほど議員からもありましたけれども、部活動に加えてですね、「わいわいクリスポやまえ」の入会金や保険料、種目クラブへの会費などの費用負担がまず増えることになるかと思っております。それから練習会場までのですね、送迎が保護者の方の負担になるんじゃないかと思っております。それから土日の活動場所や活動時間の調整など、これは指導者の負担がまた増えることとなりますので、このような課題をですね、協議して検討していく必要もあるかなと考えております。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） ありがとうございます。

次に、「わいわいクリスポやまえ」に対して、今現在行われている助成や支援の内容について伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。

「わいわいクリスポやまえ」の支援といたしましては、今、議員申されましたとおり、活動費の助成、これは40万円を助成しております。それからグラウンドや体育館と各種公共施設、練習をするとか活動する公共施設の使用料ですね、この免除、それから入会申請が毎年度出てきますが、その受付事務などの支援を行っているところでございます。

また、「わいわいクリスポやまえ」からは、12クラブございますが、この各クラブに4万5,000円ずつ活動費を交付されているという状況でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 助成金については今、活動費として40万円というふうな金額をお知らせいただきましたけれども、令和5年度当初予算にもですね、40万円計上されているようでございます。平成30年度から助成金の額は変わっておりません。先ほども答弁にありましたように、クラブ数で3クラブ、加入人数で36人増えておるということでございます。このようなことでですね、今現在、団体からのですね、増額の要望や今後ですね、増額の考えはないのか。

また、2019年4月の広報やまえに載っていたのですが、「わいわいクリスポやまえ」の会費が2,000円、保険料が850円、部費については、サッカー、卓球の500円からバドミントンの2,000円まであります。子育て支援の面からですね、今後部費等の助成をするという考えはないのか、併せてお伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。

まず増額の考えはということでございますけれども、この平成30年度の小学校運動部活動が社会体育へ移行する際ですね、やはりクラブ数も増え、支援をですね、助成金を少しその要望があればですね、上げてもいいんじゃないかなという考えもありましたけれども、このクリスポやまえの収支の予算書を見ますと、繰越金ですね、結構ございますので、この助成金を超える額の繰越金をお持ちでございます。そのようなこともありまして、この40万円ですべて運営しても何とかできるだろうという意見もありましたので、現在までですね、増額はしていない状況でございます。要望等がございましたらまた検討する必要があるかなと思っております。

それから部費の助成ということでございますけれども、やはりこれについてはですね、この運営組織のほうから幾らか一律に各クラブへするとかですね、いろいろなやり方があるかと思っておりますので、そのへん要望は出ていない状況でございます。どちらかというとはですね、いろいろな村外のクラブも見ますと、部費についてはですね、どちらかというとは安いほうじゃないかなあと思っておりますので、この点についても要望等ございましたら検討する必要があるかなと思っておりますが、現時点ではないような状況でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 今後中学校部活動についても地域移行となっていく、先生方の指導から従来と大きく異なる学校外ですね、社会体育に移行していくということから、安全面や金銭的な負担の増加など、保護者の方の不安の増加、また行政としてもですね、多くの課題が発生してくると思います。生徒がですね、自発的に伸び伸びとスポーツができるよう、スポーツ環境の整備、地域の協力や連携、構築、保護者の不安の解消、金銭的な負担の軽減などですね、積極的な対応を期待いたします。

次に、新種目スケートボードについてとしておりますけれども、これについてはケーブルテレビにですね、民間の施設を借りて、ミニランプというそうですが、滑るところを製作する様子や、役場に陳情に行かれた様子が放映されておりました。

「わいわいクリスポやまえ」の種目に採用されるのか、今後伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。

この件につきましては、「わいわいクリスポやまえ」の事務局へですね、確認いたしましたところ、令和4年の12月にこのスケボークラブと名称がされておられますが、そこから加入の申し出があり、役員会でですね、協議され承認をされたということで、令和5年度から新種目として加えられ、会員を募集されるということで、現在募集のですね、チラシの中にも載っておりまして、現在進めておられるというような状況でございます。

このクラブにつきましては、スケートボードを通してですね、子どもから大人まで世代間の交流を図ることを目的とされておられまして、月に1、2回、日曜日の午前中に、先ほど申されました民間の倉庫、民間が所有されております倉庫を練習場所として活動される予定だと聞いているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） ありがとうございます。

このスケートボードについてはですね、これは何年か前だったと思いますけれども、丸岡公園の駐車場だったと思いますが、スケートボードをしていて危険だからということでですね、注意を受けたという話は記憶に残っていたのですが、ケーブルテレビを見てですね、また、このスケボークラブについてはまた規約まで自分たちでつくっておられるということを聞いて、行動力にはですね、感心して、また今回「わいわいクリスポやまえ」の新種目に採用されたということでですね、これからの活動が楽しみなんですけれども、今現在、民間の施設を借りているということで、賃料の発生や道具の購入、練習する用具の製作等、経費もかかってくると思いますが、今現在、各クラブにも活動費として4万5,000円援助しているというようなことでございますけれども、支援についてはどのように考えておられるのか。

また、スケートボードについてはですね、東京オリンピックから正式種目に採用され、オリンピックでは13歳の女の子が金メダルを獲るなど、確か金メダルを3個獲り、活躍されたスポーツですが、人吉球磨には競技をする施設がないということを知っております。復旧・復興の最中ではありますが、将来ですね、スケートパークをつくって、このスケボークラブの目的にもありました交流をするというようなことでしたので、将来スケートパークをつくってですね、賑わいの創出や交流人口の増加などを図る考えはないか、伺いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。

まず、このスケボークラブへの支援ということでございますけれども、現在12クラブありますクラブもですね、活動されておりますが、支援につきましては、この「わいわいクリスポやまえ」からいろいろな支援ですね、備品の購入をする際の助成とか、また、先ほどありました活動費を上げたりするとか、いろいろ考えてこれまでいっておりますので、そのようなことより、まずクリスポやまえからですね、各クラブへの支援策をまず考え必要があるんじゃないかと。併せまして、村も連携いたしましてですね、例えば、クラブ数が多くなって、ちょっと予算的に不足するとか何か要望等ございましたら、また検討する必要があるかなと思っておりますので、1クラブだけでなくですね、全クラブバランスよく支援を考えていければなと思っております。

それから、スケートパークをつくる構想ということですが、現時点ではですね、村のほうとしては考えておりません。また、なかなかですね、ちょっと活動がどのくらいまたこれからなされるのか等も見する必要もございまして、この件についてはちょっとつくるつukらないのコメントはですね、現時点ではできないかと思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） スケボーパークをつくるつukらないという将来のことについては、ちょっと私のほうからでしょうから答えさせていただきますが、課長が申したとおりであります。スケートボードをですね、実は丸岡公園でやられたということですけど、あのときも実は何とかということでしたけれども、公道だったものですから、やっぱり公道で危ない行為をされるのはということで、公道でやるのは止めていただきたいと。できれば駐車場のほうでと言った覚えがあります。

その後、最近になりまして栗選果場の2階を使わせてくれというような要望で来られたわけでありまして、あそこを危険がなかったらどうぞお使いくださいということを申しておりましたが、自分たちで身の回りのほうの倉庫のほうに会場を設けられたというようなことでございます。

そのスケートボードですが、今回、わいわいクリスポのほうにも加入されながらということでもありますので、しっかりクリスポの中で、子どもたちも含めてですね、盛り上がっていくだろうというようなことを考えておりまして、ぜひオリンピック種目にもなりましたので、盛り上げてほしいと思います。なかなかそういう練習する場所がなくて、人吉球磨でもないというような話をされておりましたから、いろんな人がたくさん来られて賑わいますよというようなことをおっしゃっていただきました。そういう状況をしっかり見ながら、また、そういう効果がですね、賑わいの効果があるというようなことでありましたら、また検討をさせていただきたいと

思います。

現在、わいわいクリスポについてはですね、基本的に任意団体でありますから、自分たちで運営をされるというのが基本であります。それに対して役場として教育委員会が今、支援をしているというようなことでありますので、このスタイルはぜひそのまま保ちながら、いろんな要望があった折にはですね、どういう支援ができるかということをクリスポにも考えていきたいと思ひますし、そのスケボーの盛り上がりも含めてですね、しっかり応援をしていければと思ひているところです。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） よろしくお願ひいたします。

2点目に移りたいと思ひます。2点目として、ゼロカーボンシティについてとしておりますが、令和4年12月23日に山江村ゼロカーボンシティ宣言をされ、村民の皆様と事業者、行政が一体となって、2050年度までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すとされております。

そのような中で、平成30年度から令和4年度まで、温室効果ガス排出の抑制、グリーン購入等の推進、省資源、省エネルギー行動を山江村役場が率先して取り組むことにより、村民及び事業者の環境問題及び温室効果ガス排出抑制の関心を高め、省エネルギー行動を促すということで、第2次山江村地球温暖化対策実行計画書を作成されており、対象範囲としては、役場が実施する事務、事業のすべてを対象とするとされておりますが、令和4年度が目標年度となっておりますが、目標年度もまだ終わっておりませんが、現在の状況としてはどのような状況かお伺いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。

議題にあがっております第2次山江村地球温暖化対策実行計画書、こちら事務事業編ということでございます。赤坂議員申されましたとおり、役場庁内及び役場が管理する施設等におきまして、地球温暖化にかかわりますガスの抑制、省資源化などを役場が示すことによりまして、村民の皆様が環境問題に対する関心を高めまして、省エネ行動を促すということを目的に策定したものでございます。平成30年度から令和4年度の5カ年計画となっております、目標達成に向けた取り組みをいくつかご紹介したいと思います。

まず役場庁舎執務室のLED化、それから、山田小学校、万江小学校グラウンドのナイター設備のLED化、それから山江村体育館、屋形多目的集会施設横体育館、それから万江管理センターの体育館、それから小中学校の体育館及び武道場につきましてはLED化が済んでおります。それから学校内の一部について、これ順次一

部から照明設備のＬＥＤ化を進めておりまして、まだ庁内につきましてもですね、一部残っているところがございますが、大きな電力を消費するナイターや体育館の照明等につきましてはですね、あらかたＬＥＤ化が済んだところでございまして、このような取り組みと加えて、役場庁内のもので、時間外、休み時間等の消灯の徹底、またはエアコン温度の集中管理によります適正な電力消費の推進などを進めてきましたところでございます。

達成状況というところでございますが、基準年度がこの計画によりますと平成２５年度のＣＯ₂排出量を基準年度としております。こちらの基準が年間のＣＯ₂量が１４６２．８トンＣＯ₂であったことに対しまして、今現在、令和４年度はまだ途中でございますので、令和３年度の実績値ですね、役場庁内今回確認をさせていただきましたところで実績を申しますと、１，０１５．６トンＣＯ₂ということでございまして、差を申し上げますと４４７．２トンＣＯ₂の削減となっております。

こちら令和４年度の削減目標が、基準年度から１５％ということで、１５％の削減を目指してございましたが、現状、令和３年度でパーセンテージを出しますと、３０．５％の削減がなされたところでございます。以上でございます。

根拠というところでございますが、こちらにつきましてはですね、役場庁内、電気、ガス等の使用料のほうをですね、役場担当職員のほうで確認しておりまして、すべて集計をいたしまして、それから計算式がございまして、使用料にＣＯ₂排出量の係数を掛けて、このＣＯ₂の排出量を計算するという計算式がございまして、こちらに基づいて出した数値が、１，０１５．６トンとなっております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） ４番、赤坂修君。

○４番（赤坂 修君） 数字的なことを言っていただきましたけれども、これは簡単でよろしいんですけど、この計画書の中でですね、平成２９年度の数値として１，２８６．０これはトン／ＣＯ₂ということですが、そのように数量になっております。２０３４年度目標値がですね、１５％削減の１，２４３．４トン／ＣＯ₂、今現在言われた数字についてもかなり多く、これから見ればですね、この目標値自体が違うというか、改定されているような形・・・簡単によろしいです。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。

この件に関しましては、今現在、電気機器と申しますのが日進月歩で良いものに変わってきております。テレビ、冷蔵庫にいたしましても新しいものに替えるだけで、５年前とは比べ物にならないような消費電力の削減がなされるところです。これに伴って５年前に数値を出しましたときの計数から、国がまた新しく計数を毎年

度算出しなしております。その計数が徐々に機械の進化に伴って下がってきておりますので、このような大きな差になっております。ただし、役場で取り組んできましたこういった省エネに対する取り組みというのが合わさっての数値ということで、ご承知いただければと思っております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） わかりました。ありがとうございます。

達成値についてはですね、30.5%ということで大幅な目標達成をされておりますけれども、このままいけばですね、近い将来、役場が管理する事務とか、施設からの排出量は2050年度を待たずにですね、ゼロになるのかなと思います。この計画については、今現在が第2次でございますので、第3次、4次と続けていかれるのかお伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。

議員申されますとおりですね、この計画につきましては、村民の皆様には役場が率先して省エネに取り組むという姿を見ていただくための計画でございますので、今後も適正な目標値を定めて取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） ありがとうございます。

次にゼロカーボンシティ宣言についてお聞きしたいと思います。山江村ゼロカーボンシティ宣言については、脱酸素に向けた取り組み内容としては、ホームページにも公表されておりますが、内容についてお伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 高橋企画調整課長。

○企画調整課長（高橋 忍君） それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

先ほど議員も申されましたとおり、去る12月23日、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育ち、自然と共生し、安心して暮らすことのできる魅力うまれる山江村の実現に向け、村民の皆様と業者、行政が一体となって2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを目的といたしまして、山江村ゼロカーボンシティ宣言を行いました。

これまでも本村におきましては、SDGsの推進、二酸化炭素の削減等のかつ小津として、山江村総合エネルギー検討委員会を設置いたしまして、再生可能エネルギーの有効活用及び地球温暖化対策の検討をはじめ、木質バイオマス資源の持続的活用に向けた設備導入計画の策定、木材エネルギーを利活用する薪ストーブを導入、

そして最近では鎮山親水植樹祭、また、省エネ家電等生活支援事業を実施し、好評を得たため、受付期間を延長してございます。

これからの取り組みといたしまして、鎮山親水の理念のもと、令和2年7月豪雨の振興と併せて、再生可能エネルギーの地産地消を目指し、森林環境の保全及び災害に適応したシステムの構築を図ってまいります。具体的には、薪ストーブの普及促進、木材エネルギーの供給体制構築、自伐型林業の推進、カーボンオフセットの導入検討、木質バイオマス発電導入検討、太陽光発電設備の段階的導入検討、その他再生可能エネルギーの導入検討、以上6点につきまして、村民の皆様と事業者、行政が一体となり取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） ありがとうございます。

それでは、次に、先ほどの第2次山江村地球温暖化対策実行計画では、役場が実施する事務事業のすべてを対象とした二酸化炭素の排出については、今、答弁をいただきました実績で、令和3年度の実績で1015.6トン／CO₂ということでございますけれども、山江村全体のですね、二酸化炭素排出量はどのくらいなのか、数字が出ていればお伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 高橋企画調整課長。

○企画調整課長（高橋 忍君） それではただいまのご質問にお答えいたします。

環境省が令和5年度までに取りまとめております自治体排出量カルテによりますと、山江村のCO₂排出量は、平成27年度が1.8万トン、平成28年度が1.7万トン、平成29年度が1.6万トン、平成30年度が1.5万トン、令和元年度が1.5万トンと徐々に減少してございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） このゼロカーボンシティについての目標年度によれば、2050年度目標ということで、あと27年後になりますが、私も微妙な年齢になりますが、毎年度の数値的な計画値ですね、それは今、年度ごとに言っていただきましたけれども、今後出されていくのか、また、1月の新聞報道で、2030年度の目標設定を公表されているのは、半数のみと報道されておりました。環境省としては、実効性を高めるために多くの自治体にですね、目標設定をしてほしいという報道をされておりますが、2030年度目標設定についてはどのように考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 高橋企画調整課長。

○企画調整課長（高橋 忍君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

現在のところ具体的に数値のほうは設定しておりませんが、今後山江村総

合エネルギー検討委員会におきまして、ご意見を頂戴しながら設定してまいりたいと思います。

また、来年度、令和5年度の当初予算におきまして、再生可能エネルギーの計画策定業務委託料を計上しています。こちらの中でも今後の方向性についてですね、検討してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 今後の年度ごとの目標値については、エネルギー検討委員会で検討していくということでございますけれども、山江村全体で二酸化炭素排出量ゼロとなりますと、農業者、建設業、製造業など、ゼロカーボンシティ宣言にありますように、村民の皆様全員と行政が一体とならなければ目標達成は不可能であります。そのためには、先ほども言いましたように、できればですね、毎年度の目標値を立て、やまえ広報やケーブルテレビを使って達成状況を村民に知らせ、啓発することが最も大事だと考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 高橋企画調整課長。

○企画調整課長（高橋 忍君） それではお答えいたします。

確かに私のほうもそういう目標を設定してですね、具体的に設定いたしまして、策を練っていくのが当然必要だと思いますので、今後そのように検討してまいりたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 最後になりますけれども、先ほどもお伺いしましたが、脱炭素に向けた取り組み内容の中で、太陽光発電設備の設備等の段階的導入、検討とありますが、この公表されております資料からは、ステップ1が防災拠点、ステップ2が各集落、ステップ3が村内全域として、先ほども言われたように、エネルギーの地産地消、安価で安定したエネルギー供給などとなっておりますが、今、電気料の高騰については、各家庭本当に大変な状況であります。これは令和元年度でありましたが、補正予算にも計上され、議会にも提案されましたが、今、考えてみるとですね、今、継続して事業が進んでいたらと考えるわけですが、電力の地産地消をされている自治体は資料を見ればですね、多くあります。ゼロカーボンシティの実現に向けても積極的な取り組みが必要ではないかと考えておりますが、村長の意見を聞かせていただきたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） ゼロカーボンシティ宣言の中で6項目企画課長が申しました。

その中でですね、一つ一つ洗い出しながら、そのカーボンゼロを目指していくとい

うようなことになりますし、しっかり目標値も設定させていただきたいと思います。

その中で、太陽光発電設備を段階的に導入しますとしております。現在、太陽光発電の導入につきましてはですね、P P Aモデルということで、段階的にやっていくということで、公共施設への導入をですね、今、検討しているところであります。これが効果があるということが、一つ一つ検証していきたいと思いますが、とすれば公共施設の学校施設周辺だったり、地域としてできるような可能性のあるようなところも見ていきたいと思いますが、電気料が非常に高騰している折にですね、また、台風災害等について、自家発電を持っているということについてはですね、非常に停電のリスクを回避するというようなこともできます。ただ、その事業主体を役場がというわけにはいきませんので、適当なそういう事業者がおられたら、そういう方向性を持ってですね、しっかり進めていけたらと思いますし、山江村のほうでその事業が進めたら、私は人吉球磨中にそういう事業が広がっていくんだらうというようなことも考えているところです。

○議長（中竹耕一郎君） 4 番、赤坂修君。

○4 番（赤坂 修君） ありがとうございます。

エネルギーの完全自給を最終目標として、山江村総合エネルギー検討委員会が立ち上げられております。今後ですね、検討委員会を中心とされ、積極的な取り組みを期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長（中竹耕一郎君） これで本日の通告のありました一般質問はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。ありがとうございました。

—————○—————

散会 午後2時46分

第 3 号

3 月 1 3 日 (月)

令和5年第2回山江村議会3月定例会（第3号）

令和5年3月13日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

日程第1

一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 本 田 り か さん

2番 久保山 直 巳 君

3番 中 村 龍 喜 君

4番 赤 坂 修 君

5番 森 田 俊 介 君

6番 横 谷 巡 君

7番 立 道 徹 君

8番 西 孝 恒 君

9番 中 竹 耕一郎 君

10番 秋 丸 安 弘 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 山 口 明 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 内 山 慶 治 君

副 村 長 北 田 愛 介 君

教 育 長 藤 本 誠 一 君

総 務 課 長 平 山 辰 也 君

税 務 課 長 迫 田 教 文 君

企画調整課長 高 橋 忍 君

産業振興課長 松 尾 充 章 君

健康福祉課長 今 村 禎 志 君

建 設 課 長 清 永 弘 文 君

教 育 課 長 蕨 野 昭 憲 君

会 計 管 理 者 一 二 三 信 幸 君

農業委員会事務局長 新 山 孝 博 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） おはようございます。ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は10名で、定足数に達しております。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（中竹耕一郎君） 本日は、会期日程日時第7、一般質問となっております。

3名の議員の一般質問を通告の順に従いまして許します。

それでは、はじめに7番、立道徹議員より、1. 旧城内団地跡地について、2. 新型コロナ対策について、3. 物価高騰に対しての対策についての通告が出ております。

立道徹議員の質問を許します。7番、立道徹君。

立道 徹君の一般質問

○7番（立道 徹君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、7番議員、立道が通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1点目はですね、先ほど議長が言われましたとおり、旧場内団地の跡地について、2点目は新型コロナ対策について、3点目は物価高騰に対しての対策についての3点を伺いたいと思います。

まず1点目ですけど、旧城内団地の跡地についてです。

令和2年7月の豪雨で護岸が壊れ、城内団地が被災し、団地も解体され更地になっている状況です。県発注の護岸工事も完了し、今後ですね、この跡地をどのように利活用されるか伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） それではお答えいたします。

被災した城内団地の跡地の利活用についてということでありまして、現在検討中でございます。様々な活用方法があるかとは思いますが、現在のところは具体的な活用策はございません。

ただ、民間からですね、この土地にアパートを建設したいという話があります。現在、企画書、計画書の提出を依頼しております。その提出がなされた場合には、その以降、また計画書の内容を精査したいと思います。いずれにいたしましても、本村にとって活性化を図る上で最善の活用の方法を検討していきたいと

思っております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） 新城内団地、上流側にある団地のほうにですね、やっぱり旧団地がなくなったもので、風の当たりがとても強いということで、風よけになるようなものなどはですね、今検討中ということですけど、そういう考えはないかということと、団地があったときにですね、外灯があり、防犯面においても安心でしたが、現在は団地跡地には外灯もない状況であるということで、外灯の設置等の考えはないか伺いたいと思います。その2点ですね。

○議長（中竹耕一郎君） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） それではお答えいたします。

風よけの施設ということでございます。新城内団地の入居者からですね、直接風が強いという相談はあつてはおりません。ただし、瓦の被害の報告は受けております。1月の寒波によります強風で、新城内団地の1件が瓦の被害を受けたため修理を行った経緯がございます。現時点では風よけの設置要望等はございませんけれども、引き続き状況の確認していきたいと思っております。

それから、外灯の件でございます。外灯の設置につきましては、まだこの土地をどう活用するか決めていない状況でございますので、今後の利活用の方法が決まりましたら、この土地に接する道路は通学路でもありますので、防犯面からもしっかり外灯の設置について検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） 先ほどですね、総務課長の答弁の中で、この土地を利用してアパートを建設したいという民間の方からのお話があったということで、その方は村内の方か村外の方かが1点で、現在、企画書、計画書などの提出を依頼されているということですけど、提出期限とかはないのか。そして計画書を精査され、いつごろにはその結論が出るのかの3点ですね。現在のお考え、答弁できる範囲で結構ですのでお願いしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） 議員お尋ねの件でございます。まず村内か村外かということでございますけれども、まだ正式に計画書、申請書が出ておりませんので、答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。それから、企画書の提出期限ということでございますけど、期限は村からいつまでにということは指定はしておりません。そして、その企画書が提出されましたら、なるべく早急に精査をしましてですね、今後の方向性を検討していきたいと思っている状況でございます。以上でございます。

す。

○議長（中竹耕一郎君） 7 番、立道徹君。

○7 番（立道 徹君） 村有地ですね、利活用で民間の方、今のところは村内か村外かわかりませんが、土地の購入から住宅建設ということで、定住化促進の意味でも大変村の行政としてもですね、大変ありがたいことだと思います。ここで、こういう状況ですので、村長の見解をお願いしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 議長のほうからちょっとご注意申し上げます。質問の内容について逸脱している傾向についてはですね、答弁を控えますので、その都度よろしくをお願いします。

村長。

○村長（内山慶治君） 旧城内団地の跡地利用ということでやり取りをさせてもらっております。総務課長が申したとおりであります。当初はですね、あの土地に、城内団地にお住まいの方が、再度あの土地で建築してほしいということでありましたけれども、諸々の情報提供をする中で、もっと安全なところがいいというような要望がありまして、現在中鶴のほうに住宅建設であります。

従いまして、あの土地が現在空き地となっておりますけれども、また、その土地の活用については、私も何度かこの議会でもいろんなあいさつでもしゃべっておりますけれども、できれば村がまた村営住宅をつくるというのではなくて、民間の方、要するに福祉的要素ではなくて、議員おっしゃる移住・定住の活性化の要素として、どなたかつくっていただけるような方がおれば、そういう活用をさせていただきたいと発信をしてきたところであります。

それによりましてというか、ある方がですね、あそこに賃貸住宅をつくりたい、アパートというよりも賃貸住宅をつくりたいということでありましたので、それならもちろん計画書によって貸すのか売のかを含めて、また財産審議会にかけるとか、そういう段取りがありますので、しっかりとした計画、企画書をつくって持ってきてくださいと今、申しているところであります。今後、具体的にそういう動きがありましたらですね、所定の手続きを取りながら、また議員の皆様方にもしっかりおつながりしていきたいと思っているところであります。今のところそういう状況でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7 番、立道徹君。

○7 番（立道 徹君） 万江小のほうも児童が少なくなっておりますので、なるべくですね、あの辺にまた元の住宅ができて、人口減少を食い止めるような意味でも大変ありがたいことだと思います。

では、次の質問に入ります。新型コロナ対策についてでございますけど、新型コ

コロナウイルスの発生からですね、3年余りが経ちました。政府は本日よりですね、3月13日、マスク着用は個人の判断ということです。今朝のテレビで、東京の八王子駅であったんですけど、取材で20人中16の方がマスクを着用されて、4の方がしていなかったということで、まだまだですね、個人の判断といってもマスクの着用はほとんどの方がされていくのではないかと考えております。

そしてまた、新型コロナウイルスの感染法上の分類をですね、5月8日から季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げると決めました。感染者の外出自粛や医療費の負担、マスクの着用、医療機関への受診など、これまでと対策が大きく変わります。どのように変化するかを伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスは、現在のところ2類相当とされておりますが、5類になることでどのように変わるかというご質問でございます。

まず、行動制限についてでございますが、緊急事態宣言や入院の勧告、入院の指示など、感染者や濃厚接触者に対する外出自粛要請などにつきましては、行動制限はできなくなります。よって、住民の皆様の自己管理、自己防衛にお任せすることが基本になってくるかと考えております。

次に、医療費の負担についてですが、現状では新型コロナウイルスの感染症にかかる入院やワクチン接種にかかる費用が、全額公費負担であることに対しまして、5類移行後は原則として自己負担が発生することが予想されます。しかし、急激な負担増が生じないよう、一定の公費支援の期限を設けて行う方向で、今まさに検討されているというところでございます。

次に、マスクの着用についてですが、政府が開きます新型コロナ対策本部会議が、2月10日付けで示しました「マスク着用の考え方の見直しについて」というものがございます。これによりますと、3月13日、まさに本日ですが、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねるとしています。ただし、医療機関の受診や屋内等で三密の回避が困難な場合など、着用が効果的である場合には、マスクの着用を推奨するとも言っております。

次に、医療機関の受診についてでございますが、感染症指定医療機関や一般医療機関の発熱外来など一部の医療機関だけで受診可能でございました。これが多くの幅広い医療機関で対応可能となるように、段階的に移行していく見込みということでございます。

なお、ただいま答弁させていただいた内容につきましては、政府が今後の方向性

を一般的に公表しているものでございまして、この後ですね、詳細の指針については発表されるものかと思っております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） 大きく変化するという事で、村としてですね、この変化に対して何か特別に対策をされていることはないか、伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。

先に議員申されましたとおり、5類に分類されることで、事実上季節性インフルエンザと同等の取り扱いとなります。例えば、医療費が公費で負担されなくなりますと、感染者が検査や治療を受けなくなる。または受けたくても受けられない方が発生してしまう、そういう可能性が出てまいりますので、このことはですね、重症化予防や発症予防効果が期待されるワクチン接種に関しても同様ということでございます。5類に分類されたことで急激にその対応が変わってしまいますと、弊害も大きくなってしまう恐れがあるため、今現在、政府におきましても医療機関の対応や公費負担のあり方について、段階的に見直していくとした上で、現在も検討をされているところでございます。

一つちょっと例を申し上げますと、2020年5月に当時の政府の専門家は、新しい生活様式というものを発表しました。これは皆さんご存じかと思いますが、今、方向としてですね、五つの基本というものを国が発表しております。これは厚生労働省になりますが、体調不安や症状があるときは、自宅で療養するか医療機関を受診する。その場に合ったマスクの着用や咳エチケットの実施、三密を避けることと換気、それから手洗い、適度な運動と食事などがあげられているところでございます。

ただ、こちらは方向づけでございまして、今のところ詳細な指針といいますものは国県から出ていないところでございまして、以上のようなことから、本村の特別な対策につきましても、国県の具体的指針に基づきまして、その趣旨を見極めた上で講じるべきかと考えますので、現状につきましても、引き続きこれまでの対策を継続しながら、国及び県の動向に注視しまして、詳細の指針が示されたタイミングで、村の対応もお示ししたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） ちなみに、職員さんはマスクの着用は今後どのように考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 職員のマスクの着用については、今日朝会でですね、職員のほ

うにはお願いをしたわけではありますが、当分の間は、執務中はマスク着用で、住民の方々、お客さんとしてですね、窓口にずいぶん来られますので、不安感を持たれるというようなこともありますから、当分の間は、執務中はマスクの着用をお願いしたいというようなことを申したところであります。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） もう1点、学校関係ですけど、小中学校、このへんも今後の対策等を伺いたいと思いますけど、教育長によりますか。

○議長（中竹耕一郎君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それではお答えしたいと思います、このことにつきましてですね、学校関係も同じでございます、先ほど福祉課長のほうから答弁があったとおりでございます、文部科学省及び熊本県教育委員会よりの指導はまだあっておりません。今あっているのは、卒業式における対応についてということで指導はあっております。

例えば、少し申し上げてみますと、感染拡大防止の観点から、国歌の斉唱の際にはマスクを着用、それから来賓や保護者等はマスクを着用すること。それから生徒及び教職員については外すことを基本とするが、健康上や受験等の関係もあるので、地域や学校の状況を踏まえ適切に判断すること、というようなことで通知がきております。

本村の卒業式におきましては、県教育委員会の通知を受け、各学校の実態に応じて判断をしているというところでございまして、先日中学校も同じような対応を取っております。小学校も来週ありますけれども、同じような対応になるかと思えます。

今後ですね、5月8日以降の対応につきましては、文部科学省及び県教育委員会、それから村とのしっかり協議をしながらですね、各学校に指導を行ってみたいと思っております。

それから、先生方につきましては、一応マスクは着用というところで、授業を行うというところで決めているところでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） まだまだですね、体調面で不調な方なんかは移りやすいと思いますので、くれぐれもですね、そのへんは国の方針、県の方針に従って取り組んでいただければと思っております。

では次の質問に入ります。物価高騰に対しての対策でございます。世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇に加え、ロシアによるウクライナ侵略等の影響により、化学肥料、原料の国際価格が大幅に上昇し、肥料価格が急騰しています。

海外原料に依存している化学肥料の低減や廃棄等の国内資源の活用等の取り組みを行う農業者に対して、肥料コスト上昇分の一部を支援することを通じて、農業経営の影響を緩和し、化学肥料の使用料の低減を進める肥料価格高騰対策事業とありますが、どのような内容か伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは、立道議員のご質問にお答えいたします。

肥料価格高騰対策事業につきましては、国・県が行っている支援策でございます。事業の趣旨につきましては、議員が申されましたとおりですので復唱はいたしません。内容につきましては、令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料、昨年の秋肥と本年の春肥というのが対象となります。

支援の内容につきましては、化学肥料低減の取り組みを行った上で、前年度から増加した肥料費について、熊本県では85%、これは国の支援が70%、熊本県が独自に15%、合わせて85%の支援を行うというもので、支援金として交付されるものでございます。

支援金につきましては計算式がございまして、まず当年の肥料費をですね、価格上昇率これは統計データを基に決定されておりますけれども、統計データでは価格上昇率が1.4ということで表示をされております。当年の肥料費から価格上昇率を割るということでございます。それに使用料の低減率、10%程度ですね、低減するというのは低減するというのとは低く使用するというのを目標にされておりますので、さらに0.9で割るということでございます。ここから出た数値を当年の肥料費から引いてですね、85%ですので0.85で掛けるということで、なかなか言葉で言ってもですね、伝わらないと思いますので、仮に肥料費がですね、10万円とした場合に、計算式に当てはめると1万7,539円が支援金として支給されるということになっております。こちらにつきましては、熊本県、また肥料を販売される店舗にもお聞きしてですね、そのような式で間違いのないことでしたので、ご報告させていただきます。10万円した場合には1万7,539円が支援金の対象ということになるということでございます。

また、申請は5戸以上のグループということになっておりますけれども、こちらにつきましては、JAや肥料販売店でですね、まとめて申請されますので、肥料を購入された方が、特段5人集めて申請するというものではございませんし、店舗のほうで相談いただくとですね、まとめて申請をされるということでございます。

また、申請される際にはですね、実際に肥料を注文された注文票や化学肥料の低減計画書、これは正式な様式があるということでございますので、店舗のほうでですね、お配りになられるかと思いますけれども、そちらを書いていただく必要があ

るということでございます。申請に関する問い合わせにつきましては、購入された、J Aで買われる方が多いと思うんですけれども、J Aや販売店にお尋ねくださいますようお願いいたします。村のほうで独自ということではございませんので、これは国・県の支援で、量販店のほうでそれぞれ申請を受け付けるというようなことがですね、会議で申し合わせされておりますので、よろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） 行政のほうはタッチしないということで、山江村にも把握はできませんよね、山江村にそういう対策事業を受けておられると。はい、いろいろですね、飼料、肥料大変な高騰が続いております。先日ですね、秋丸議員の質問の中にも、堆肥の利用とか、下水汚濁の利用などということで、国内資源の利用、これも取り組みのメニューの中に入っておりますけど、やはり化学肥料、輸入をして化学肥料は使わないような方針だったと思います。今後ともですね、こういう物価高騰に対して、農業は特に厳しい状況にあると思いますけど、村としてはですね、特別に物価高騰に対して一般財源を使うのは大変ですけど、国の方針に則って、村としてもそういう補助金等の考えはありますか。伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではお答えいたします。

議員の先ほどのご質問の中でということでしたけれども、問い合わせがあった際にはですね、買われたところに問い合わせくださいということで、村のほうにお尋ねがアツているのも事実でございます。ただし、何件の方が申請されているということではですね、ちょっと村のほうでは把握できていないということでございます。

また、村としての独自のですね、支援や補助ということの考えていうことでございますけれども、議員が申されましたとおり、金曜日の一般質問の中でも別の議員の方からもですね、肥料や飼料に対しての補助制度とかですね、継続的な支援ということでご質問いただいております。肥料・飼料価格の高騰、またこの高騰が維持するのはですね、当分続いていくものと十分認識をいたしております。国・県のもので、動向を注視しながら、また村といたしましても、そういった補助金制度がですね、地方創生などの補助制度がアツた際には、いち早く活用できるのは事務体制を整えていくことでございます。

また一般財源の持ち出しということにつきましては、私が答えるあれではないのですけれども、そのような情勢があればですね、また検討していかなければならないと思いますけれども、現時点では国・県の動向をですね、注視しているというところでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7 番、立道徹君。

○7 番（立道 徹君） 先般の村長の答弁でもですね、国の支援メニューを検討して、国もですね、支援メニューを検討している状況ですということで、村でもですね、それに右へ倣えというか、検討していくような答弁をされていたので、くれぐれもですね、国・県に補助があった場合は、速やかに村のほうとしてもそういう補助等をお願いしたいと思います。

すべてですね、ロシアやウクライナの紛争により、このような影響が出ていると思います。物価高騰につながっていると思います。私たち国民もですね、他人事のようにですね、考えていたと思います。しかし、このようになるとは想像されていなかったことだと思います。一日も早くですね、この紛争が終結し、世界が平和になり、また幸せな生活がくることをご祈念申し上げ、一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中竹耕一郎君） 次に、3 番、中村龍喜議員より、1. 災害復旧についての通告が出ております。

中村龍喜議員の質問を許します。3 番、中村龍喜君。

中村龍喜君の一般質問

○3 番（中村龍喜君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

災害復旧についてということで2点質問いたしますが、1点目に通告の中で、私はちょっと勘違いしておりまして、番慶下払線というようなことで通告しておりましたけれども、正しくは岩ヶ野下払線でしたので訂正をしたいと思います。よろしく願いいたします。

改めまして、村道岩ヶ野下払線の復旧計画について、現在どのようになっているのかお尋ねをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それではお答えいたします。

村道岩ヶ野下払線の災害復旧についてでございますが、こちら熊本県が実施する治山工事と村が実施する村道の災害復旧工事が必要となる箇所、令和4年5月に熊本県と山江村合同で地元説明を行っております。

まず、先行して行われました県の治山工事につきましては、計画どおり施工され、令和5年2月に完成を目標に工事をされておりますが、令和5年2月16日に熊本県の完成検査が実施されております。

引き続き、村の道路災害復旧工事への着手を当初計画しておりましたが、県治山工事が進む中で、道路災害復旧工事に必要となる用地測量が同時に進行できませんでしたので、県治山工事がある程度進んだ令和4年12月から令和5年2月上旬にかけて用地測量を実施しております。現在地権者に道路災害復旧工事に必要となる用地の相談を進めております。引き続き、用地売買に向けた協議や登記事務を計画しながら、令和5年4月の入札に向けて調整を行っております。

現在被災しております約50メートルの復旧方法につきましては、令和4年5月に実施しました地元説明会で説明しておりますが、現地のボーリング調査で地盤の支持力を調べた結果、主な工法として、発泡スチロールブロックを用いた軽量盛土工法を採用しており、高さは最大で約8メートル垂直に積み上げる工事となります。査定時の決定額が約2億円でしたので、工期につきましては、着手から約1年間を見込んでおります。地元の皆様にはご迷惑をおかけしておりますが、引き続きご理解、ご協力をお願いいたします。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 3番、中村龍喜君。

○3番（中村龍喜君） この岩ヶ野下払線についてはですね、昨年あたりの災害報告の中でも、県の事業との関連があるというようなことで、県の事業の後に災害復旧を行うというような説明を受けているところではありますが、質問の中でですね、県の工事が終わったということでもありますので、速やかな村道の復旧工事にかかっていただきたいと思うわけですが、一番お聞きしたいのは、1年間ぐらいかかるということですが、4月の入札の後に工事に着手されると思いますけれども、この道路自体がですね、下払、大平、それから西川内、住民のですね、通勤通学、生活道路として一番便利な道路であります。速やかな工事着手と、併せて早期の完成をお願いしたいというようなことを思っております。

地域の住民の方ですね、一番に言われるのは、「いつごろ通らるっごとなつたらか」というようなことをよく聞かれますので、私自身もこの災害復旧の中でですね、今までいろんな答弁をいただいていたわけですが、この下払線の災害復旧がですね、いつごろ終わるのかなということをお聞きしたいというようなことで、一般質問をさせていただいているところでもあります。できるだけ早く復旧していただきますようお願いいたします、この1番目の村道岩ヶ野下払線のことについては終わります。

続いて、2点目はですね、林道作業道の復旧状況についてということで通告しておりますけれども、この件については3月10日の一般質問の中で、西議員から質問がありまして、産業振興課長より、詳細な本数とか現在の状況等について説明がありましたので、この林道、作業道の復旧状況については、割愛させていただきます

けれども、災害本数等も多くて、産業振興課長の説明の中には、入札でも不落等があったというようなことをお聞きしております。

私がお尋ねしたいのは、最終的には、大体どの年度ぐらいで終わるのかということを考えておりますので、このことについてお尋ねいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは、中村議員のご質問にお答えいたします。

災害復旧の状況ですべてですね、完成するのがいつごろだろうかということのご質問でございますけれども、まず、林道作業道ですね、入札につきましては、議員が申されましたとおり、私も何度かお答えをさせていただいておりますけれども、令和4年度中にも入札の準備を行いまして、入札のほうにということで総務課にお願いをいたしたところでございます。路線はそれぞれ申しませんけれども、一つの路線で3回ほどですね、1年間のあいだに不調不落が発生した路線もございまして、担当職員、ただですね、入札をするときに書類を前のやつをコピーして出すんじゃないくてですね、再度見積もりの積算をし直したり、所定の様式を取ったり、また業者の方の指名をお願いするのに審査会をしたりですね、通知を出したりということで、入札が進まないと同じような事務をですね、何回もしなければならないということで、担当職員もですね、怠けているんじゃないくて、非常に同じ事務を何度もして苦労をしているというところをご理解いただければと思っております。

そのような中でですね、入札が仮に順調に進めば、ほとんどの路線はですね、林道につきましては、令和5年度中には発注できると思っております。その中で、工法等の進捗具合もありますので、短期間で終わるもの、もしくは1年間ぐらいかかるものというのがありますので、令和5年度から6年度中には終わっていくものだと思います。

しかしながら、林道の1路線、今村線につきましては、県道や村道ですね、復旧状況の見込みから推察しますと、令和7年度以降の発注になるのではないかと思っております。それ以外の林道につきましては、令和5年度、6年度にはですね、順調に進めば終わっていくものだと思います。

また作業道につきましては、現時点でもなかなか本数を把握できていない箇所もありますし、特に民有林の作業道につきましては、民間、山の所有者の方で復旧していただくのが大前提と考えておりますので、詳細の復旧時期は見込めないということでございます。

村有林にかかっている作業道につきましては、この前の一般質問の答弁でも若干お答えいたしましたけれども、森林施業される業者がですね、施業する際に道をなおしていくというような方法もとりながらですね、入札に付さない安価などか、簡

易的にできる方法で復旧していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 3 番、中村龍喜君。

○3 番（中村龍喜君） 今、お答えいただきましてありがとうございます。やっぱり林業の振興はですね、この作業道あって、林道、作業道あってのことだと思います。先ほど言われましたように、今村線についてはですね、その手前のほうの村道あたりの復旧をもつての入札になるかと思えますけれども、山江村は林業の村といえども、村長のほうからも林業振興については非常に頑張っていくというようなことでありますけれども、まずもって、やっぱりその基本である林道、作業道の整備がですね、一番大事かと私自身は思っております。

今後においてですね、速やかな入札が行われまして、できるだけ先ほどから課長も申されましたとおり、不落等がないようにしていただきましてですね、早期の完成をお願いしたいと思っております。今から先、雨季の雨の時期にもなりますけれども、またこの災害が災害を呼ぶようなことがないようにひとつお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（中竹耕一郎君） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。再開時刻を10時50分といたします。

-----○-----

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、5 番、森田俊介議員より、1. 災害復旧について、2. 林業振興についての通告が出ております。

森田俊介議員の質問を許します。5 番、森田俊介君。

森田俊介君の一般質問

○5 番（森田俊介君） 議長のお許しが出ましたので、通告に従いまして、5 番、森田が一般質問を行います。

質問内容は2 点の通告をしていまして、1. 災害復旧について、2. 林業振興についてであります。

令和2年7月豪雨災害や昨年の台風の14号などで、本村の災害復旧・復興の事業の全体の進捗状況についてありましたが、横谷議員、西議員、中村議員の質問をされましたので、一部についてお尋ねいたします。質問が前後したりするかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

まず、県道人吉坂本線の淡島付近の復旧状況の参道橋の進捗状況についてをお尋ねします。県との関連もありますし、周知できる範囲内でお尋ねいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それではお答えいたします。

淡島地区の災害復旧の計画につきまして、令和3年12月の定例議会においてもご質問にお答えしておりますが、令和3年度から工事のほうが進められております。

現在の状況について、熊本県に災害復旧の状況を確認しましたところ、まず県道でございますが、災害関連事業として、河川・護岸の復旧と併せて、道路の嵩上げと越水対策を実施する計画、現在、河川・護岸約350メートルの復旧を施工中、令和5年度中に完了を目指しているとのことご回答でございました。

次に、淡島裏参道橋の災害復旧についてでございますが、こちらにつきましては、山江村から熊本県へ委託し、災害復旧工事を進めていただいております。熊本県に復旧状況について確認しましたところ、現在、橋梁下部工、橋台2基、橋脚1基、及び日暮橋架け替えを施工中、橋梁下部工完成後橋梁上部工を施工し、令和5年度中の完了を目指しているとのことご回答でございました。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 令和5年度にある程度復旧はできるというようなご回答でございましたけれども、嵩上げをして、現在淡島公衆トイレの変更などがありますでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それではお答えいたします。

淡島トイレの駐車場につきましては、道路改良に併せて嵩上げする方向で熊本県と協議を行っているところでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 県との協議をなるべく早くご回答いただきまして、お願いしたいと思います。

また、濁毛平山地区の農地内の現在の土砂置場として利用されていますが、スケジュールや多様化の変更や農地除外の考えはないでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは、森田議員のご質問にお答えいたします。

濁毛地区の土砂置場ですね、スケジュールにつきましては、建設課と同様に県へ確認を行っております。農地につきましては、令和6年度まで借地として利用する予定があると回答がございました。スケジュール通りに進みますと、令和7年度以降に農地復旧工事をする予定となっております。

多様化への変更というのは、議員が申されましたとおり、地目変更などを行い、村で活用すべきとのお考えだと推察されますけれども、令和4年9月議会においても答弁しておりますとおり、担当課といたしましては、農地への復旧以外、現時点では考えておりません。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 令和7年度までには農地に変わるということで解釈いたしました。農業者の方もですね、前も言ったとおり、75歳以上から80歳の高齢者になっておりまして、これがいつできるんだろうかと心配されるところでもありますし、また、農地になっても作付けがうまくできるかできないかが問題になってくると考えもあります。地元の耕作者の方々にもですね、必ずお話をいただいて、理解を求めていただきたいと考えております。

また、村の道路、作業道、さっきもちょっと中村議員のほうでお尋ねがありましたけれども、今村線、合子俣線や水無坂本線の復旧工事はいつごろになるかお聞きいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それではお答えいたします。

村道今村線とのことですが、議員に確認させていただきました村道ではなく、その路線につきましては民有林の作業道であるため、村のほうではお答えできませんので申し添えます。

次に、合子俣線とございますが、こちらにつきましては、村道山口吐合今村線のことと思います。令和2年7月豪雨に伴い、本路線では7本の災害査定を受けております。うち2カ所の災害箇所につきましては、令和3年度の落石防護柵の設置が完了し、竣工しております。

令和4年度で合子俣地区で発生した325.5メートルの道路災害復旧工事と、今村地区で発生しました延長145.7メートルの道路災害復旧工事を発注しております。しかし、令和4年9月に発生しました台風14号の影響で、工事現場に向かうための道路、県道坂本吉線の応急復旧箇所が再被災したため、工事車両が通行できなくなりましたが、県発注工事の進捗に併せて、令和5年1月下旬から村発注工事を再開したところでございます。

現在進めている工事の先には3カ所未発注の工事が残っております。その3カ所

につきましても今進めている工事の進捗状況を確認しながら、計画的に発注を行う予定でございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 5 番、森田俊介君。

○5 番（森田俊介君） 私もですね、ときどき車で災害のところを見に行くんですけども、大々的にですね、大がかりな工事をやっただいていただいているところでございます。

ところで、大川内地区に昨年ですかね、水道を通していただきましたが、台風の影響で被害を受けました。設置の復旧はどのように今から考えておられるのかをお聞きいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それではお答えいたします。

大川内地区の地域水道でございますが、令和 4 年 2 月から 5 月の期間で管路の復旧作業を進めたところです。その後、水源の取水口の老朽化や、台風 14 号による管路の再被災があったため、大川内地区へ向かう水が途切れておりましたが、再度復旧工事を行い、令和 5 年 1 月下旬に大川内地区への通水を確認しております。2 月中旬には水質検査を実施しており、地域引き渡しに向けて最終調整を今、行っているところでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 5 番、森田俊介君。

○5 番（森田俊介君） 水は通していただいたけれども、まだ災害復旧ができていないもんですから、まだ大川内地区には帰れない住民の方が何人かおられるということで、早期にですね、やっぱり復旧・復興をお願いしたいと思います。

これ以前質問があったと思いますけれども、ゲストハウス、淡島地区にあります、ほたるの荘、屋形地区の施設は一時的にですね、工事関係者の宿泊はできないものか、また変更ができないものか、お考えをお願いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 高橋企画調整課長。

○企画調整課長（高橋 忍君） それではただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず、淡島ゲストハウスでございますけれども、山江村への移住希望者が本村を一時的に体験する施設として整備されており、また、クライנגルテンほたるの荘につきましても、都市と農村の交流を促進交流施設として設置してございます。

お尋ねの工事関係者が宿泊できないかということでございます。現在のところ、役場のほうではそういう要望を受けておりません。しかしながら、貸し出してほしい旨の申し出があった場合にはですね、状況に応じて検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 5 番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） やがてですね、雨季が近づいてまいります。工事関係者の方々も必死で雨季がくる前に仕事を終了したいという旨でございます。また、特殊工事もありますし、熊本市、八代、福岡、鹿児島県などから、遠方からですね、来られ、尽力をいただいて協力を得ているところでございます。しかし、泊まる場所がないということで、通勤をしなければならないということで、大変困っておられると聞いておりますものですから、なるだけですね、ご相談に乗っていただいて、宿泊できるようにお願いしたいと思います。

次に、林業振興についてお尋ねいたします。

森林整備と環境保全を促進する自伐型林業の担い手育成を図る鎮山親水を目的とし、林業塾を開講されましたが、林業塾の開講の目的、内容についてお聞きいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではお答えいたします。

議員お尋ねになりました林業塾の正式名称につきましては、やまえ鎮山親水林業塾となっております。開講の目的につきましては、令和2年7月豪雨からの復旧・復興の理念とする鎮山親水を実現するため、災害に強い持続可能な村づくりの実現、採算性と環境保全を両立する森林経営の確立を目指すものでございます。

自伐型林業につきましては、森林の管理や経営、伐採を自ら行う小規模な林業施業で、必要な間伐をしながら木を育てるため、土砂災害の発生が比較的少ないものと言われております。今回は自伐型林業を推進する九州林業塾と連携し、自伐型林業地域実践による就労支援事業、いわゆるこれは補助事業となりますけれども、休眠預金事業という補助金を活用して実践を行っているものでございます。主催は九州林業塾、山江村は共催という形で参画をいたしております。本年1月21日に開講し、9月3日まで計38回の講義を行うというスケジュールで行っております。

内容につきましては、座学、部屋の中で教本を見てですね、まず講習を受けるということと、現地での実践活動となっております。チェーンソー、バックホー及び林内作業者の資格取得に向けた講義と実技、救命救急講習などを行い、最終的には選木、抜倒、間伐等の造材搬出、作業道の開設、卒業検定を行い終了ということになっております。

3月12日、昨日までですけれども、11回の講義を終えておりますが、7回目まで、2月まではですね、座学を行っておりまして、3月から4回行っておりますけれども、そちらのほうにつきましては、下払いの村有林にて実技研修を行っているということになっております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 山江村の森林保有者ですね、自伐型ができる担い手の把握は、状況はされているのでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではお答えいたします。

正確にですね、自伐型林業ができるという方の把握は行っておりませんが、今回自伐型林業、この鎮山親水林業塾を開講するに当たりまして、募集等を行った際にですね、村内からもぜひ受講していただきたいということで、約30名ぐらいの型をピックアップして、電話なり戸別訪問を行いました。

なかなか開講の時期がですね、土曜・日曜と休日に当たるということで、子育て世代の方やですね、土日に仕事がある方が受講できる環境ではありませんでしたので、村内の受講者は少ないということでございましたけれども、電話をかけたですね、30数名の方は、ちょっと講習を受けていただければ、この自伐型林業はできるものと思っておりますし、興味があられる方、年齢は問いませぬのでですね、そのような方は講義を受けていただきますと、この自伐型林業ができるものと推察をいたしております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） この自伐型はですね、自伐型は、採算性、作業の危険性から、所有者、林業会社がまとめて売却し、伐採されているのが現状であります。自伐型林業に推進するのが鎮山親水であるのかお聞きいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではお答えいたします。

なかなか言いにくいかもしれませんが、鎮山親水でございますのでよろしく願いいたします。すみません、ここが間違えていらっしゃいますとですね、説明もしにくくなりますので、よろしくお願いいたします。

議員がお尋ねいただいたですね、自伐型林業が鎮山親水に適用するのか。言い方をちょっとお聞きしますと、この自伐型林業が鎮山親水を阻害するものではないかとお聞きするように私の個人的にですね、感じてしまいました。それであれば全くですね、それは議員の勘違いとは申しませぬけれども、思い方がちょっと私たちとは違っているということでございまして、村が行うですね、自伐型林業につきましては、森林の経営や管理、伐採を自ら行う小規模な林業施業ということでございますので、議員が申されました事業体とかですね、そういったところをお願いをして、大規模に皆伐をされるということが自伐型とは捉えておりませぬので、ご理解いただければと思っております。そのようなことでありますので、災害発生が比較的少ないようなですね、林業施業を行うのが自伐型林業と捉えていただければと思って

おります。

民有林を事業者などが伐採されることにつきましては、あとでも質問があろうかと思しますので、ここでは答弁をいたしませんけれども、大規模な伐採を行う形態につきましては、自伐型林業の推進に反比例するものだと考えております。所有されている山林の手入れを自分で行いたいとかですね、ほかの方の山林の手入れを行うことで生計を立てたいと言われる方が行うこと、そして何よりもですね、災害に強い森林づくりをすることが、鎮山親水の理念に適合するものだと考えておりますので、林業塾のほうでも災害に強い、作業道などもですね、災害に強い作業道のつくり方、そういったものを受講者の方には教えていただいておりますし、道具なども間伐で切った木をですね、横に着けたりとかそういったことをしておりますので、環境にもやさしいということで推進を進めていくというところでございます。ご理解いただければと思います。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 自伐型林業は小さな林業ということで理解いたしました。山林の伐採の課題はですね、以前にも質問がありましたが、当局としては、私有林、会社所有者などの伐採については、県の許可が必要とのことであったが、保有林を伐採終了後には、1年以内に新植をしなければならないとのことであったが、1、2年経っても実施されない山林箇所があります。県や行政の指導はどのようにするのかをお尋ねいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではお答えいたします。

民有林のですね、全伐後の処理につきましては、植栽をするとか、そういったものをですね、書いていただいたまず伐採届、その後の計画書を提出いただくということになっておりまして、その後されているところもありますし、ちょっと期間が過ぎてされていない箇所があるということでございます。

先般、議員のほうからですね、どこどこの山について植栽がされていないけどというようなご指摘も受けましたので、組合とまた本人さんに確認をいたしましたところですね、植林をする計画はあるんだけど、箇所が多すぎてちょっと予定の年度に間に合っていないということでした。ですので、この前、議員のほうからお尋ねがあった箇所につきましてはですね、来年度、再来年度で植栽をされるということになっております。

またそのほかにつきましても適宜村といたしましては、伐採届が出ているところに関してはですね、パトロールを行いながら当該年度に何らかの形が処されていない森林につきましては、相談なり指導なりをしていきたいと考えております。以上

でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 5 番、森田俊介君。

○5 番（森田俊介君） 山林は個人の山を、自分の山を切るなということは行政のほうとしても言われないうことを理解しますけれども、現在ですね、万江地区屋形山や白岳の丸鉾といいますが、山林が伐採されていますが、私有林、山林個人所有者の現場の現状を把握されているものかお聞きいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではお答えいたします。

現場については承知をいたしております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 5 番、森田俊介君。

○5 番（森田俊介君） 下流にはですね、屋形地区の簡易水道槽があります。また高速道路も通面しております。全伐採、作業道の開発で山腹滑落など流出した土砂や立木が、下流の公道に堆積し、川底が上昇し、土砂、洪水氾濫が発生するのが心配であります。現在の状況の把握や指導などはどのように対応されるのかをお聞きいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではお答えいたします。

今、議員が申されました箇所につきましては、現場も承知しておりますし、個人の思いもいろいろあろうかと思えます。私も個人的にはいろいろありますけれども、ここは一担当課長として答弁をさせていただきます。

令和4年6月議会でもですね、民有林の伐採につきましては、別の議員からもですね、質問がされております。その中でも答弁をいたしておりますけれども、現行の法制度では民有林の伐採に関してですね、届け出が出された際に、伐採面積や伐採する箇所を制限するものはございません。届出書に沿って必要な書類が添付されていれば受領を行い、決裁処理を行っております。その後、植栽を行っていただくとかですね、所々に木をちょっと立てていただいて、樹木等が流出しないようにということの対策をお願いしますが、あくまでもお願いという段階でございます。

ただし、村といたしましてはですね、伐採後の造林計画につきましては、再造林を促すとともに、令和4年9月議会の補正予算に計上いたしまして、再造林に関する補助金も提出をさせていただいておりますので、再造林の活用ですね、その補助金の活用をお願いしているところでございます。ただし、村といたしましては、村有林につきましては、令和5年度以降、全伐を行わないというような方針で進めていきたいと思っております。

繰り返しになりますけれども、現行の法制度ではですね、個人の財産の用途について制限をかけることはできないというような条件になっております。あくまでもお願いベースでですね、お願いはしているところでございます。前も申し上げましたけれども、村のほうといたしましては、法例や条例に沿ってしか事務ができませんので、議員が中心となられてですね、国や県へ制度の強化とか法制度の要望をしていただければ、活動していただければ、こちらのほうといたしましても上位法ができれば、それに沿って事務を進めていくことができますので、よろしくお願いしたいと思っております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 私もですね、一議員として、国とか県のほうにですね、伐採関係の法律なんかも変えていっていただきたいなあと要望したいと思います。村長が掲げておられます鎮山親水に関してですね、森林環境譲与税の今後の利用の目的がありましたらお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではお答えいたします。

森林環境譲与税につきましては、以前はですね、基金で大分積み立てておったわけですが、国・県からも積極的に活用しないと、今後住民の方からですね、森林環境譲与税を徴収するに当たって、活用の使途がないとできないということでございましたので、新年度以降、もちろん若干はですね、鎮山親水林業塾にも活用させていただきますけれども、林業振興に活用を進めていくと、令和5年度の当初予算にも計上させていただいております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 森林環境譲与税の活用方法ということでしたけれども、事業のメニューについてはですね、諸々と掲げておりますし、後ほどでも担当課長のほうにお聞きになればそのメニューはおわかりかと思います。いずれにしても森林環境譲与税と、鎮山親水と申します。山を鎮めて水と親しむ、鎮山親水といいますけれども、目的と全くかぶるものでありますので、しっかりその森林環境譲与税を活用させてもらいながら、諸々の事業、いわゆる森づくりの事業を、災害に強い森づくりの事業を進めていきたいと考えているところであります。

現在の自伐型林業塾はですね、九州塾が休眠預金事業というのでやっています。休眠預金事業というのは、国民の人が預金をして10年以上使わないと、その預金は国のほうのお金として没収される。ただし、本人からいろんな手続きがありましたら返しますよというような預金がありますので、この事業をその預金を使った事業として、非常に公益性がある事業に、公益性ですね、要するに国民の皆さん方に

みんなに供与できる事業に対して、補助事業を決定いただくというような事業でありまして、それを九州林業塾が、今年は予算を取りまして今、行ってもらっているということでもあります。いわゆる九州林業塾のその取り組みイコール鎮山親水の精神と同じでありますので、山江村も共催という形で参画をしているというところがあります。

残念ながら村民の方々がまだまだ少ないということでもありますけれども、自分でお持ちの山は自分で伐採をして搬出すればお金は残るというようなことでもありますから、ぜひ皆さん方、森林をお持ちの方はですね、自分の山に入っという作業をしていただくことが、災害に強い森づくりにつながるという思いがありますので、来年度以降も続けていきたいと思っております。

ただし、メニューの一つであります自伐型林業については、現在、休眠預金事業で実施しておりますが、来年度もその休眠預金事業が補助金が取れるかどうか、主催をどうするかというような課題もあるところでもあります。従いまして、再度検討しながら、そういう制度事業がないということであれば、現在、環境譲与税ずいぶん基金として積み立てておりますので、そういう事業を続けていきながら、村民の方々に森に、山に入っいただく機会を多くつくっていただければと。また、そういうことによりましてですね、林業の後継者養成にもつながっていただければというようなことを目論見ながら、考えながら、環境譲与税の事業を進めていきたいと思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 大変ご説明ありがとうございました。

村長のごあいさつの中でですね、以前万江地区には山間部に砂防堰堤ダムの設置をすると、5基から6基ぐらいの目安で計画があると聞きましたが、現状の状況をお願いしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 通告にはありませんが、冒頭のあいさつでもですね、しゃべっております。大規模特定砂防事業という事業が、国と県と半分ずつお金を出し合っ、58億円の予算で140万トン流出した、令和2年7月豪雨災害で流出したその土砂をですね、今後出ないように止めようという計画で今、計画が進められております。この計画は10年間で58億円でありますので、1年間で5、6億円のお金が投入されるということではありますが、現在のところ、大学の先生が、熊本大学が1人と九州大学の土砂の先生がですね、専門家の先生が3名おられて、どのようなやり方で万江川の土砂流出を止めるかというようなことを、その委員会で、私も入っておりますけれども、今、意見のやり取りをさせてもらっているということ

であります。

私のほうは早く事業にですね、早くメニューを示して、できるところから着手してほしいというのが、一番村民の方々の安心安全を守ることにつながりますというようなことを申しておりますので、来年度からですね、設計をしながら事業が始まるものということを思っております。

これは何度も言いますように、流域治水というのは、砂防事業ですね、砂を止めるという事業と治水の事業、要するに護岸をつくったり川をどのようなふうにするのか、それと治山の事業、要するに山を治山の事業をする、山を崩れないようにする、その三本立てでありますので、今の砂防事業はですね、三本の一本だけですね、あと治山と治水が残っておりますから、同時にやっぱり進めないと効果は、流域治水としてのですね、いわゆる万江川水系の全体の安全を守ることになりませんので、今後その治水の事業と治山の事業も出てくるというようなことを要望していきたいと思っておりますし、その事業メニューについては、委員会がまだはっきりとした事業メニューを示されておりませんので、どこの地域にどれだけのものをつくる砂防ダムとかですね、砂防堰堤をつくるのかというのが今から出てきますけれども、そういうのが出てき次第、議員の皆さん方、また村民の皆さん方、特に万江川流域の方々には、しっかり説明をしながら進めていければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中竹耕一郎君） 5 番、森田俊介君。

○5 番（森田俊介君） 砂防堰堤も今、計画中ということですが、一応私も万江地区に住所を置いていまして、河川のところでおりますもんですから、非常に興味があることだろうと考えております。私もそのメンバーに入れてほしいなあとも思いますが、それはそれなりにしていきたいと思えます。

今回がですね、お別れ議会であります。令和 5 年度の一般会計予算も計上されましたが、明るい、安心、安全なむらづくり、村長を中心に各課の指導、対応を期待し、一般質問を終了いたします。

ありがとうございました。

○議長（中竹耕一郎君） これで通告のありました一般質問はすべて終了いたしました。本日はこれで散会いたします。ありがとうございました。

—————○—————

散会 午前 11 時 28 分

第 4 号

3 月 1 4 日 (火)

令和５年第２回山江村議会３月定例会（第４号）

令和５年３月１４日

午前１０時００分開議

於 議 場

１．議事日程

- | | | |
|--------|----------|---------------------------------------|
| 日程第 1 | 発委第 1 号 | 山江村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 2 | 同意第 1 号 | 山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについて |
| 日程第 3 | 議案第 9 号 | 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について |
| 日程第 4 | 議案第 10 号 | 山江村学校給食費の管理に関する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 11 号 | 山江村情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 12 号 | 山江村情報公開条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 13 号 | 山江村報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 14 号 | 山江村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 15 号 | 山江村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 10 | 議案第 16 号 | 山江村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 11 | 議案第 17 号 | 令和５年度山江村一般会計予算 |
| 日程第 12 | 議案第 18 号 | 令和５年度山江村特別会計国民健康保険事業予算 |
| 日程第 13 | 議案第 19 号 | 令和５年度山江村特別会計簡易水道事業予算 |
| 日程第 14 | 議案第 20 号 | 令和５年度山江村特別会計農業集落排水事業予算 |
| 日程第 15 | 議案第 21 号 | 令和５年度山江村特別会計介護保険事業予算 |
| 日程第 16 | 議案第 22 号 | 令和５年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算 |
| 日程第 17 | 議案第 23 号 | 令和５年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算 |
| 日程第 18 | | 議員派遣の件 |
| 日程第 19 | | 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員長、総務文教常 |

任委員長、産業厚生常任委員長)

追加日程第1 議案第24号 公共工事請負変更契約の締結について

追加日程第2 議案第25号 公共工事請負変更契約の締結について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 本 田 り か さん	2番 久保山 直 巳 君
3番 中 村 龍 喜 君	4番 赤 坂 修 君
5番 森 田 俊 介 君	6番 横 谷 巡 君
7番 立 道 徹 君	8番 西 孝 恒 君
9番 中 竹 耕一郎 君	10番 秋 丸 安 弘 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 山 口 明 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	内 山 慶 治 君	副 村 長	
教 育 長	藤 本 誠 一 君	総 務 課 長	平 山 辰 也 君
税 務 課 長	迫 田 教 文 君	企画調整課長	高 橋 忍 君
産業振興課長	松 尾 充 章 君	健康福祉課長	今 村 禎 志 君
建 設 課 長	清 永 弘 文 君	教 育 課 長	蕨 野 昭 憲 君
会 計 管 理 者	一二三 信 幸 君	農業委員会事務局長	新 山 孝 博 君
代表監査委員	豊 永 知 満 君		

開議 午前１０時００分

—————○—————

○議長（中竹耕一郎君） おはようございます。ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は１０名で、定足数に達しております。

本日は、会期日程、日時第３の本会議で、質疑、討論、表決となっております。
発言については、山江村議会会議規則の規定を守り、趣旨に添った質疑をお願いいたします。また執行部におかれましても簡潔な回答をよろしくお願いいたします。

—————○—————

**日程第１ 発委第１号 山江村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する
条例の制定について**

○議長（中竹耕一郎君） 日程第１、発委第１号、山江村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、発委第１号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

—————○—————

**日程第２ 同意第１号 山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を
求めることについて**

○議長（中竹耕一郎君） 日程第２、同意第１号、山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案は人事案件でありますので、起立採決といたします。本案を

同意することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（中竹耕一郎君） 起立全員です。したがって、同意第1号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

-----○-----

日程第3 議案第9号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第3、議案第9号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第9号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第4 議案第10号 山江村学校給食費の管理に関する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第4、議案第10号、山江村学校給食費の管理に関する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） ただいま議題になっております議案第10号、山江村学校給食費の管理に関する条例の制定について質疑をいたします。

提案理由として、学校給食費の公会計化に伴い、管理に関する条例を制定するとなっておりますけれども、これは審議のときにもちょっと説明はあったかと思えますけれども、公会計化によりどのように変わっていくのか。また、現在給食費は無償化でありますけれども、保護者の方への影響というのは出てこないのか、その点をお伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。

まずどのように変わるかということでございますけれども、現在の会計の処理に

つきましては、児童生徒の分については、学校のほうへですね、村から食材供給の補助金を交付しております。それから、先生方につきましては、給食費を徴収されるということで、この徴収したものを通帳で管理するというので、毎月の食材費を学校におられます担当の先生が支出をして処理をされるというようなものでございます。

それがですね、令和5年度からにつきましては、この会計処理をですね、一般会計の中でやるということで、先生方から徴収した徴収金については、雑入ですね、歳入のほうへ入金をするということで、それから食材費については、事務局費のほうへですね、教育費の事務局費のほうで予算を組みまして、毎月この予算から支払うということで、一般会計のほうで処理をすると会計の処理がですね、変わるということでございます。

メリットとしましては、まずより一層の公平・透明性が確保される。それから講座振込手数料の負担がなくなりですね、手続きの軽減が図られる。それから、担当者の繁雑な事務がですね、減りますので負担が軽減、それから、村としましては学校給食費の収支の状況が随時確認できるというようなことがあげられるかと思っております。以上のようなことで、一般会計で処理するというので公会計化でございいます。

それから、保護者への影響ということですが、無償化についてはこれまで同様に引き続き行います。なので会計処理が変わるだけということで、保護者への影響はないかと思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 条例の中身についてですけれども、1条からずっと7条まであるわけですが、4条に学校給食費の徴収、5条が学校給食費の無償化となっておりますけれども、私も何回か読み返すうちに、条例について免除規定があるわけですが、この給食費の無償化というところで、村長は前条第1号の規定にかかわらず各条項のいずれかに該当する保護者を除き、児童等の保護者が負担する学校給食費を免除するものとするということになっておりますので、この無償化で、ここは免除の語句の、内容的にはですね、全然変わらないんですけれども、そのへんの見解と、私は、無償化に対する条例ということでちょっと調べてみたんですが、そのへんのところは徴収しないものとするかですね、そのような表現をされているところでございます。免除と無償というのはですね、何ら変わらないと思いますけど、そのへんの見解をちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それでは、この条例の中身ということでございますけれど

も、まず、4条のほうですね、学校給食費を徴収するということでございます。基本ですね徴収が給食費としましては徴収をするということでございます。実際ですね、学校の先生方とか、あと区域外通学の子どもたちはですね、徴収をしている状況でございます。ただこの5条にありますとおり、無償化という項目がございますが、ここにあります三つの項目、この項目については、本村で今、該当者がいない状況でございますけれども、これに除いてですね、この児童等、児童等といいますが、3条のほうにございますが、村内の学校に在籍し、かつ村内に住所を有する児童及び生徒ということで、村内に住所を有している子どもたちの保護者の負担は免除しますよというところであげておりますので、そのような該当する児童生徒については免除ですので、給食費を取らないというようなことでこの条例には規定しているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 条例の内容的にはですね、全然変わらないものでありますけど、鏡の文言がですね、ちょっと私引っかけましたのでお尋ねした次第です。終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第10号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

—————○—————

日程第5 議案第11号 山江村情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第5、議案第11号、山江村情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第11号は、原案のとおり可決すること
に決定いたしました。

—————○—————

日程第6 議案第12号 山江村情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第6、議案第12号、山江村情報公開条例の一部を改正
する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第12号は、原案のとおり可決するこ
とに決定いたしました。

—————○—————

日程第7 議案第13号 山江村報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条
例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第7、議案第13号、山江村報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質
疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第13号は、原案のとおり可決するこ
とに決定いたしました。

—————○—————

日程第8 議案第14号 山江村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定につい
て

○議長（中竹耕一郎君） 日程第 8、議案第 14 号、山江村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第 14 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

—————○—————

日程第 9 議案第 15 号 山江村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第 9、議案第 15 号、山江村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第 15 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

—————○—————

日程第 10 議案第 16 号 山江村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第 10、議案第 16 号、山江村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第16号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第11 議案第17号 令和5年度山江村一般会計予算

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第11、議案第17号、令和5年度山江村一般会計予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

2番、久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） それでは、議案第17号、令和5年度山江村一般会計予算書について質疑をいたします。

ページは84ページ、3件ありますのでよろしくお願いします。84ページの目の土木総務費、節の14、工事請負費6,000万円、急傾斜地等崩壊対策工事についてお伺いしますが、これについては、先日の全員協議会の中ですね、下城子地区の工事ということで説明はあっておりますけれども、今年に入りましてですね、調査等が行われておりますが、その進捗状況と、今の時点で予定とされる工事はいつなのかお伺いしたいと思います。

2点目が、85ページ、道路維持費、節の14、工事請負費9,800万円、村道新設改良工事、これにつきましても同じく全員協議会の中で説明をある程度していただいておりますけれども、この内訳についてご説明をお願いしたいと思います。

それとページが戻りましてですね、59ページ、目の災害救助費の中で節の18番、負担金補助及び交付金の中で、住まいの安全確保支援事業補助金について、内容説明をお願いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、まず1点目のご質問についてお答えいたします。

ページ84ページでございますが、こちらに14、工事請負費、急傾斜地等崩壊対策工事費として、議員が申されましたとおり下城子地区の工事費として6,000万円を概算で計上しております。現在の進捗状況でございますが、調査測量を行っており、設計をするための協議を進めている段階でございます。発注時期につきましては、今現在まだ測量調査を行っている段階でございますので、梅雨明けになるかと思っておりますが、その手前で住民の皆様にご説明できれば、住民説明会等も計画しております。以上でございます。

あと2点目でございますが、85ページ、こちらの中の日4、社会資本整備事業費でございます。こちらの中に14、工事請負費を計上しております。9,800万円、こちらの内訳でございますが、橋梁2橋の補修並びに舗装工事1本、後道路改良として井手ノ口県道線の延長128メートルの道路改良を計画しております。ただしこちらの事業につきましては、社会資本整備総合交付金を活用し行うものでございまして、配分率によっては事業量、延長を調整しながら事業のほうを進めたいと思っております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それでは、ページ59ページ、款3、民生費、1、災害救助費の18、負担金補助及び交付金につきまして、住まいの安全確保支援事業補助金600万円と計上させていただいておりますけれども、こちらのご説明をいたします。

まず、こちら令和4年の6月10日に条例のほうを新しく制定させていただいておりますが、対象となりますのは、令和2年7月豪雨により被災された方、そして罹災証明をお持ちの方ということでございます。この罹災証明をお持ちの方が、被災された住宅、またはそこよりも安全なところにですね、ご自宅を購入または建築をされる際に、その安全対策をとる経費として、この住まいの安全確保支援事業補助金を使っていただくことが可能となっております。対象者といたしまして、条件の中いろいろございますけれども、一つは住宅の再建先が、水防法に基づく洪水浸水想定区域並びに土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域、及び土砂災害特別警戒区域以外の災害リスクの低い場所というところで規定しておりまして、こちらの補助金につきましては、補助対象経費が定められております。

一つは、移転再建事業というところで、移転をされる新しい用地、安全なところを求められて、そこに住まいを再建される場合、または、安全なところに住宅を購入される場合等に、こちらの移転再建事業のほうが適用になります。

また、現地再建事業と申しましてもう一つございますが、こちらは被災された箇所を安全対策を取って、もし同じ規模の水害がきたときにもですね、耐え得るような対策を取って、そこに自宅をまた建て直されるという場合にも適用になるようにしてございます。こちら移転に要する経費、それから住宅の建設、購入に要する経費等、また、先ほど申しましたように、水の流入を防ぐための対策にかかわる嵩上げ等の経費、または土砂の流入を防ぐための対策等に要する経費などが対象となっております。補助対象額としましては、最高300万円が上限ということでございます。経費につきましては、10分の10を補助するというところで考えておりま

して、こちらにつきましては、600万円という予算をあげさせていただいておりますが、新年度です、2件ほどを予定しております、そちらの経費を計上させていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 2番、久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） 3件とも詳細に説明いただきましてありがとうございました。
質疑を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑ありませんか。

1番、本田りかさん。

○1番（本田りかさん） 議案第17号、令和5年度山江村一般会計予算書より1点質疑をさせていただきます。

95ページ、款9、教育費、項2、小学校費、目1、学校管理費、節の10、需用費の消耗品、万江小198万円、山田小344万円、及び98ページにございます款9、教育費、項3、中学校費、目1、学校管理費、節の10、需用費の消耗品費330万円とありますが、昨年度に比べ約20万円から30万円ほど増加しておりますが、何に使われているのかを説明をお願いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。

小学校費と中学校費の需用費の消耗品費のお尋ねでございます。この消耗品費につきましては、小学校費においては2校の小学校の学校管理用の消耗品、それから授業用の消耗品、それから給食等に必要な消耗品、それから清掃、いろいろですね、消耗品必要なものをあげております。それから中学校におきましても同様にですね、通常必要なものをあげております。

それから、令和5年度につきましては、この消耗品に加えまして、新規であげておりますのが生理用品の購入費の分も含んでおります。この生理用品の購入につきましては、先般の定例議会でもですね、議員から質問があったところでございますけれども、昨年12月末ごろにですね、小学校4年生から中学校3年生までの108名の児童生徒を対象にアンケートを調査しております。その中でですね、保健室以外に生理用品を置いてほしい場所ということで問いましたところ、女子トイレの個室にですね、設置してほしいという回答した児童生徒が約80%ほどおられました。そのようなことで、必要性があるかということで検討しまして、令和5年度からですね、小学校高学年、それから中学生を対象としてですね、約11カ月分に必要な分を予算化しておりますので、その分も含めての計上でございます。

それから、若干上がっておりますのは、物価高騰によりまして、それぞれの物品が値上げされておりますので、そのへんも考慮してですね、10%程度消耗品の額

を予算として増額したところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 1 番、本田りかさん。

○1 番（本田りかさん） 執行部におかれましては大変感謝いたします。学校の生徒や保護者も大変喜ばれることと思います。これで終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑ありませんか。

8 番、西孝恒君。

○8 番（西 孝恒君） 8 番議員、西です。ただいま議題の令和 5 年度一般会計予算書の中から 2 点質疑いたします。

事前に議案審議があっておりますが、その中になかったと思いますところからですね、1 点目は、ページ 6 5 ページ、目 7、後期高齢者医療費の中の区分 1 2、委託料ですが、その一番下にあります健康訪問支援業務委託料、一体的事業についてまずお願いします。

次の 2 点目ですが、ページは 8 9 ページの目 2、区分 1 4、工事請負費の消防施設設備工事 1 3 0 万円ですけれども、これはどのような工事かお願いします。以上 2 点、お願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではご質問の 1 点目、ページは 6 5 ページ、款の 4、衛生費の 1 2、委託料につきまして、健康訪問支援業務委託料、こちらの 2 1 9 万 7, 0 0 0 円についてご説明申し上げます。

こちらは一体的事業と申しまして、保健、それから医療、それから保健の医療に対する予防的な立場からですね、高齢者を一体的に支援していこうと、健康づくりを進めていこうという取り組みの一環でございます。村内にいらっしゃる高齢者、対象者を抽出いたしまして、その対象者のお宅をですね、一軒一軒訪問しながら、受診勧奨でございましたり、栄養指導でございましたりを行っていく事業となっております。ただいま健康福祉課の中にですね、栄養士が管理栄養士がおりませんで、こちらの一体的事業の栄養指導の中でですね、管理栄養士の栄養指導というのが必要になってまいりまして、現在、職員が在籍していないものですから、こちらは業務委託としてですね、熊本県のほうにございます事業所のほうに委託をしまして、管理栄養士のほうを派遣によって地域をまわっていただくということでございます。これによってですね、保健指導と併せて、栄養面からの地域の皆さんの健康づくりというものにも寄与できるかと思っている事業でございます。説明は以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） それでは、西議員の質疑にお答えいたします。

89ページの目の消防施設費の工事請負費130万円、消防施設設備工事ということですが、内訳ということでございますが、これは令和2年の7月の豪雨災害によりましてですね、淡島の県道が災害を受けております。その中で消火栓もですね、災害を受けておりますので、今回県の工事に併せて地上式の消火栓を設置するという工事でございます。この財源につきましては、緊防債を全額充当しております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 8番、西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） 最初の健康訪問支援業務委託料ですね、これは包括的支援業務のようなものかと思いましたが、新しい内容の事業で充実していると思います。

次のですね、消防設備ですけども、これは、そのちょっと上に7分団の解体処分費というのがありますので、これに関連したものかなと思いましたが、これは屋外消火栓になりますかね、その設備ですね、淡島のですね、はい、わかりました。終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑ありませんか。

5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 1点だけ、第11号、議案第17号、令和5年度山江村一般会計予算であります。ページは11ページの地方交付税のですね、横にいきますと、特別交付税で地域おこし協力隊3人分と聞いておりますけれども、この内容についてですね、過去何年か、何名かの方が山江に来て、地域おこし協力隊として来られましたけれども、これがあんまり成功していないような気がいたしますが、今度また地域おこし協力隊を入れてやるということで、この用途のほうを説明をお願いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 高橋企画調整課長。

○企画調整課長（高橋 忍君） それでは、ただいまの森田議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず今回の地域おこし協力隊につきまして、地域プロジェクトマネージャーを中心としてですね、地域おこし協力隊2名を加え、会計年度職員3名を雇用し、プロジェクトチームを編成いたします。目的は栗を中心とした農産物の生産や、特産品を活用した商品開発、他地域の栗との差別化を図るため、やまえ栗のブランド管理基準の制定、販路拡大を目指した特産品の生産、加工、流通システムの構築、また、知名度を上げるための広告PR活動、そして、ふるさと納税寄附金を今年度実績見込額の1億1,000万円、こちらを倍増させることを目的としております。

なお、先ほどありましたとおり、3名分の人件費や経費総額1,893万7,000円のうち、約85%、1,609万2,000円が特別交付税措置されることとな

っております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 5 番、森田俊介君。

○5 番（森田俊介君） これは期間は何年の期間でやられるんでしょうか。地域おこし協力隊の任期ですね。

○議長（中竹耕一郎君） 高橋企画調整課長。

○企画調整課長（高橋 忍君） それではご説明いたします。

1 年間の単年度契約を契約期間といたしまして、最長 3 年まで更新できるものでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 5 番、森田俊介君。

○5 番（森田俊介君） これがですね、成功するようにお祈りしまして質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑ありませんか。

6 番、横谷巡君。

○6 番（横谷 巡君） 議案第 17 号、一般会計予算書について質疑をいたします。2 点質疑をいたします。

ページは 11 ページの款 9、地方交付税、この地方交付税の特別交付税で、地域おこし協力隊の人件費分 2,000 万円が計上されています。このことについては、審議またただいまの森田議員の質疑でお答えをいただいておりますが、商工観光関係と NPO かちやりんくやまえサポート、ケーブルテレビ、地域プロジェクトマネージャー等の項目にこの人材を充てたいというような説明でもございました。いわゆる特交というのは特別交付税ですね、これは当初予算に計上されるのはまれであります。なぜかと言うと、それぞれの自治体で緊急的な事件とか、例えば災害等が起きたときに、特別交付税で町村の財政事情を考慮して配分がなされるわけですから、この使い道は慎重に趣旨に添った使い方をしなければなりませんので、そういうことを踏まえてですね、今までの地域おこし協力隊の活動内容を見ますと、本当に山江村の振興、発展に寄与したかなという、いまひとつという感じは否めません。ですから、せっかく採用されるのならば、今の山江村が抱えている課題、それから活動目的をしっかりと明確に示してですね、それにこたえるような人材を採用すべきと考えます。そのところがしっかりしている成功すると思いますが、あまり曖昧に人材を採用すると、また同じような繰り返しになりますから、せっかく特交という財源をいただく、それを活用して本村の活性化、振興に頑張りたいと言うことですから、その人材採用に当たってのことについて質疑をいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） それでは、私のほうからお答えしたいと思います。

特別交付税で人件費をあげたというようなことでありますけれども、予算編成をする折に当たってですね、財源をどうしても確保する必要があるということでもあります。歳出を今年も2億円ほど削って、予算査定で落としながら令和5年度の予算を作ったというようなこともあり、そういう事情もあり、また、特交の人件費についてはですね、確実に入ってくるということでもあります。昨年、特別交付税は2億3,000万円入りました。今年も1億9,000万円ぐらい入るという中の一部の人件費、これは今、ALTが今、人件費として特交に加えられて入っておりますけれども、その分はしっかり必ず入ってくるものとしてですね、特別交付税として予算化させていただいたということでございます。

それと人材の選出であります。結論から言いますと、しっかりした人を選出するということに尽きるわけですが、なかなか公募して応募されて、非常に学歴の高い人が今までお二人応募され採用したわけですが、なかなか地元で馴染まなかったというようなこともありますので、ある意味ではですね、しっかりわかった人にねらいを定めながらですね、しっかりその付近のところについてはやっていきたいと思っております。

現在公募した状況において、プロジェクトマネージャーとしては3名の方、これは埼玉、東京の方が2名と埼玉の方、3名が応募されております。それから3名のうち栗のブランディングのほうの、いわゆる栗を中心とした産業をどう山江でつくっていくかというような仕事をお願いするわけですが、それが1名応募がありました。それとNPO関係といいますけれども、実は交流関係、要するにこの産業振興をねらいとした交流関係の人の応募1人でありまして、ケーブルテレビ関係を公募しておりましたが応募者ゼロであります。引き続き行っていきたいと思いますが、議員おっしゃいましたとおりですね、その目的、要するに山江村の活性化の趣旨に合った人をしっかり選びながら、令和5年度の新しい事業としてですね、進めていけたらと思っておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 本村の課題等にですね、マッチした良い人材を、いればいいんですけれどもなるべくそういうことを期待しています。

それから2点目ですね、2点目はですね、ページは51ページです。民生費の社会福祉費、社会福祉総務費、この中に旅費ということで、山江村虐待防止等対策地域協議会委員費用弁償とありますけれども、この協議会の内容についてちょっと説明をお願いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。

ページ5 1 ページ、款 3、民生費、1、社会福祉費の 8、旅費ということで、こちらのほうに山江村児童虐待防止等対策地域協議会委員費用弁償ということであげさせていただいております。こちらの児童虐待防止対策地域協議会と申しますのが、児童虐待、村内地域を含めまして、熊本県内、ただいま児童虐待の事例というのが非常に多く発生しているところでございます。中にはですね、山江村ではございませんけれども、痛ましい事故等が起きている事例もございまして、そういった事例をここで協議会の中でもですね、我々福祉の立場のほうから、協議会の方に説明をさせていただくという場でございます。

また、この協議会の委員さんの中にはですね、有識者を含めまして学校関係者、保育所関係者、そして山江村役場の職員と、それから児童相談所、それから県のほうからも来ていただいております。そういった構成メンバーの中でですね、本村に起きた事例、それから地域内広く起きた事例というものを持ち寄り、また、本村の中にあるケースについても共有しながら、どういった対応ができるか、どういった対策が一番効果的であるのかというのを考えていく場ということで把握しております。委員の皆さんにはですね、本年度もまた継続してお願いをするように現在のところ計画しております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6 番、横谷巡君。

○6 番（横谷 巡君） なぜお尋ねをしたかといいますと、本当に残念ながらといいますか、本村におきましても、皆さんも既にご承知のように児童虐待のケースが起きてまして、新聞・テレビ等で、山江村で起きたということで大変ショックを受けました。本村は子育て支援とか学校教育とか、本当に先駆的に私は一歩先をリードしている村ではないかということを自負しておりますので、そのような足元でこのような事件が起きたということでですね、本当に残念ですけれども、今、課長が申し上げましたとおり、こういう虐待防止の協議会がありますので、情報共有ですね、やっぱり保育園、学校、教育委員会、行政、児童相談員、各地区の有識者等、やっぱり関係者でよく協議して、事前に防止できることがありはしないかということから、後手後手じゃなくて、やっぱり先手で、大体地域の事情をいろんな人がいますから、事故が起きたときに早めに対策をして、なるべくこのような事件がないようにしていただきたいという思いです。それで情報の共有をくれぐれもして、このようなことが起きないようにお願いしたいと思います。以上です。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第１７号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

—————○—————

日程第１２ 議案第１８号 令和５年度山江村特別会計国民健康保険事業予算

○議長（中竹耕一郎君） 日程第１２、議案第１８号、令和５年度山江村特別会計国民健康保険事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第１８号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

—————○—————

日程第１３ 議案第１９号 令和５年度山江村特別会計簡易水道事業予算

○議長（中竹耕一郎君） 日程第１３、議案第１９号、令和５年度山江村特別会計簡易水道事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第１９号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

—————○—————

日程第 1 4 議案第 2 0 号 令和 5 年度山江村特別会計農業集落排水事業予算

○議長（中竹耕一郎君） 日程第 1 4、議案第 2 0 号、令和 5 年度山江村特別会計農業集落排水事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第 2 0 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第 1 5 議案第 2 1 号 令和 5 年度山江村特別会計介護保険事業予算

○議長（中竹耕一郎君） 日程第 1 5、議案第 2 1 号、令和 5 年度山江村特別会計介護保険事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

8 番、西孝恒君。

○8 番（西 孝恒君） ただいま議題となりました、令和 5 年度山江村特別会計介護保険事業予算書の中から 1 点質疑いたします。

ページは 8 ページ、目 1、一般管理費の中の区分 1 2 の委託料の計画策定委託料とあります。3 0 0 万円あげてあります。これはどのようなものかお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。

ページが 8 ページ、款の 1、総務費、項 1、総務管理費の中の委託料、計画策定委託料と 3 0 0 万円を計上させていただいているところでございます。こちらにつきましては、ただいま介護保険事業につきましては、第 8 期山江村の介護保険事業計画の中で運用、運営を行っております。今回令和 5 年度までが第 8 期の期限となっておりまして、令和 5 年度中にですね、新しい第 9 期の計画を策定する必要がございます。この策定のための委託料ということで、外部の事業所に策定のお手伝いをさせていただくための委託料を計上させていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 8 番、西孝恒君。

○8 番（西 孝恒君） 今、保険給付費がですね、近年かなり上がりつつありますので、今回も大分上がっております。それに関連ある策定かなとは思いましたが、第 8 期

のですね、策定ということでわかりました。終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第21号は、原案のとおり可決することと決定いたしました。

—————○—————

日程第16 議案第22号 令和5年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算

○議長（中竹耕一郎君） 日程第16、議案第22号、令和5年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第22号は、原案のとおり可決することと決定いたしました。

—————○—————

日程第17 議案第23号 令和5年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算

○議長（中竹耕一郎君） 日程第17、議案第23号、令和5年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第２３号は、原案のとおり可決すること
に決定いたしました。

—————○—————

日程第１８ 議員派遣の件

○議長（中竹耕一郎君） 日程第１８、議員派遣の件を議題といたします。

議員派遣については、お手元に配付しておりますとおり、派遣することにご異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付しておりますとおり、派遣することに決定いたしました。

この際、派遣場所、派遣期間などに変更があった場合、その決定については議長
に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

—————○—————

日程第１９ 閉会中の継続調査申出書

○議長（中竹耕一郎君） 日程第１９、閉会中の継続調査申出書を議題といたします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長からお手元に配付し
ております申出書が提出されております。よって、委員長の申し出のとおり、継続
調査としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。よって、委員長申し出のとおり、それ
ぞれ閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。本日村長から、議案第２４号、公共工事請負変更契約
の締結について、議案が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第１として議題としたいと思いますが、ご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第２４号を日程に追加し、追加日程第１として議題とすることに決
定いたしました。

同じく、村長から、議案第２５号、公共工事請負変更契約の締結について、議案

が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第2として議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

それでは、今から議案を配付しますので、しばらくお待ちください。

—————○—————

追加日程第1 議案第24号 公共工事請負変更契約の締結について

○議長（中竹耕一郎君） それでは、追加日程第1、議案第24号、公共工事請負変更契約の締結についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第24号についてご説明申し上げます。

公共工事請負変更契約の締結についてでございます。次のとおり公共工事請負変更契約を締結するというものでございます。令和5年3月14日、本日提出であります。山江村長、内山慶治といたしております。

記として表を掲げておりますけれども、工事名、事業量、契約金額、契約の相手方、入札の方法と順に読み上げさせていただきます。

工事名につきましては、令和4年度山田小学校屋根改修工事でございます。事業量につきましては、変更前が建築面積1,598.87平方メートル、直接仮設工事一式、鉄骨工事一式、金属屋根、樋工事一式、防水改修工事一式としておりましたのを、変更後につきましては、建築面積は1,598.87平方メートルと、防水改修工事までは変わりませんが、これに加えて、既存防水槽撤去工事一式並びに消火栓配管盛替え工事一式を加えさせてもらうものでございます。その金額は3,964万204円でありますので、変更前の9,570万円に金額を加えて、396万4,204円で9,966万4,204円とさせてもらうものでございます。契約の相手方でありまして、変更前と変わらず熊本県球磨郡山江村大字山田甲1727番地3、三宅建設株式会社代表取締役、三宅祐二、敬称略します、であります。入札の方法であります。変更前が指名競争入札でありました。今回は入札率による変更契約とさせていただくものでございます。

提案理由でございますけれども、この工事請負変更契約の締結につきましては、山江村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定によりまして、いわゆる5,000万円以上の契約の変更でございますが、議

会の議決を経る必要があるために提案させていただくというものでございます。

先般、現地を見ていただきましたとおり、山田小校舎の雨漏り対策としまして、屋根改修工事を施工いたしておるところでございます。当初施工内容にひさし部分の既存防水槽の撤去工事、屋上の既存消火栓配管が新規屋根と干渉する部分の盛替え工事を追加施工するため、変更契約を締結させていただくというものでございます。なお、本工事にかかわる工期の変更はございません。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

-----○-----

追加日程第 2 議案第 25 号 公共工事請負変更契約の締結について

○議長（中竹耕一郎君） 次に、追加日程第 2、議案第 25 号、公共工事請負変更契約の締結についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第 25 号についてご説明申し上げます。

公共工事請負変更契約の締結についてでございます。次のとおり公共工事請負変更契約を締結するというものでございます。本日提出でございます。

記として、工事名、事業量、契約金額、契約の相手方、入札の方法と表を作っておりますが、読み上げさせていただきますが、事業量のほうはですね、変更前の数値が載せてありませんので、そのところも加えて説明させていただきます。大変失礼をいたしております。

工事名につきましては、令和 3 年度 2 災補道第 4019 号、村道吐合宇那川線道路災害復旧工事でございます。施工延長につきましては、204.9 メートルでございます。次の大型ブロック積工につきましては、1,153.5 平方メートル、当初はですね、変更前は 1,153.5 平方メートルを 1,050 平方メートルに変更するものでございます。

次に、コンクリート根継工でございますが、24 立方メートルを 38 立方メートルに変更させていただくというものでございます。

次に、アスファルト舗装工でありますけれども、640 平方メートルを 29 平方メートルに減少させていただくものでございます。

次に土足防護柵工でありますが、178 メートルを 20.5 メートルに変更させていただくものであります。仮設工については一式としております。

変更前につきましては、2 億 7,500 万円ございましたが、今回事業量がずいぶん減りましたので、変更分として 5,534 万 5,496 円を減額するというものでございまして、変更後につきましては、2 億 1,965 万 4,504 円とするものでございます。契約の相手方につきましては、球磨郡山江村大字万江甲の 1049

の1、株式会社中央設備代表取締役、林田啓一としております。敬称略しました。

入札の方法は指名競争入札でありましたが、今回入札率による変更契約とさせていただきます。

提案理由でございますが、この工事請負変更契約の締結につきましては、山江村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、いわゆるこれも5,000万円以上の契約の変更でございますが、議会の議決を経る必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

今回の変更につきましては、令和3年度村道吐合宇那川線道路災害復旧工事につきまして工事を進めてきているところでございます。ただ、令和4年の大雨や台風によりまして、仮設道路がですね、流出をしております。また、建設資材の調達の遅延等もありまして、本年度中に竣工が見込めないという状況になっているわけがあります。そういうことにつきましては、次年度、令和5年度施工するため、本年度の契約を減額させていただきまして、また来年度にあげさせていただくと、その分をあげさせていただくという変更契約の提案でございます。

どうぞよろしくご審議をお願いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） これで提案者の説明は終わりました。

ここで審議のため暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、しばらくのあいだ暫時休憩といたします。

再開時刻を11時30分といたします。

—————○—————

休憩 午前11時09分

再開 午前11時29分

—————○—————

○議長（中竹耕一郎君） では、審議が終わりましたので再開いたします。

追加日程第1、議案第24号、公共工事請負変更契約の締結についてを議題とし、質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第24号は、原案のとおり可決すること
に決定いたしました。

追加日程第2、議案第25号、公共工事請負変更契約の締結についてを議題とし、
質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第25号は、原案のとおり可決するこ
とに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。本会議で議決された事件の条項、字句、数字、その他
の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議長に委任することに決定いたしました。

これで、本定例会の会議に付されました事件はすべて終了いたしました。

お諮りします。これにて本定例会を閉会したいと思います。ご異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、令和5年第2回山江村議会定例会を閉会
いたします。ありがとうございました。

—————○—————

閉会 午前11時31分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

山江村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員